

しばたの
未来のために。



新発田市まちづくり総合計画

令和6年3月

新発田市

新発田市まちづくり総合計画

SHIBATA CITY

2024~2031



新発田市まちづくり総合計画

はじめに

本市は、令和2年に策定した「新発田市まちづくり総合計画」に基づき、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を将来都市像に掲げ、人口減少、少子化、超高齢社会の到来などの課題に正対したまちづくりを推進してまいりました。

「健康田園文化都市」とは、命を守る「健康」、農業に代表される産業を意味する「田園」、そして、歴史や伝統、学びを総称する「文化」を基調としたまちを表しております。その実現に向け、「健康長寿」「少子化対策」「産業振興」「教育の充実」の4つの視点でまちづくりを進め、子育て支援の充実により、子育て世代の転入増加につなげ、健康長寿に向けた戦略的な取組を通じ、健康寿命の延伸を図るとともに、農業の高付加価値化や先端産業を中心とした企業誘致、また、ふるさとを愛する豊かな人間性を育む教育の充実を図ってまいりました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所による令和2年国勢調査を基にした将来人口推計では、地方都市のみならず首都圏も含めて人口減少は一層進行していくとされており、足元では、気候変動の影響を受けた自然災害の激甚化や不安定な国際情勢等により、我が国を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような状況においても、引き続き「住みよいまち日本一」を目指し、将来を見据えた持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、この度、令和6年度から令和13年度までの8年間にわたる、新たな総合計画を策定いたしました。

本計画では、市民との「共創」をまちづくりの理念とし、市民と行政が一体となり、市民の皆様が暮らしやすく、何よりもその生活のなかで幸福感を得ることのできるまち、また、訪れる人にとっても、何度も訪れたくなる、住みたくなるまちの創出を目指しております。そのために、4つの視点によるまちづくりをさらに推進するとともに、デジタル化や先端技術の活用、グローバル化、ゼロカーボンといった時代の潮流も積極的にまちづくりに取り込み、現在の市民はもとより、将来の市民にも責任を持ったまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提案をいただきました新発田市まちづくり総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、御尽力いただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新発田市長 二階堂馨

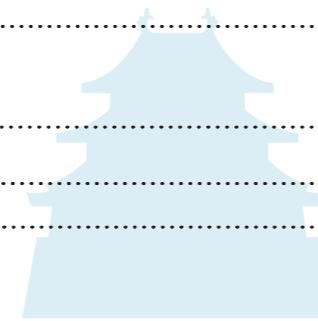


CONTENTS

第1章 計画の策定にあたって

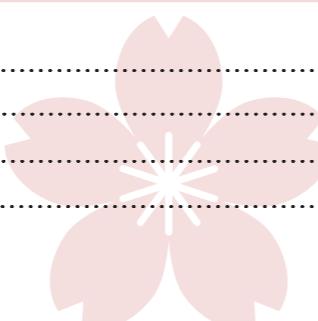
第1節 新発田市まちづくり総合計画の概要	1	3
1 策定の趣旨		3
2 計画の構成		4
3 計画期間と進行管理		6

第2節 新発田市の概況と時代の潮流	8	8
1 新発田市の概況		8
2 時代の潮流		14



第2章 基本構想

1 まちづくりの理念	19	19
2 将来都市像	20	20
3 基本目標	21	21
4 将来都市像実現のための4つの視点	24	24



第3章 基本計画

第1節 基本計画の概要	27	29
1 基本計画と総合戦略の関係		29
2 施策体系		30

第2節 分野別施策の方針	32	32
1 生活・環境		34
2 健康・医療・福祉		52
3 教育・文化		66
4 産業		76
5 市民活動・行政活動		88



第4章 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略

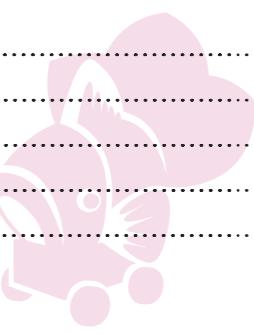
第1節 新発田市人口ビジョン	101	103
1 人口の将来推計と分析		103
2 将来の人口展望		104

第2節 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略の方向性	106	106
基本目標1 【仕事をつくる】		108
基本目標2 【人の流れをつくる】		108
基本目標3 【結婚・出産・子育ての希望をかなえる】		109
基本目標4 【魅力的な地域をつくる】		109



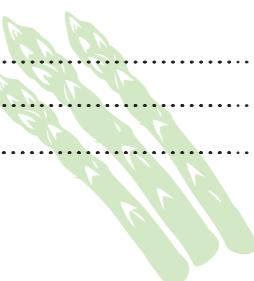
第5章 新発田市行政改革大綱

1 これまでの行政改革の取組と今後の方向性	111	113
2 3つの重点項目に基づく取組		114
3 推進期間		118
4 推進体制		118
5 行政改革推進計画		118



資料編

1 市民意向等	119	121
2 基本計画の施策とSDGsの関係		126
3 新発田市まちづくり総合計画の策定経緯		128



第1章 計画の策定にあたって

第1節 新発田市まちづくり総合計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画期間と進行管理

第2節 新発田市の概況と時代の潮流

- 1 新発田市の概況
- 2 時代の潮流



第1節 新発田市まちづくり総合計画の概要

1 策定の趣旨

当市では、新発田市まちづくり総合計画条例に基づき、将来の市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な方針を示し、体系的かつ計画的な市政運営と健全な財政運営を行うため、市の最上位に位置する「新発田市まちづくり総合計画」を策定しています。

前総合計画の策定から4年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の急速な進展など、当市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

国は令和2年に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、デジタル技術の活用によって持続可能な経済社会を実現する「デジタル田園都市国家構想」や、地方公共団体のDX^{*1}等を推進しています。

また、令和2年10月には、2050（令和32）年までに「カーボンニュートラル^{*2}」を目指すことが国会で宣言され、脱炭素を目指す地域に対して積極的な支援を行っています。

これらの状況を踏まえ、当市においても、市民サービスの向上や、行政の効率化につながるデジタル技術の導入を推進するとともに、令和3年6月には「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策など、脱炭素社会の実現を目指した取組を進めています。また、豊かなる大地を守るために、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた「食の循環」の流れをまちづくりに活かし、最終的には「地域の活性化」と「市民生活の質の向上」を目指す「食の循環によるまちづくり」を通じて「持続可能な開発目標（SDGs^{*3}）」の推進を図っています。

このように社会状況が大きく変化しているなか、当市の目指すべき方向性とその実現のための方策を共有し、将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、新たな「新発田市まちづくり総合計画」を策定しました。

*1 DX

:Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル技術を活用することで社会や生活の形を変えること

*2 カーボンニュートラル

:温室効果ガスの排出について、排出量から吸収・除去した量を差し引いて、全体としてゼロにすること

*3 SDGs

:Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、17のゴールと、196のターゲットから構成される国際目標のこと

2 計画の構成

本計画は、市の最上位計画として「新発田市人口ビジョン」や「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」等を一体の計画として策定しています。

《新発田市まちづくり総合計画》

新発田市まちづくり総合計画条例第2条第1号の規定により、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

基本構想

市が目指すべき将来都市像を示し、その将来像を実現するための基本目標と視点を示しています。

基本計画

基本構想に示した将来都市像を実現するため、基本目標別に施策を体系づけ、施策推進のための方針や具体的な取組等を示しています。

実施計画（別冊）

施策を推進するために実施する事務事業を示しています。

事業の進捗や評価等を踏まえ、毎年度見直しを行うため、別冊で作成しています。

《新発田市人口ビジョン》

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、当市の人口を分析し、人口減少対策等の取組によって目指すべき将来の人口を展望するものです。

《新発田市デジタル田園都市構想総合戦略》

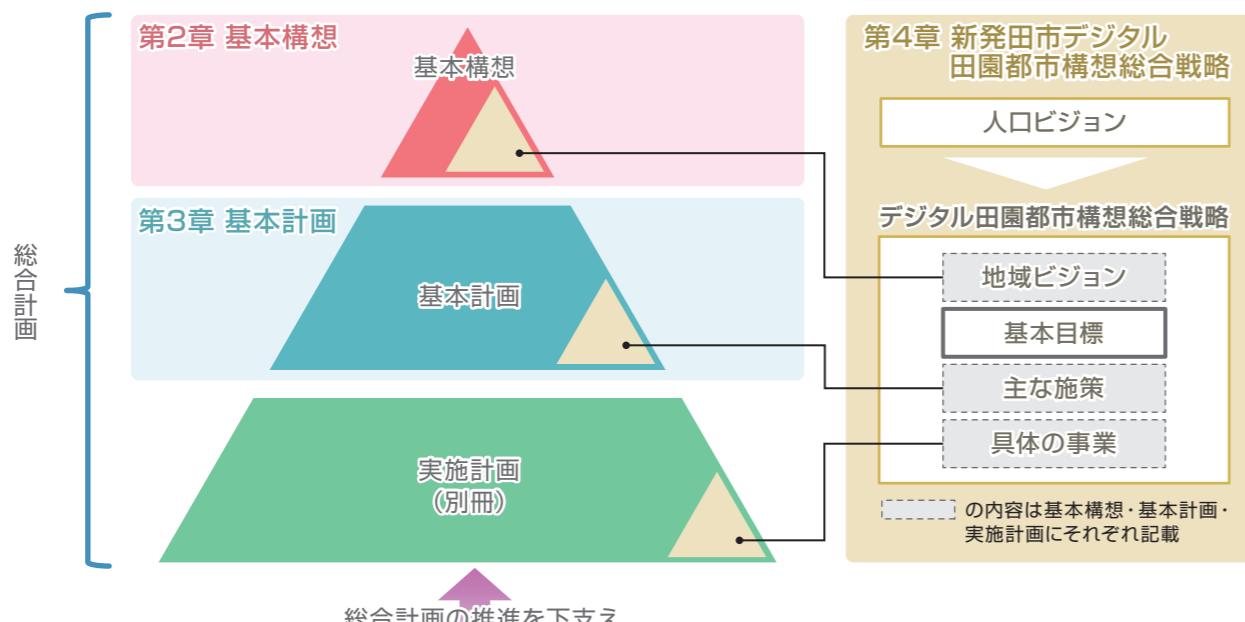
人口ビジョンに基づき、人口減少対策と地方創生の実現に向けて、デジタルの力も活用しながら社会課題の解決を図るための計画です。

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国・県の総合戦略を踏まえて策定しており、地域が目指すべき理想像を示す「地域ビジョン」や、4つの「基本目標」、また、それを達成するための「主な施策」や「具体的な事業」で構成され、取組を評価するための重要業績評価指標（KPI）を設定しています。

《新発田市行政改革大綱》

新発田市の行政改革に関する基本的な考え方や取組の方針を示したもので、行政分野の取組を効率的・効果的に進めることで、総合計画の各施策や取組を推進します。

《新発田市まちづくり総合計画の構成》



第5章 新発田市行政改革大綱

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 新発田市まちづくり総合計画の概要
- 第2節 新発田市の概況と時代の潮流

第2章 基本構想

- 第1節 基本計画の概要
- 第2節 分野別施策の方針

第4章 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略

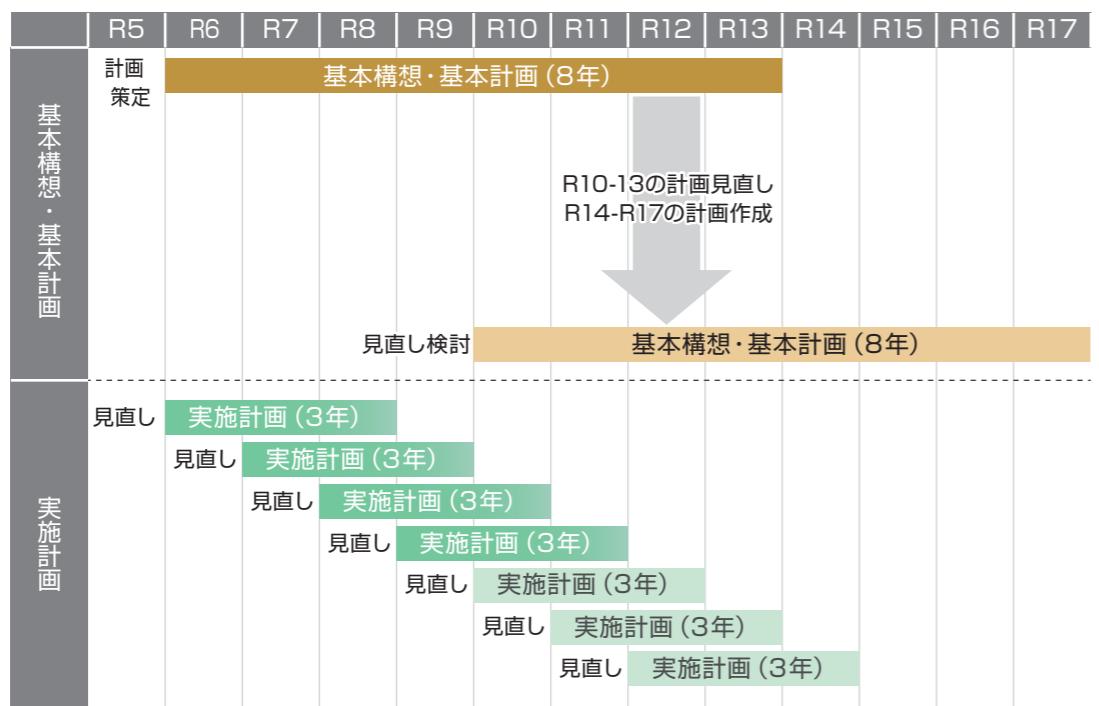
- 第1節 新発田市人口ビジョン
- 第2節 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略の方向性

第5章 新発田市行政改革大綱

3 計画期間と進行管理

■ 期間

基本構想及び基本計画の期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とし、計画開始から4年後の令和9年度に見直しを検討します。また、実施計画の期間は3年間とし、毎年度見直します。



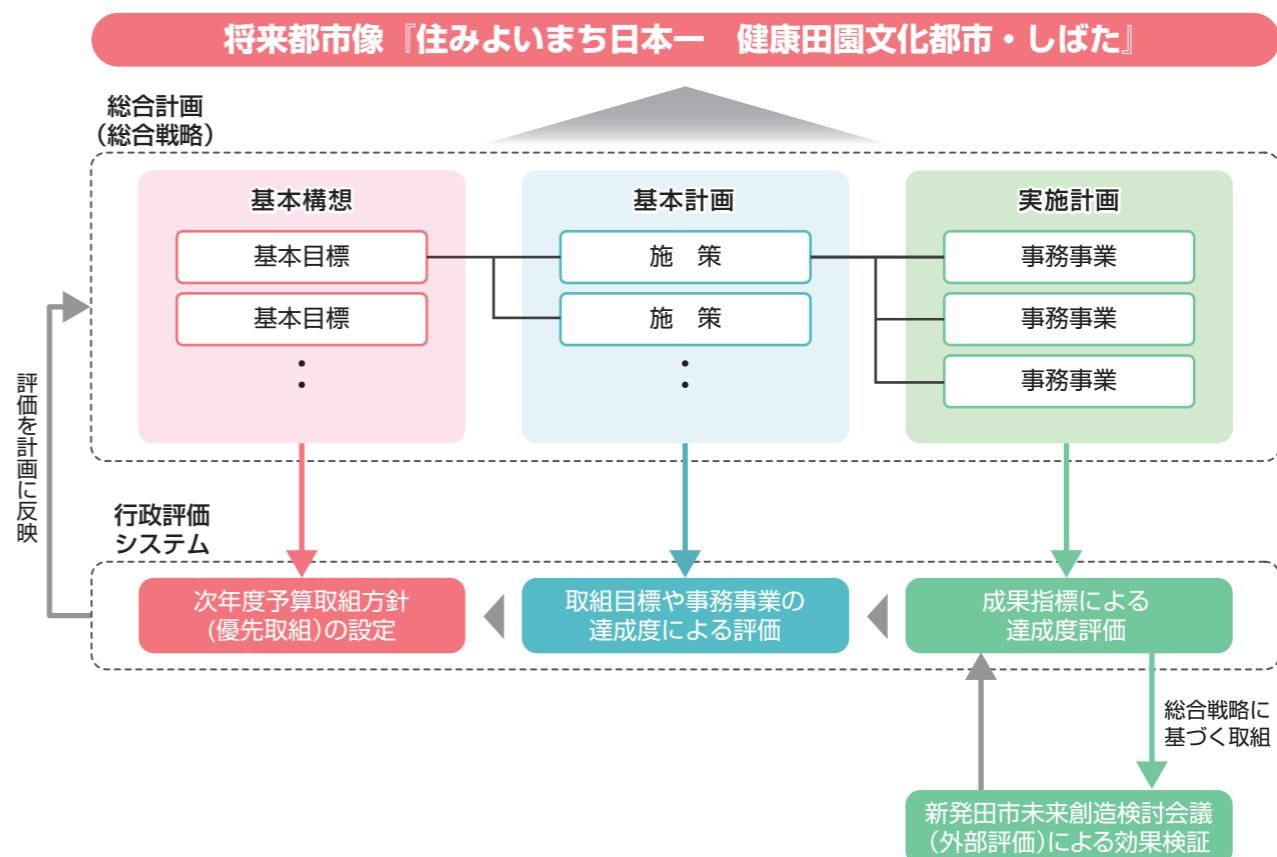
■ 進行管理と行政評価

「新発田市まちづくり総合計画」では、基本構想を具現化するために、基本計画に定めた方向性に沿って各事務事業を実施します。なお、計画の進行管理にあたっては、行政評価システムを活用します。

行政評価は、「PDCAサイクル」によって改善を図り、実施計画では各事務事業の達成度を評価し、基本計画では各施策の取組目標や施策に紐づく事務事業の達成度により評価します。

評価結果は毎年度分析を行い、次年度の取組方針（優先取組）を設定します。そして、評価結果を市民に公表することで、行政の透明性の確保と市民起点に立った行政運営を行うとともに、効率的・効果的に総合計画を推進します。

また、本計画は「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」を兼ねており、当戦略に基づく取組については、行政のみならず関係諸団体をはじめ、全市民を挙げて推進していく必要があることから、効果検証にあたっては産官学金労言（産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア）等の有識者で構成する「新発田市未来創造検討会議」において、客観的な視点により効果検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行っていきます。



第2節 新発田市の概況と時代の潮流

1 新発田市の概況

新発田市は、越後平野の北部に位置し、県都新潟市に隣接する市域面積533.11km²、人口約9万3千人(令和5年12月末現在)の都市です。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一といわれた堤桟を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地もあります。

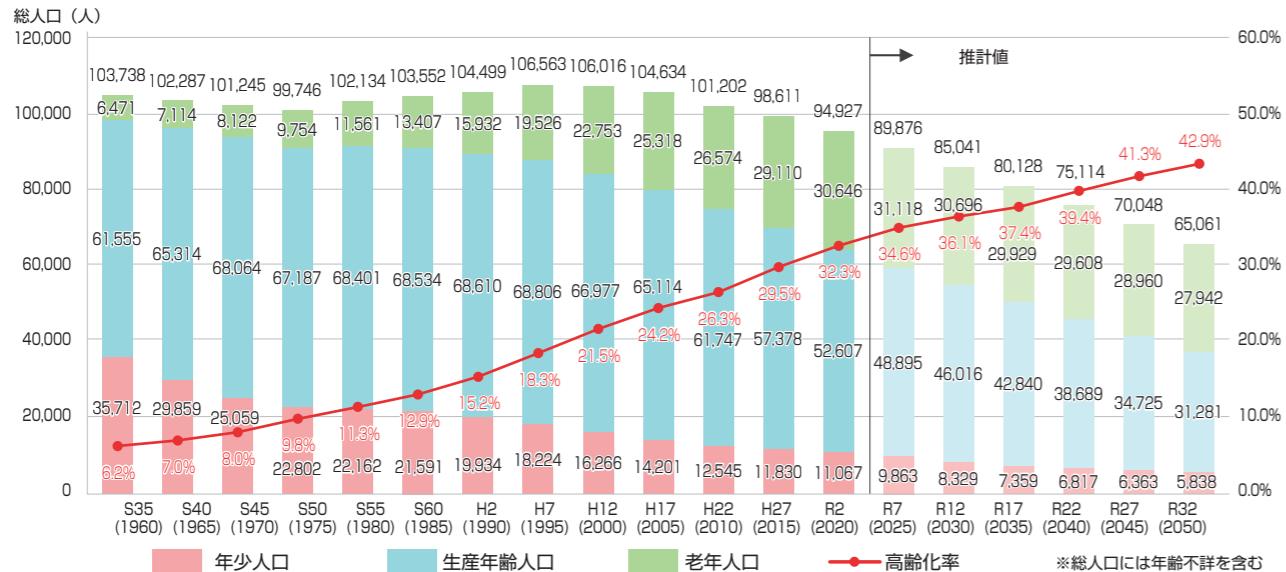
初代藩主・溝口秀勝候が加賀大聖寺から入封したときは6万石が給され、江戸時代末期には10万石の城下町として栄え、現在も国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化遺産をまちの随所にとどめています。

■ 人口

人口は昭和35年から昭和50年にかけて減少傾向が続き、昭和50年には99,746人と10万人を下回っています。その後は増加に転じて平成7年には106,563人となります。それ以降減少が続き、令和2年には94,927人まで減少しています。さらに今後も減少を続け、令和32年には約65,000人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口は一貫して減少しており、生産年齢人口は平成7年をピークに減少に転じています。老人人口は増加を続けているものの、令和7年をピークに減少に転じると見込まれており、今後も人口減少が一層加速することが見込まれています。

高齢化率は老人人口が減少に転じたあとも上昇を続け、令和32年には42.9%まで上昇すると推計されています。



■ 地区別人口

昭和55年から令和2年の40年間の人口増減率は、最も減少している赤谷地区で70%以上減少しているのに対し、本庁・五十公野・加治地区では10%程度増加しています。

人口は、米倉・赤谷・菅谷・佐々木地区では昭和55年以降一貫して減少を続けています。また、五十公野・加治地区においても、平成12年から平成22年の間で人口減少が始まり、令和2年には本庁地区を含む全ての地区で人口が減少しています。

表 地区別人口の推移

調査年 地区	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	人口増減率 (S55年からR2年の 40年間の 増減率)
本庁	47,833 ↗	47,331 ↗	48,546 ↗	51,218 ↗	52,365 ↗	52,967 ↗	52,262 ↗	52,586 ↗	52,256 ↗	10.4%
五十公野	5,270 ↗	4,719 ↗	6,056 ↗	6,212 ↗	6,068 ↗	5,861 ↗	5,852 ↗	5,733 ↗	5,276 ↗	11.8%
松浦	2,922 ↘	2,958 ↗	2,924 ↗	2,812 ↘	2,656 ↘	2,460 ↘	2,250 ↘	2,037 ↘	1,783 ↘	-39.7%
米倉	1,736 ↘	1,778 ↗	1,645 ↘	1,602 ↘	1,480 ↘	1,393 ↘	1,238 ↘	1,117 ↘	973 ↘	-45.3%
赤谷	1,099 ↘	1,299 ↗	933 ↘	806 ↘	731 ↘	613 ↘	507 ↘	403 ↘	339 ↘	-73.9%
川東	6,412 ↗	6,361 ↘	6,315 ↗	6,086 ↘	5,762 ↘	5,531 ↘	5,038 ↘	4,704 ↘	4,341 ↘	-31.8%
菅谷	4,399 ↘	4,487 ↗	4,259 ↘	4,070 ↘	3,971 ↘	3,842 ↘	3,530 ↘	3,201 ↘	2,873 ↘	-36.0%
加治	3,158 ↗	2,785 ↘	3,252 ↗	3,476 ↗	3,671 ↗	3,708 ↗	3,490 ↗	3,361 ↗	3,172 ↗	13.9%
佐々木	4,390 ↘	4,491 ↗	4,240 ↘	4,216 ↘	4,030 ↘	3,808 ↘	3,565 ↘	3,320 ↘	3,113 ↘	-30.7%
豊浦	10,505 ↗	10,365 ↘	10,377 ↗	10,251 ↘	9,870 ↘	9,688 ↘	9,380 ↘	8,916 ↘	8,546 ↘	-17.5%
紫雲寺	8,273 ↗	8,174 ↗	8,279 ↗	8,157 ↗	7,970 ↗	7,719 ↗	7,493 ↗	7,114 ↗	6,572 ↗	-19.6%
加治川	7,555 ↗	7,386 ↗	7,673 ↗	7,657 ↗	7,442 ↗	7,044 ↗	6,597 ↗	6,119 ↗	5,683 ↗	-23.1%
合計	103,552	102,134	104,499	106,563	106,016	106,016	104,634	101,202	98,611	-7.1%

↑ 前回調査年に比べて人口が増加

↓ 前回調査年に比べて人口が減少

資料：国勢調査（組替人口）

■ 通勤・通学

通勤・通学による移動は、いずれも新潟市との間の流入・流出が多く、流出超過となっています。このほか、通勤では村上市、五泉市、阿賀野市、関川村に対して流入超過、胎内市、聖籠町に対して流出超過となっており、通学では、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町に対して流入超過となっています。

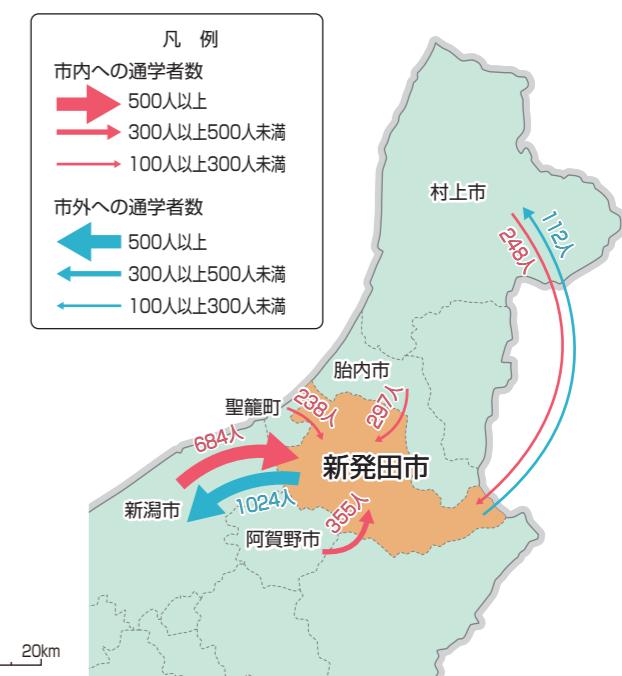
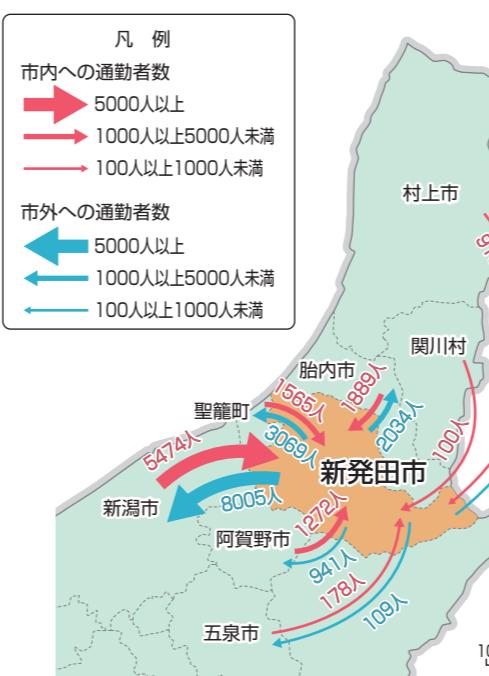


図 通勤による移動の状況

資料：令和2年国勢調査

■ 人口の社会増減

市外への転出数や市内への転入数は、平成19年から平成22年にかけて減少し、その後は年による変動はあるものの、横ばい傾向で推移しています。令和2年から令和3年における転出数が横ばいであったものの、転入数は大きく減少しました。

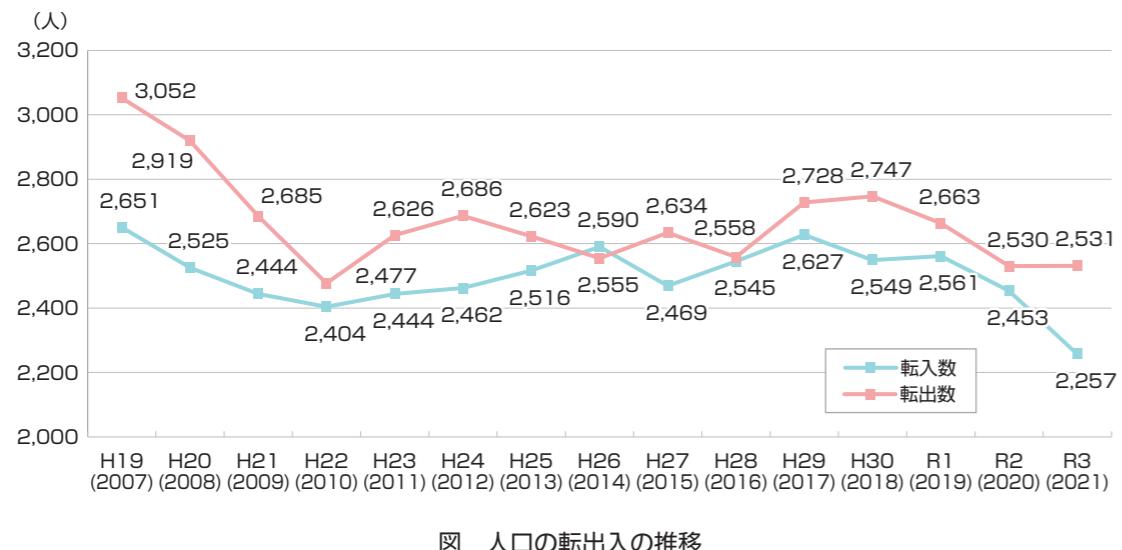


図 人口の転出入の推移

資料：住民基本台帳人口移動報告

■ 年齢階級別人口移動の推移

高校・大学卒業期である「15～19歳→20～24歳」の年代において、大きく転出超過の状態となっています。20歳代後半から40歳代まで、「H2→H7」では大きく転入超過の状態となっていましたが、「H22→H27」ではその傾向が弱まり、わずかな転入超過となっています。

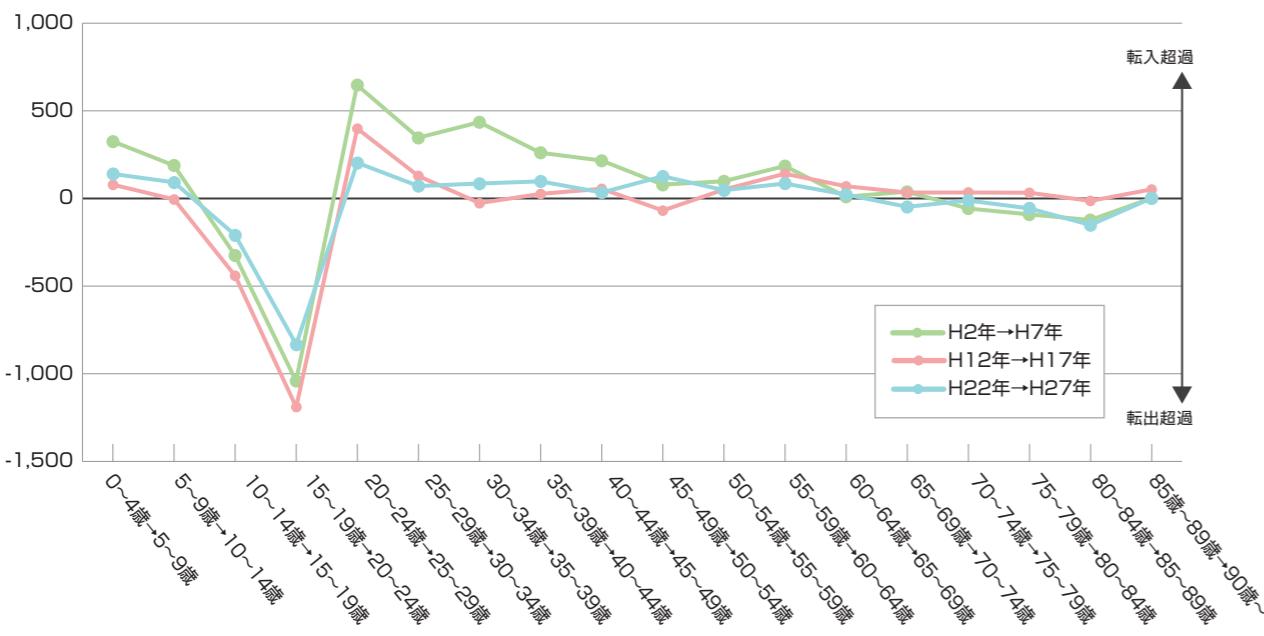


図 年齢階級別的人口移動

資料：国勢調査を基に「まち・ひと・しごと創生本部事務局」が作成

■ 年齢別転出入状況

平成30年から令和4年までの男女別の人口移動は、男女ともに20歳代を中心にその前後で転入・転出が多くなっています。男性は、15～19歳で純移動数がやや転入超過となり、その後20歳代では転出が転入を大きく上回っています。

女性は、15～29歳で特に転出超過が大きく、他の年代では転入数と転出数が同程度となっています。

また、若干数ではあるものの、子育て世代の転入に伴い、この子どもの世代においても転入超過となっています。

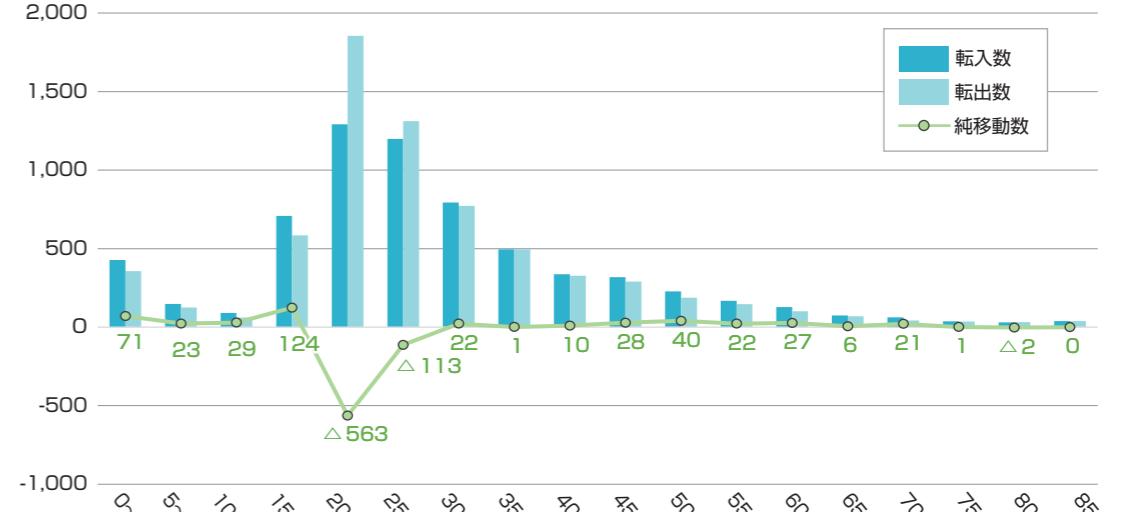


図 男性の年齢別転出入状況（平成30年～令和4年までの累計）

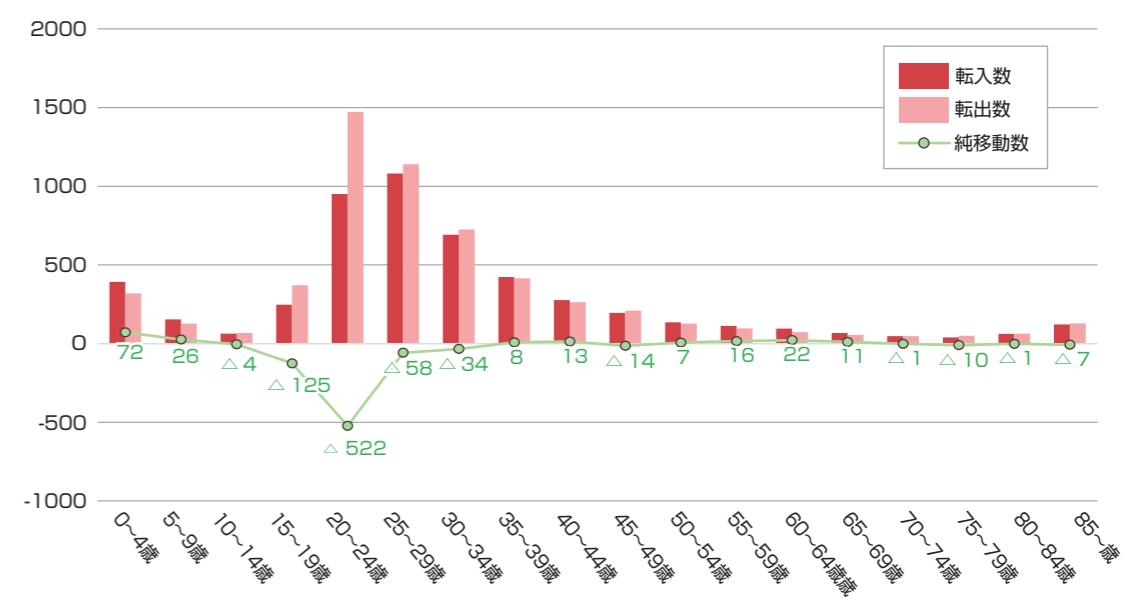


図 女性の年齢別転出入状況（平成30年～令和4年までの累計）

資料：住民基本台帳人口移動報告

■ 人口の自然増減

死亡数は高齢化の進行により、増加傾向で推移しています。令和2年には死亡数が減少しましたが、令和3年には再び増加しています。出生数は減少傾向で推移しており、令和3年の出生数は最も少なく、561人となっています。

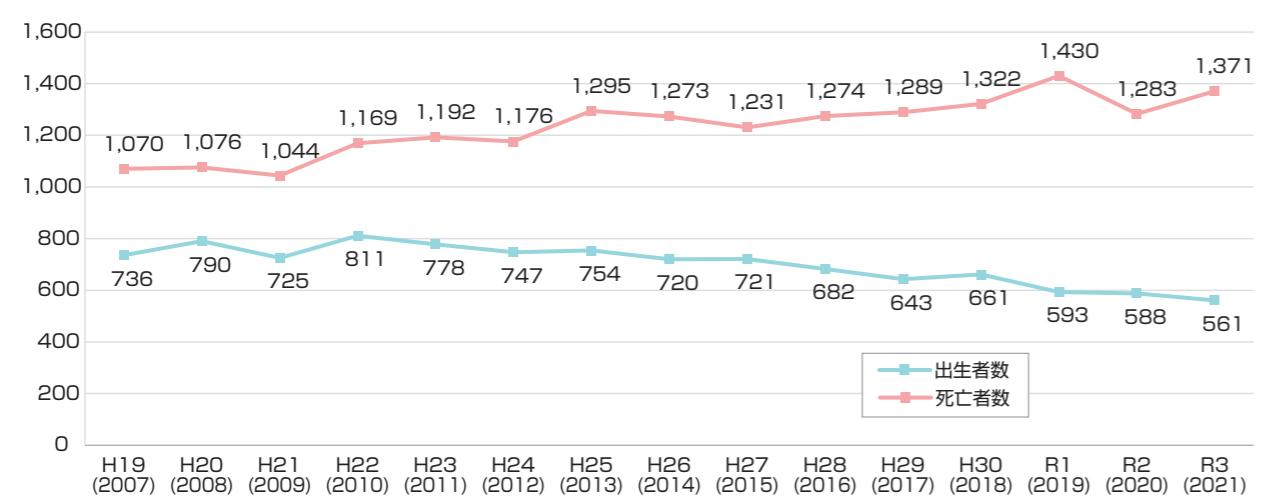


図 出生数と死亡数の推移

資料：新潟県保健福祉年報

■ 産業

就業者数はやや減少傾向で推移しています。産業別就業者数割合では、一次産業は微増傾向で推移しています。二次産業は平成21年まで減少傾向で推移し、それ以降は横ばい傾向です。三次産業は、平成26年まで微増傾向で推移していましたが、平成28年に減少に転じています。

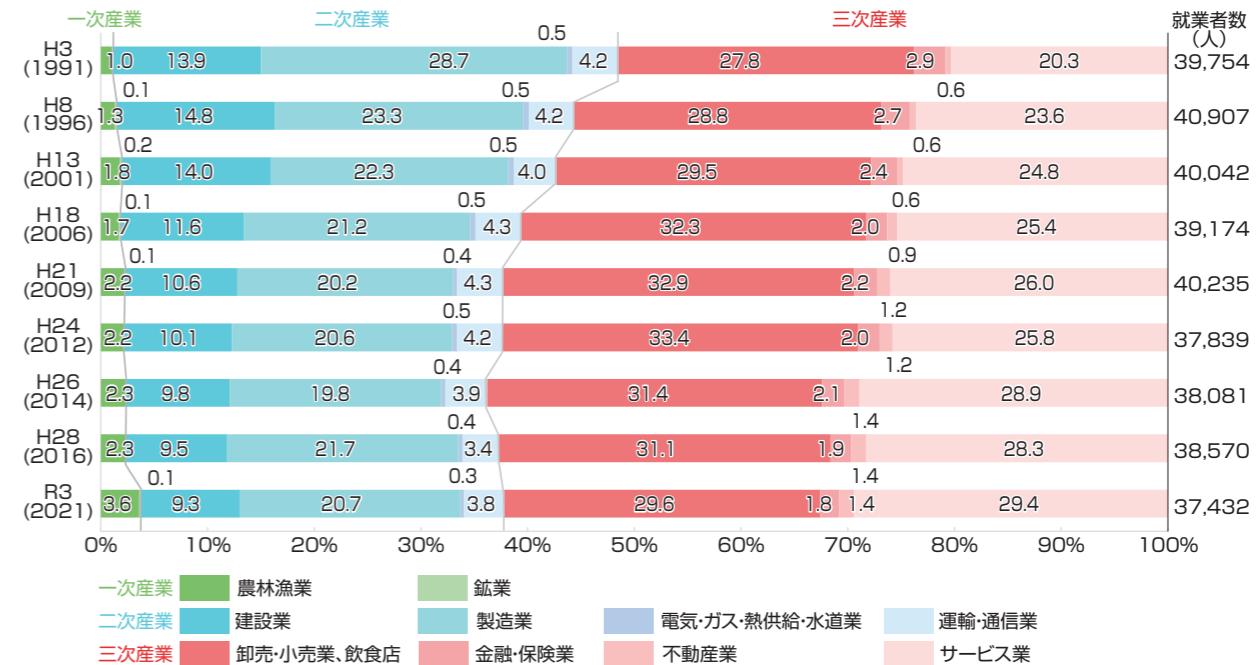


図 産業分類別就業者の推移

資料：経済センサス、事業所・企業統計調査

■ 合計特殊出生率の推移

出生数、合計特殊出生率ともに、減少傾向で推移しています。

令和3年の合計特殊出生率は県平均とほぼ同程度となっていますが、1.33と平成19年に次いで低い値となっています。

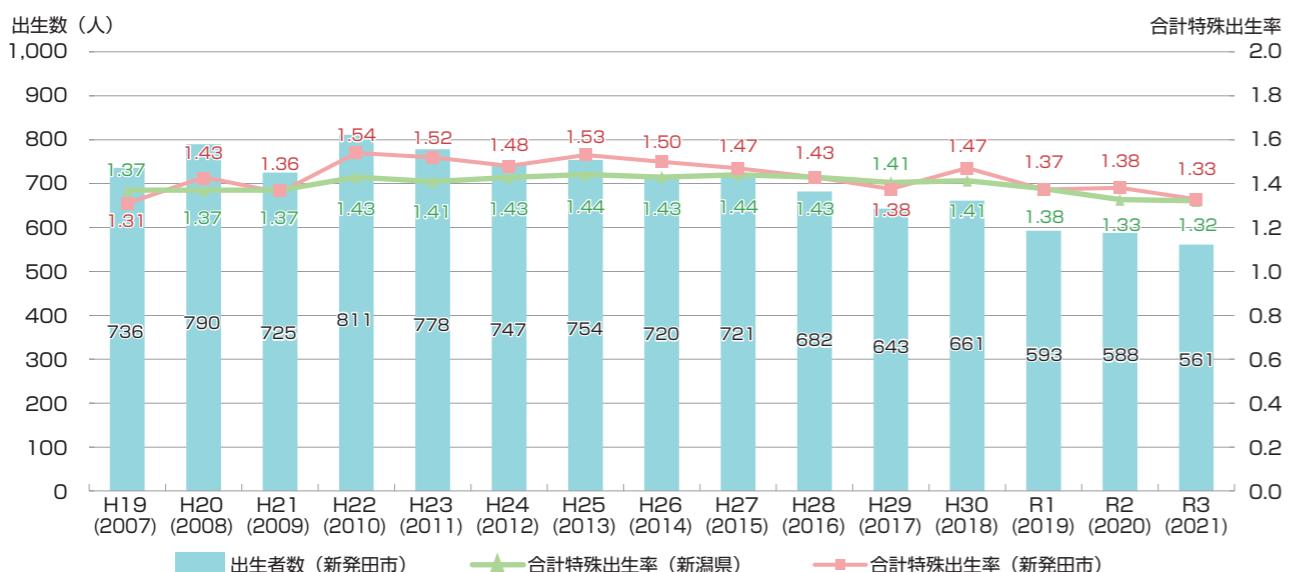


図 出生数と合計特殊出生率の推移

資料：新潟県保健福祉年報

■ 観光

観光客入込数は、令和元年まで横ばい傾向で推移していましたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大により、約半数まで減少しました。その後、令和4年には、やや回復しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には至っていません。目的別では、「温泉・健康」や「スポーツ・レクリエーション」が大部分を占めています。主要観光地点の入込数では、月岡温泉が最も多くなっています。

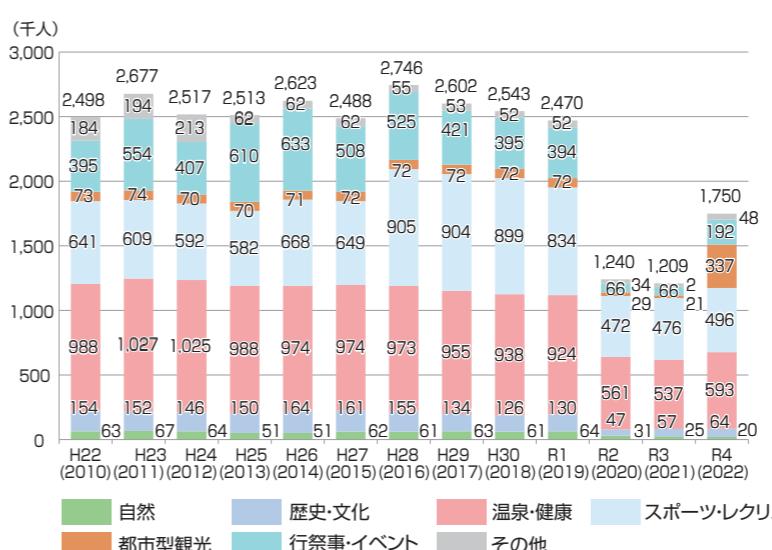


図 目的別観光客入込数の推移

資料：新潟県観光入込客統計

2 時代の潮流

当市では、国や社会などの様々な情勢を踏まえてまちづくりを推進します。

人口減少問題

我が国では、2008年をピークに人口の減少局面に入っています。今後は特に15～64歳の生産年齢人口が急激に減少していくことと推計されており、労働力の減少や経済規模の縮小など社会経済や地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした現状のなかで、人口減少をできる限り抑制するとともに、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしていけるような社会環境の実現が求められています。

少子高齢化の加速

我が国の2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.26となり、出生数も統計開始以降初めて80万人を下回り、少子化は一層加速しています。少子化の要因として、母親となる年齢層の女性人口の減少に加え、晩婚化・未婚化や子育てに対する経済的・心理的負担の増大等が考えられ、近年の結婚している夫婦の予定する子どもの数は減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による妊娠・出産の先送りなども影響を与えると考えられます。

高齢者の割合は、2020年時点で28.6%と上昇を続けています。さらに今後2025年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることから、医療費等の社会保障費の増大や、医療・介護分野等での人材不足が懸念されています。また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり生産年齢人口が減少することから、深刻な労働力不足に直面することが予想され、社会保障制度においても存続自体が危ぶまれています。

一方では「人生100年時代」の到来も予見されており、人々の健康に対する意識が高まっているものと考えられます。健康長寿社会に向けて高齢者の力を発揮し、地域社会に還元していく仕組みづくりが求められています。



安心安全への備え

近年、異常気象の影響により災害が激甚化・頻発化しており、特にゲリラ豪雨や線状降水帯による局地的な大雨、それに伴う土砂災害等も多く発生しています。また、日本各地で地震も頻発していることから、地域防災に対する意識が高まっています。

また、高齢化が進行するなかで、高齢者が被害者・加害者となる交通事故や、高齢者を狙った特殊詐欺が多く発生しており、防犯や交通安全に対する一人ひとりの意識を一層高めていくことが必要です。

2020年1月に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、パンデミックといわれる世界的な流行となり、医療機関では大きな混乱が生じたほか、小・中・高校の一斉休校や緊急事態宣言の発出など、日常の生活に大きな不安をもたらしたことから、感染症への対応と社会機能の維持に向けた体制の構築が求められています。

カーボンニュートラルに向けた取組

地球温暖化による気候変動や地球規模の環境に対し、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスを削減することは、世界共通の課題となっています。

我が国の政府は2020年に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。このカーボンニュートラルの実現には、国・地方・企業・市民等の様々な主体の協力が必要であることから、カーボンニュートラルの達成に向けた取組により経済を循環させ、環境保全と経済成長の実現を目指しています。

SDGsの達成に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、私たちの地球を守るために計画「アジェンダ2030」に記載された2030年を期限とする国際目標です。「誰一人として取り残さない」を理念に持続可能な社会を実現するため、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においては、2016年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月にSDGsの実施指針が決定されました。実施指針では、SDGsの推進にあたっては地方自治体による取組が重要であることや、SDGsの達成に向けた取組により人口減少や地域経済の縮小等の課題を解決し地方創生を推進することが期待されています。

デジタル社会の進展

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及によりデジタル技術が身近なものとなり、我が国のデジタル化も急速に進んでいます。一方で、我が国の企業や公的分野のデジタル化は、世界と比べて遅れていると言われていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、これまでデジタル化が進まなかった領域においても、デジタルの力の活用が急速に広がりを見せています。特に、行政におけるデジタル化の基盤となるマイナンバーカードは、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに注目されるようになり、加えて、国による普及促進もあり、交付枚数が飛躍的に上昇しました。

一方で、デジタル化が進むことにより、高齢者や障がい者などの情報弱者となる人が発生し、デジタル・デバイド（情報格差）が生じてしまう恐れもあることから、誰でも便利に使えるような取組が求められています。

社会資本の維持・管理

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本は、その老朽化が深刻な問題となっており、今後20年間で老朽化が問題となる道路橋やトンネル、河川等の社会資本は加速度的に増加することが見込まれています。道路、橋りょう、上下水道、公園などの日常生活に密着した社会生活基盤の老朽化への対応は急務であり、加えて、学校等の公共施設の統廃合による空き施設への対応も求められることから、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となっています。また、人口減少や高齢化が進むなか、公共交通においても利用者の減少による鉄道やバス路線の維持と利用者ニーズへの対応が課題となっています。

今後、多くの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることから、中長期的な計画により施設の更新やメンテナンスを行い、適正な維持・管理や利活用を進めるとともに、地域を支える公共交通ネットワークの維持・充実が求められています。

多様性の尊重とライフスタイルの変化

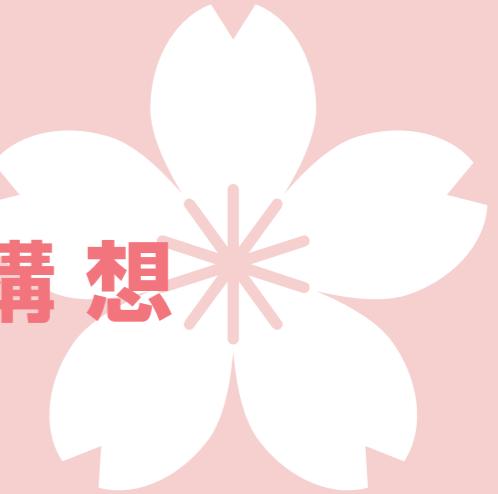
近年、人々の家庭、結婚、就労に対する価値観は多様化しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとした組織や場所に捉われない働き方や暮らし方も増加し、人々の働き方やライフスタイルは大きく変化しています。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口が減少するなかで、社会が持続的に発展し続けるためには、高齢者・障がい者及び外国人など多様な人材の活躍が重要になることから、働き方の多様化や労働の質の向上により「仕事」と「家庭生活」のバランスが取れた暮らしを実現するなど、誰もが活躍できる社会を実現していくことが求められています。

我が国は世界に比べて男女格差が大きく、国籍や年齢、障がい等による差別も存在しています。これらの差別を解消し、責任や権利・機会を分かち合うことが持続可能な社会を構築するために必要となります。

第2章 基本構想

- 1 まちづくりの理念
- 2 将来都市像
- 3 基本目標
- 4 将来都市像実現のための4つの視点



1 まちづくりの理念

当市では、市民と行政が一体となり市政運営を推進していくために、「自立」「個性」「経営」「協働」「共生」を基調とした市民との「共創」によるまちづくりを目指します。



自己決定・自己責任・三助の知恵

- 自分でできることは自ら行うという自己責任の原則を確立します。
- 自助・共助・公助の三助の知恵を行動原理とします。



意識改革・人材育成

- 経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を最大限に活用したまちづくりを展開します。
- 新たな創造と実践に向け、時代の変化にも広い視野で積極的に挑戦する気概を持ちます。

共 創



まごころの行政・次世代経営

- 市民から信頼される「まごころ行政」を構築します。
- 市民との創意工夫により、持続可能なまちを実現し、子どもたちの未来のために行政運営を推進します。



市民と行政の共創・市民意識の醸成

- 互いに耳を傾け、共に考え行動し、そして喜ぶという、市民と行政が一体となった地域づくりを展開します。
- 情報の積極的な公開と共有化により、市民が主体的に参画するまちづくりを目指します。



自然環境との共生・共に支えあう社会の実現

- 自然や環境と調和し、また、都市と農村が融合した共生のまちを創造します。
- 世代や性別、障がいの有無等に関わらず共に暮らすことができ、お互いにその個性と能力を發揮しあらゆる分野に責任を持って参画する社会を形成します。

2 将来都市像

住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた

「住みよいまち」とは、そこに住む人々が地域や社会とのつながりによって、心の潤いや安らぎ、幸福感を感じられる、安心安全で暮らしやすく、住みたくなる魅力的なまちです。

また、「健康田園文化都市」とは、命を守る「健康」、農業に代表される産業を意味する「田園」、そして、歴史や伝統、学びを総称する「文化」を備えた都市を表し、こうしたまちづくりを市民と共に歩んでいきたいという想いが込められています。

当市には、悠久の歴史が育んだ加治川をはじめとする豊富な水と広大で肥沃な大地、海から山までの多様な自然と、そこからもたらされる豊かな食、そして、城下町の歴史や各地域に根差した伝統や文化があり、そうした魅力あふれる地域の宝が、人と人との結び付けてきました。

これからも、地域の資源や人とふれあうなかで、市民のまちへの愛着や誇り、豊かな心を育むとともに、先人が遺した伝統を継承しつつ、新たな技術や考え方も採り入れ、人口減少の抑制と地方創生を実現し、魅力に満ちたたくましいまちへと発展させ、次世代につなぐことが必要です。

「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向けて、市民、地域、行政が手を携え、社会情勢や生活様式の変化にも対応した「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを進めていきます。

※将来都市像は、当市の目指す将来の姿であり、「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」における地域ビジョンも兼ねています。



3 基本目標

将来都市像を実現するため、5つの基本目標を設定しました。

I

生活・環境

市民の安心・安全が保たれ、快適に住み続けられるまち

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化の傾向にあることから、地域との連携により、防災・減災・防犯対策を進め、安心安全なまちをつくります。
- 市民の暮らしの礎となる道路や公園をはじめとしたこれまでの社会生活基盤を十分に活かし、また、計画的かつ合理的な土地利用や公共交通の整備により、安全性や快適性といった質の充実にも配慮した、暮らしやすく強靭なまちをつくります。
- 脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を推進し、自然豊かなまちを守り、未来へ継承していきます。
- 新発田の歴史や文化、景観などの地域資源をまちづくりの様々な場面で有効に活用するとともに、安心安全で快適な居住環境を整備し、市民生活の利便性と機能の充実を図り「選ばれるまち」を目指します。

II

健康・医療・福祉

すべての市民が生きがいをもち、元気に暮らせる健康長寿のまち

- 住み慣れた地域で市民一人ひとりがいきいきと暮らし、生涯現役でいられるための健康づくりを進め、健康寿命の延伸と社会参画により豊かな長寿社会をつくります。
- 少子化が進行するなかで、子どもの健やかな成長や子育て家庭を支えていくための取組を一層推進し、安心して出産・子育てのできる環境をつくります。
- 高齢者が心身ともに元気で暮らし続けられるように、医療・介護を中心に予防や生活支援なども含めた包括的なケアを拡充し、切れ目のない継続したサービスを提供していきます。
- 障がい者(児) 福祉サービスの充実をはじめ、支援を必要としている市民一人ひとりに適した福祉サービスを提供し、地域で支え合う社会をつくります。
- 市民の健康的な生活を支援するとともに、年齢や障がいの有無に関わらず全ての市民がスポーツを通じた健康的な生活を送ることができるよう、スポーツ環境の整備や人材育成を進めます。

III 教育・文化

夢や希望に向かって、
学び続ける人が育つまち

- 学校教育と社会教育の両面から、新発田の歴史や文化を理解し、自然に親しみ、地域への愛着や誇りをもった子どもを育成します。
- 子どもが安心して学び育つ環境のもと、学ぶ意欲と確かな学力を育て、人権教育、同和教育及び食育を推進し、命を大切にする心を育成します。また、家庭や地域、学校間の連携により、社会に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを進めます。
- 子どもたちの学ぶ意欲を高める学習環境整備を図るとともに、ICT^{*1}を積極的に活用した教育を推進し、社会のデジタル化に対応できる資質・能力を養います。
- 家庭教育の充実と青少年の健全育成に努め、豊かな社会性や主体的な行動力をもった子どもを育成します。
- 生涯にわたる市民の学びの意欲に応えるとともに、歴史資料や文化財等の適切な保存・活用や芸術に触れる機会の充実に努め、文化芸術の振興を図ります。

IV 産業

多くの人が訪れ、
賑わいや活力のあるまち

- 基幹産業である農業をはじめとした産業の高度化に向けて、スマート農業による生産性向上、オーガニック米の産地形成、高付加価値商品の開発などを行い、競争力のある魅力的な産業を創出します。
- 商工業、農業、観光が連携した新発田版DMO活動により「人のインバウンド^{*2}」や「物のアウトバウンド^{*3}」を推進するとともに、産業を活かした観光スポットの発信や旅行造成のほか、専門知識を備えた人材を育成します。
- 地域資源の磨き上げとおもてなしにより、住む人も訪れる人も魅力を感じ、いつまでも住み続けたい、また、何度でも訪れたくなるまちを目指します。
- 市街地の賑わいと新たな交流を創出するため、地域特性を活かした商業や観光の振興に取り組み、まちなかの活性化を推進します。
- 起業・創業を支援するとともに、個人のライフサイクルに合った多様な働き方を可能とする就労環境の整備を進め、様々な人が安心して働き続けられるまちをつくります。

*1 ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報処理や通信技術を活用した技術やサービスなどの総称

*2 インバウンド : 内向きに入ってくるという意味であり、訪日外国人旅行のこと

*3 アウトバウンド : 一般的には「日本人の海外旅行」を指す言葉であり、ここでは「人のインバウンド」に対し「物のアウトバウンド」として「物産品の輸出」のこと

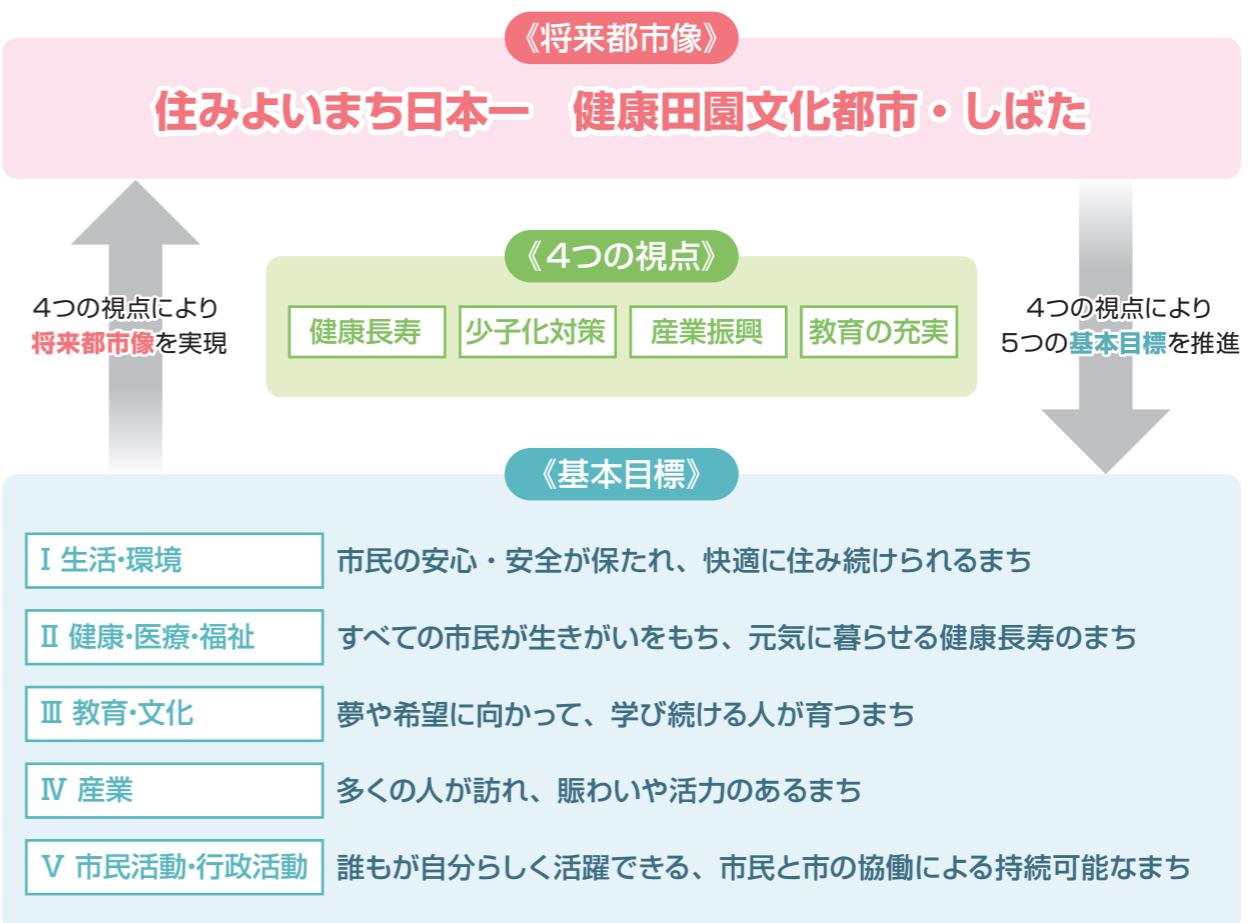
*4 AI : Artificial Intelligence (人工知能) の略で、人の知的な活動（話す、判断する、学習するなど）を自動化する技術

*5 RPA : Robotic Process Automationの略で、人間の代わりに定型的な業務をコンピュータにさせ、業務効率化・自動処理を行う技術

V 市民活動・行政活動

誰もが自分らしく活躍できる、
市民と市の協働による持続可能なまち

- 人口減少・少子高齢化の進行を背景に、地域の担い手が不足しているなかで、市民のみならず、関係人口などの多様な主体も含めた活動を支える体制や環境の整備を推進するとともに、地域課題の解決に取り組み、互いに支え合える社会をつくります。
- 様々な人権問題に対し、地域や企業、関係団体等と連携・協力して解決に取り組み、全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない、多様性が認められる地域社会をつくります。
- 多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供していくために、行政手続のオンライン化を推進するとともに、市民が求める情報を適時に分かりやすく提供するため、SNSなども含めた多様な情報媒体を活用し発信します。
- 行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる市組織の構築と職員の人材育成を進めるとともに、AI^{*4}やRPA^{*5}などのデジタル技術を活用した行政改革を引き続き推進し、財政の健全性を確保しながら、効果的・効率的な行政運営を行います。



4 将来都市像実現のための4つの視点

今後のまちづくりにおいて、将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を実現するため、4つの視点を掲げ、まちづくりを実践します。

健康長寿

視点
1

2025年に団塊世代が75歳以上となり、さらに、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、さらに加速する「超高齢社会」に対する備えが求められています。

「新発田市健康長寿アクティブプラン」に基づき、地域や企業等と連携した「オールしばた」の体制により、食、医療、運動、社会参加の分野から健康づくりに取り組み、赤ちゃんから高齢者まで、地域でいきいきと暮らせる「健康長寿のまち しばた」を目指します。



産業振興

視点
3

人口減少や少子高齢化に伴う労働力の減少や国内における経済規模の縮小など、産業を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、経済基盤の強化や地域経済の活性化を図るために、新たな技術の活用や地域で活躍する人材の確保が必要です。

ICT^{*1}の活用により生産性の向上や付加価値の創出を図るとともに、先端産業^{*2}の誘致・育成によって競争力のある魅力的な産業を目指します。また、商工業、農林水産業、観光業等におけるそれぞれの強みを横断的に連携させることで地域経済の活性化や雇用創出につなげ、稼げる力を備えた「まちづくりのエンジン」としての産業振興を戦略的に進めます。



少子化対策

視点
2

人口減少社会が進行するなかで、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくには、少子化対策が喫緊の課題となっています。

ライフスタイルの多様化や経済的不安を背景に、未婚・晩婚や、理想の子ども数を産み育てることができない現状があることから、若者が将来への希望を抱き、安定した生活や結婚・出産の希望をかなえ、子育てとの両立が可能な働き方を実現するため、デジタル技術も活用しながら、安心して出産・子育てができる環境づくりを、分野横断的かつ継続的に進めます。



教育の充実

視点
4

情報化やグローバル化、情報通信技術の進展など、近年の社会状況は急速に変化し、将来の変化を予測することが困難な時代に直面しており、子どもたちが、これから社会を生き抜くためには、自ら課題を見つけ、学び、判断する力を身につけさせ、知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが必要です。

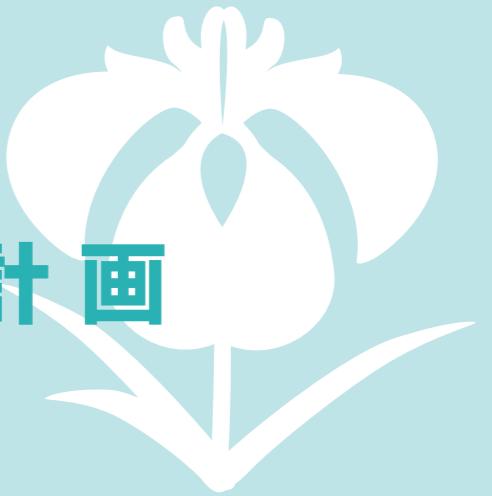
教育環境の充実を図り、ICTを積極的に活用しながら、教育の質を向上させるとともに、子どもたちに新発田市を愛し、誇りに思う気持ちを育む「しばたの心継承プロジェクト」を推進し、学校・家庭・地域・行政が連携する教育の充実を進めます。



*1 ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報処理や通信技術を活用した技術やサービスなどの総称

*2 先端産業 : 最先端の技術を活用して製品やサービスを生産・供給する産業のこと

第3章 基本計画



第1節 基本計画の概要

- 1 基本計画と総合戦略の関係
- 2 施策体系

第2節 分野別施策の方針

- 1 生活・環境
- 2 健康・医療・福祉
- 3 教育・文化
- 4 産業
- 5 市民活動・行政活動



第1節 基本計画の概要

1 基本計画と総合戦略の関係

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像である「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を実現するために、基本目標別に施策を体系づけ、施策推進の方針や目標値等を示しています。

また、基本計画の具体的な取組や事業等は「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」の施策や事業等と目的を同じくすることから、取組や事業を効率的に推進するために一体的に策定しており、基本計画の各施策(P34~99)には、「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」による具体的な施策・事業等を含んでいます。

「新発田市まちづくり総合計画」と「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」の施策の関係は30・31ページに示しています。



2 施策体系

住みよいまち日本—健康田園文化都市・しばた

将来
都市像

総合計画の
基本目標

施 策

将来都市像を実現す
るための4つの視点
と重点テーマ

I 生活・環境

市民の安心・安全が保たれ、
快適に住み続けられるまち

- 1 防災・減災
- 2 消防・救急
- 3 防犯・交通安全
- 4 道路・公園・土地利用
- 5 公共交通
- 6 脱炭素社会
- 7 環境保全
- 8 上・下水道
- 9 住宅・住環境

II 健康・医療・福祉

すべての市民が生きがいをもち、
元気に暮らせる健康長寿のまち

- 1 子育て
- 2 健康づくり
- 3 地域医療
- 4 地域福祉
- 5 障がい者・障がい児福祉
- 6 高齢者福祉
- 7 スポーツ・レクリエーション

III 教育・文化

夢や希望に向かって、
学び続ける人が育つまち

- 1 学校教育
- 2 学校環境
- 3 生涯学習
- 4 青少年育成
- 5 文化芸術・文化財

IV 産業

多くの人が訪れ、
賑わいや活力のあるまち

- 1 商工業
- 2 農林水産業
- 3 観光
- 4 産業連携
- 5 市街地活性化
- 6 雇用・就労

V 市民活動・行政活動

誰もが自分らしく活躍できる、
市民と市の協働による持続可能なまち

- 1 市民参画と協働
- 2 関係人口の拡大と多文化共生
- 3 人権と多様性の尊重
- 4 同和行政・同和教育
- 5 情報技術・情報セキュリティ
- 6 行政運営

4つの視点（健康長寿・少子化対策・産業振興・教育の充実）

新発田市デジタル田園都市構想総合戦略（地方創生の実現・人口減少対策・DXの推進・広域連携の推進）

ゼロカーボンシティの実現・食の循環によるまちづくり（SDGsの推進）

1 仕事をつくる

- I 経営基盤の強化による産業の育成
- II 企業立地の推進
- III 創業支援・事業承継の促進
- IV 雇用のマッチング・人材育成
- V 誰もがやりがいを持って働ける多様な環境づくり
- VI 競争力の強い地域ブランドの構築

2 人の流れをつくる

- I 観光客・来訪者に楽しんでもらえる仕組みづくり
- II スポーツ・文化資源を活用したツーリズムの推進
- III 中心市街地の賑わい創出
- IV 住みたくなる環境づくり
- V 関係人口の創出

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- I 結婚の希望をかなえる
- II 安心して妊娠・出産できる支援の充実
- III 安心して子育てできる環境づくり
- IV 子育てをしながら働き続けられる職場環境の推進
- V 未来を担う「しばたっ子」の育成

4 魅力的な地域をつくる

- I ゼロカーボンに向けた地域づくり
- II 安心安全で快適な暮らしの確保
- III 誰もがいきいきと暮らせる健康長寿のまちづくり
- IV 持続可能な地域づくり
- V 新発田の魅力創造
- VI 広域連携の推進

第2節 分野別施策の方針

分野別施策の方針の見方

関連する総合戦略

施策が関連する総合戦略の基本目標を記載しています。

施策の基本方針

施策において目指す将来のまちの姿と、それを実現するための基本的な方針を記載しています。

現状

施策に関する当市の現在の状況や、これまでの取組を記載しています。

課題

現状を踏まえ、今後の取組を進めるにあたって課題となる事項を記載しています。

関連する個別計画・条例等

施策に関連する当市の主な計画や条例等を記載しています。

I 生活・環境

施策① 防災・減災

施策の基本方針

市民、防災団体、関係機関との連携による災害に強いまち

災害に備え、市民、防災団体、関係機関と連携し、行政による「公助」、市民自らが災害への備えを行う「自助」、地域で助け合う「共助」による防災・減災の取組を進めるとともに、国土強靭化計画に基づいた災害に強い社会基盤を構築し、安心安全で住み続けられるまちづくりを推進します。

現状

- 近年の気象状況の激化や、突発的に発生する災害に対し、行政の職員数が限られていることなどから、行政主導の対策は限界となっています。
- 地域での防災講話などで自主防災組織の組織率向上や活動強化の働きかけを行っており、令和4年度末現在、自主防災組織の組織率は91.5%となっています。
- 全国的に地域主導の避難所運営委員会の設立が進んでいることを踏まえ、当市においても令和2年度から設立支援等の取組を進め、令和4年度末現在、17地区中7地区に避難所運営委員会が設立されています。
- 自主防災組織や自治会に働きかけ、避難行動要支援者の個別支援プランの作成を推進しています。
- 防災に関する情報発信では、ハザードマップの全世帯配付、緊急時の情報伝達手段であるエアメールや「新発田あんしんメール」の配信に加え、災害時情報弱者となりやすい人々への緊急告知FMラジオの販売を進め、迅速な情報伝達に努めています。
- 学校では、避難訓練や防災キャラクターなどの防災教育を実施し、子どもたちへの防災に関する意識啓発を行っています。

課題

- 大規模災害の発生時には、行政だけではなく、市民及び地域主体の防災対策が必要であり、関係機関との連携による災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。
- 自主防災組織を組織していない自治会等に引き続き組織化を働きかけるとともに、組織化された地域が災害時に適切に対応できるよう、活動支援や地域の防災リーダーの育成を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者の避難支援について、自主防災組織をはじめとした地域や関係機関と連携し、迅速に安全な場所へ避難を行うための個別避難支援プランを策定することが必要です。
- 突然的な災害は、気象警報等の発令後1、2時間で発生するケースもあることから、避難情報を迅速かつ正確に伝えるとともに、避難所を迅速に開設することが重要であり、地域が主体となった避難所運営委員会の設立、育成が必要です。
- 災害に強いまちづくりに向けて、水害・土砂災害対策に係る事業の進捗が求められています。
- 排水機場施設は、設置から約30年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要です。



市総合防災訓練の様子

関連する個別計画・条例等

- 新発田市地域防災計画
- 新発田市水防計画
- 新発田市避難行動要支援者避難支援プラン
- 新発田市国土強靭化計画

34

施策の展開

1 市民、地域主体の防災・減災対策の推進

- 主な取組
- 県の浸水想定区域等の見直しに合わせ、市のハザードマップの見直しを行なうとともに、自ら考え方を守る「マイ・タイムライン^{※1}」の作成を推進し、防災・減災に努めます。
 - 市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるよう、市職員が地域で防災講話をを行うとともに、自主的に防災訓練を行うための支援や、最低3日分の飲料水、食料、生活必需品の備蓄をするよう啓発を行います。

- 大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割と連携により、避難所の立地する地域の住民が主体的に避難所の開設及び運営を円滑に行なうため、各地区避難所運営委員会の設置を推進します。

主な事業 防災対策推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	自主防災組織率	91.5%	92.5%	93.3%

2 行政の防災力の強化

- 主な取組
- 災害に備え、市灾害対策本部員の訓練や、市民及び関係機関と連携した総合防災訓練を実施します。
 - 新潟地方気象台や県と情報共有を図るとともに、市民が緊急情報を迅速かつ正確に得られるよう、緊急告知FMラジオについての周知や、「新発田あんしんメール」の登録を推進します。
 - 緊急時に迅速に避難所を開設できるよう、避難所担当職員向け研修会の開催及び現地確認を行います。
 - 福祉避難所の拡充を図るとともに、災害時に避難行動要支援者の避難支援が迅速に行えるよう「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」の検証を進めます。

主な事業 災害対策事業、災害情報伝達システム整備事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	新発田あんしんメール登録者数	12,272人	12,772人	13,172人

3 災害に強いまちづくり

- 主な取組
- 各事業推進協議会を通じて一級河川福島潟・太田川・中田川などの改修について要望し、事業の促進を図ることで、市民生活の安全を確保し、安心して住み続けられるまちを目指します。
 - 一級河川中田川の増水時に強制的に加治川へ排水するための西名柄・道質排水機場が確実に稼働するよう機器の整備と点検を行います。
 - 飯豊山系砂防促進協議会参画事業を通じて、加治川流域における砂防堰堤事業の推進を働きかけます。

主な事業 福島潟周辺整備促進協議会運営事業、太田川流域河川改修推進協議会運営事業、県営急傾斜地削除対策参画事業、飯豊山系砂防促進協議会参画事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	県営湛水防除事業(新発田地区)の進捗率	43.0%	100%	100%

※1 マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画のこと)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がなる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの

関連するSDGs

施策に関連するSDGsのゴールを記載しています。

施策の柱

施策の基本方針を実現するために実施する主な取組等の方針を記載しています。

主な取組

施策の柱ごとに、具体に取り組む事項を記載しています。

主な事業

施策の柱ごとに、実施する主要な事業名等を記載しています。

目標値

取組に対する成果を客観的に示す指標(KPI)を設定し、現状値と将来の目標値を記載しています。

施策① 防災・減災

施策の基本方針

市民、防災団体、関係機関との連携による災害に強いまち

災害に備え、市民、防災団体、関係機関と連携し、行政による「公助」、市民自らが災害への備えを行う「自助」、地域で助け合う「共助」による防災・減災の取組を進めるとともに、国土強靭化計画に基づいた災害に強い社会基盤を構築し、安心安全で住み続けられるまちづくりを推進します。

現状

- 近年の気象状況の激化や、突発的に発生する災害に対し、行政の職員数が限られていることなどから、行政主導の対策は限界となっています。
- 地域での防災講話などで自主防災組織の組織率向上や活動強化の働きかけを行っており、令和4年度末現在、自主防災組織の組織率は91.5%となっています。
- 全国的に地域主導の避難所運営委員会の設立が進んでいることを踏まえ、当市においても令和2年度から設立支援等の取組を進め、令和4年度末現在、17地区中7地区に避難所運営委員会が設立されています。
- 自主防災組織や自治会に働きかけ、避難行動要支援者の個別支援プランの作成を推進しています。
- 防災に関する情報発信では、ハザードマップの全世帯配付、緊急時の情報伝達手段であるエリアメールや「新発田あんしんメール」の配信に加え、災害時情報弱者となりやすい人などへの緊急告知FMラジオの貸与を進め、迅速な情報伝達に努めています。
- 学校では、避難訓練や防災キャンプなどの防災教育を実施し、子どもたちへの防災に関する意識啓発を行っています。

課題

- 大規模災害の発生時には、行政だけではなく、市民及び地域主体の防災対策が必要であり、関係機関との連携による災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。
- 自主防災組織を組織していない自治会等に引き続き組織化を働きかけるとともに、組織化された地域が災害時に適切に対応できるよう、活動支援や地域の防災リーダーの育成を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者の避難支援について、自主防災組織をはじめとした地域や関係機関と連携し、迅速に安全な場所へ避難を行うための個別避難支援プランを策定することが必要です。
- 突発的な災害は、気象警報等の発令後1、2時間で発生するケースもあることから、避難情報を迅速かつ正確に伝えるとともに、避難所を迅速に開設することが重要であり、地域が主体となった避難所運営委員会の設立、育成が必要です。
- 災害に強いまちづくりに向けて、水害・土砂災害対策に係る事業の進捗が求められています。
- 排水機場施設は、設置から約30年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要です。



施策の展開

1 市民、地域主体の防災・減災対策の推進

主な取組

- 地域における防災対策を強化するため、自治会等へ新たな自主防災組織設立や個別支援計画の作成に向けた支援を引き続き行うとともに、自主防災組織の活動強化に向けて地域の防災リーダーの育成を行います。
- 市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるよう、市職員が地域で防災講話をを行うとともに、自主的に防災訓練を行うための支援や、最低3日分の飲料水、食料、生活必需品の備蓄をするよう啓発を行います。
- 県の浸水想定区域等の見直しに合わせ、市のハザードマップの見直しを行うとともに、自ら考え方を守る「マイ・タイムライン^{※1}」の作成を推進し、防災・減災に努めます。
- 大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割と連携により、避難所の立地する地域の住民が主導的に避難所の開設及び運営を円滑に行うため、各地区避難所運営委員会の設置を推進します。

主な事業

防災対策推進事業

目標値

	指標名	現状値	R9	R13
	自主防災組織率	91.5%	92.5%	93.3%

2 行政の防災力の強化

主な取組

- 災害に備え、市災害対策本部員の訓練や、市民及び関係機関と連携した総合防災訓練を実施します。
- 新潟地方気象台や県と情報共有を図るとともに、市民が緊急情報を迅速かつ正確に得られるよう、緊急告知FMラジオについての周知や、「新発田あんしんメール」の登録を推進します。
- 緊急時に迅速に避難所を開設できるよう、避難所担当職員向け研修会の開催及び現地確認を行います。
- 福祉避難所の拡充を図るとともに、災害時に避難行動要支援者の避難支援が迅速に行えるよう「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」の検証を進めます。

主な事業

災害対策事業、災害情報伝達システム整備事業

目標値

	指標名	現状値	R9	R13
	新発田あんしんメール登録者数	12,272人	12,772人	13,172人

3 災害に強いまちづくり

主な取組

- 各事業推進協議会を通じて一級河川福島潟・太田川・中田川などの改修について要望し、事業の促進を図ることで、市民生活の安全を確保し、安心して住み続けられるまちを目指します。
- 一級河川中田川の増水時に強制的に加治川へ排水するための西名柄・道賀排水機場が確実に稼働するよう機器の整備と点検を行います。
- 飯豊山系砂防促進協議会参画事業を通じて、加治川流域における砂防堰堤事業の推進を働きかけます。

主な事業

福島潟周辺整備促進協議会運営事業、太田川流域河川改修推進協議会運営事業、県営急傾斜地崩壊対策参画事業、飯豊山系砂防促進協議会参画事業

目標値

	指標名	現状値	R9	R13
	県営湛水防除事業(新発田地区)の進捗率	43.0%	100%	100%

※1 マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)のことであり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの



市総合防災訓練の様子

施策② 消防・救急

施策の基本方針

火災の発生件数や被害が少なく救命救急に優れているまち

消防本部、消防団が連携し、火災予防活動や火災発生時の対応を的確かつ迅速に行うとともに、救命率向上に向けて、救急車の適正利用の啓発と救命講習・応急救手当講習会を開催し、救命救急等の知識向上に努めます。

現状

- 消防では、消防本部や消防団による火災予防広報や防火知識の普及を図り、火災予防対策の強化に取り組むとともに、火災発生時には消防本部、消防団が連携し、迅速かつ的確な消火活動に努めています。
- 消防本部、消防団、自主防災組織、自治会連合会等と連携し、住宅用火災警報器の設置・普及に取り組んでおり、令和4年度の設置率は87.7%となっています。
- 消防団は、大会や訓練等による団員の資質向上や、装備の充実を図るとともに、消防団無線やメールの活用による迅速な初期消火体制の強化を図っています。
- 消防本部と消防団が連携し、出前型・定期開催型の救命講習・応急救手当講習会を実施しているほか、ホームページ等を活用し、適正な救急車利用の啓発に努めています。
- 救急出場状況は年々増加しており、令和4年度では4,581件となり、なかでも急病が2,978件（全体の65.0%）を占めています。
- ドクターヘリによる救急搬送は増加傾向にあり、新発田広域消防本部管内において、令和4年度は78件の搬送を行っており、平成24年度の運用当初から比較すると大幅に増加しています。



施策の展開

1 消防本部、消防団の連携強化による火災予防等の意識啓発及び火災発生時の的確な対応

- 主な取組**
- 火災予防のための広報や防火知識の普及を図り、火災予防対策の強化を推進します。
 - 火災発生時には、消防本部、消防団が連携し、迅速かつ的確な消火活動等に努めます。
 - 消防ポンプ操法大会や訓練などを実施し、継続して消防団員の資質の向上を図るとともに、消防団の装備の充実に努めます。
 - 消防本部、消防団、自主防災組織、自治会連合会などと連携して、住宅用火災警報器の設置、普及等に取り組みます。
 - 消防団無線やメールを活用し、迅速な初期消火体制の強化を図ります。
 - 消防団事業の見直しなどにより、消防団員の活動しやすい環境づくりに努め、必要な消防団員の確保及び持続可能な消防団組織を目指します。
 - 消防水利確保のため、老朽排水管の更新や耐震化を進めます。

主な事業 非常備消防活動運営事業、広域常備消防活動運営事業、消防施設整備事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
年間火災発生件数（人口1万人当たり）	1.48件	1.38件	1.30件	

2 救急救命に関する知識の普及と充実

- 主な取組**
- 消防本部と消防団が連携した出前型・定期開催型の救命講習・応急救手当講習会を実施します。
 - ホームページ等を活用し、適正な救急車利用の啓発を継続して行います。
 - 県立新発田病院敷地内のヘリポート確保について、関係機関との協議を進めます。

主な事業 非常備消防活動運営事業、広域常備消防活動運営事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
救命講習・応急救手当講習会参加者数	1,247人	1,347人	1,427人	



市総合防災訓練（一斉放水訓練）の様子



市総合防災訓練（負傷者応急救手当訓練）の様子



消防団の消防ポンプ自動車

施策③ 防犯・交通安全

施策の基本方針

市民、地域、関係機関、関係団体との連携による、犯罪と交通事故が少ない安心安全なまち

市民、防犯・交通安全関係団体及び警察等と連携し、犯罪と交通事故が少ないまちづくりを推進します。

現状

- 市では新発田市防犯組合や各地区で組織されている防犯連絡協議会に支援を行い、自主的な防犯活動を促進しており、各地区的防犯連絡協議会では、児童生徒の登下校の見守り活動などを実施しています。
- 不審者情報や特殊詐欺の情報については、警察からの情報提供を受け、「新発田あんしんメール」、市ホームページ、エフエムしばたなどを通じて、迅速に情報提供を行っているほか、小・中学校などへの情報提供を行い、注意喚起や安全確保に努めています。
- 防犯に向けた環境整備として、自治会、私立保育園・認定こども園、商店街等を対象として、防犯カメラの設置に係る支援を行っています。
- 交通事故の防止に向け、交通安全教室や街頭指導、意識啓発活動などを関係機関と連携して実施しています。
- 高齢者を対象とした補償運転^{*1}の推奨や自身の身体機能の低下を認識してもらうための参加型・体験型の交通安全教室を実施しているほか、高齢者運転免許証返納支援事業の実施など、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備に努めています。
- 「新発田市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の危険個所について、関係機関と連携し合同点検を実施しています。

課題

- 各地区の防犯連絡協議会の活動内容は、地域により差があることから、市全域において犯罪を起こさせないまちづくりを目指し、活動を強化するための連携や支援を行うことが必要です。
- 防犯に関する意識啓発や、多様化する消費者相談等に対応するため、相談体制の強化や相談員の資質向上が求められています。
- 振り込み詐欺等の特殊詐欺については、年々手口が巧妙化していることから、被害にあわないよう、警察からの情報を迅速に市民に伝えることが必要です。
- 令和4年の新発田市内の交通死亡事故の犠牲者は6割が高齢者であることから、特に高齢者への交通安全教育の徹底や、運転に不安を感じている高齢者が免許返納しやすい環境づくりが必要です。
- 交通安全教育の中核を担う交通安全指導員の確保や育成に継続して取り組んでいくことが必要です。



施策の展開

1 市民、地域、防犯連絡協議会などの関係機関・団体との連携した防犯対策の充実

- 主な取組**
- 自主的な防犯活動を促進するため、新発田市防犯組合や各地区で組織する防犯連絡協議会へ支援を行うとともに、地域、学校、市の連携強化を図ります。
 - 不審者情報や特殊詐欺の情報は、「新発田あんしんメール」や市ホームページ等により、市民へ迅速に伝えるとともに、防災活動等と連携し、「新発田あんしんメール」の登録について継続して呼びかけを行います。
 - 振り込み詐欺等特殊詐欺にあわないと、留守番電話機能の利用や防犯機能を備えた電話機器の設置のほか、誰かに相談することの大切さについて周知を行います。
 - 自治会、私立保育園・認定こども園、商店街等を対象に、防犯カメラの設置に係る支援を行います。

主な事業

防犯対策事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市内における犯罪発生件数(暦年)	330件	320件	312件

2 警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携した交通安全対策の充実

- 主な取組**
- 交通事故防止に向けて関係機関・団体が連携し、子どもや高齢者への交通安全教室や各季の交通安全運動での街頭指導、意識啓発のための世帯訪問、安全・安心フェスティバルを実施します。
 - 交通安全教育の中核となる交通安全指導員の確保や育成に継続して取り組みます。
 - 警察、道路管理者、地域、教育委員会、市が合同で小・中学校の通学路点検を継続して実施し、減速ロードハング(減速帯)^{*2}の設置などの安全対策を進めます。
 - 園児が保育中に移動する経路の安全を確保するため、警察、道路管理者、幼稚園・保育園・認定こども園、市が連携して検討を進めます。
 - 高齢者を対象とした補償運転を推奨し、自身の身体機能の低下を認識してもらうための参加型・体験型の交通安全教室を実施します。
 - 高齢者の免許返納について、きっかけづくりや返納を促す取組を継続して行います。

主な事業

交通安全対策事業、交通安全施設整備事業、高齢者運転免許証返納支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市内における交通事故発生件数(暦年)	143件	138件	134件



関連する個別計画・条例等

- 新発田市交通安全条例
- 新発田市交通安全対策基本方針
- 新発田市交通安全実施計画

*1 補償運転

:自動車を運転する際に、加齢による心身の衰えによって危険が生じるのを避けるため、夜間や雨の日の運転等を控えること

*2 減速ロードハング(減速帯)

:交通安全対策のために道路の路面に設けられた凸状の部分(ゴム製のこぶ)のことであり、通過する車両を一時的に押し上げるため、事前にこれを見たドライバーが自動車を減速させることにより、歩行者・自転車の安全な通行が確保できるもの

施策④ 道路・公園・土地利用

施策の基本方針

安全で強靭な社会生活基盤による暮らしやすく持続可能なまち

道路や橋りょうの計画的な修繕や適正管理により、安全性や快適性の向上に努めるとともに、都市機能の集積による利便性の高い都市拠点の形成と、居住環境の維持・向上を図り、豊かな自然や農地などと調和した持続可能なまちを形成します。

現状

- 道路や橋りょう等は、重要な社会生活基盤であるものの老朽化が進行していることから、緊急性の高いものや「新発田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた修繕を行うとともに、道路空間のバリアフリー化に努めています。
- 市民生活を支える都市計画道路の整備や市道の改良を着実に進めており、令和4年度の都市計画道路の改良率は84.8%、市道の改良率は83.4%となっています。
- 冬期間の道路利用者の利便性・安全性の向上に向け、既存の消雪施設の更新を最優先に取り組んでいます。
- これまでに「新発田市農村マスターplan」や「新発田市都市計画マスターplan」、「新発田市立地適正化計画」の改訂を行い、また、令和4年度には「新発田市市街地総合再生基本計画」を策定し、優良農地の確保や都市づくりの方針に基づく適切な土地利用規制や誘導を図っています。
- 平成28年度には防災機能を有した都市公園である「アイネスしばた」の供用を開始したほか、公園施設長寿命化計画に基づいて、都市公園の遊具等の計画的な更新を行っています。
- 土地調査^{*1}の実施率は、平成30年度末時点の51.1%から、令和4年度末時点では51.5%に上昇しており、計画的かつ着実に調査を進めています。



課題

- 道路による都市の安全性と交通の円滑化による快適性を確保するため、外環状道路の整備や拠点間のアクセス強化を図るとともに、狭い道路の解消や、通行しやすい・除雪しやすい道路の整備が求められています。
- 道路や橋りょう等の構造物や附属物の老朽化が一層進行するなかで、道路パトロールや市民からの情報提供のほか、SNSを活用した情報収集を実施しており、今後も緊急性と安全性を見極めたうえで、適切で効率的な整備と維持管理を行っていくことが必要です。
- 人口減少や少子高齢化等を背景とした市街地の空洞化が進行しており、持続可能なまちづくりを進めいくためには、市街地での一定程度の人口密度の維持と、都市機能が集積した集約型の都市構造が求められています。
- 当市の豊かな自然や農地、街並みなどと調和したまちの形成に向け、引き続き地域資源の維持・保全を図りつつ、適正な土地利用の誘導や規制を行い、無秩序な開発を防ぐことが必要です。
- 各公園では、特徴を活かした賑わいの創出が求められるとともに、公園施設の安全で適正な維持管理が必要です。



関連する個別計画・条例等

- 新発田市まちづくり交通計画
- 新発田市橋梁長寿命化修繕計画
- 新発田市都市計画マスターplan
- 新発田市農村マスターplan
- 新発田市立地適正化計画
- 新発田市公園施設長寿命化計画
- 新発田市市街地総合再生基本計画

施策の展開

1 安全で快適な道路空間の整備・適正管理・長寿命化と骨格となる道路網の強化

- 主な取組**
- 生活道路や地域間道路の改良、交通安全点検等により、市民の日常生活の安全性や快適性の向上、危険箇所の解消を図ります。
 - 重要物流道路や緊急輸送道路の整備を促進するため、各整備促進協議会等を通じて積極的に要望活動を行います。
 - 国や県など関係機関と連携し、道路や橋りょうの効果的な老朽化対策と適切な維持管理を行いつつ、冬期間の通行確保のため、適切な除雪・融雪を行います。

主な事業	市道改良整備事業、新発田市国県道整備促進協議会運営事業、橋りょう修繕事業、道路維持管理事業、除雪事業			
目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市道の改良率	83.4%	85.6%	87.8%
	橋りょう修繕の整備数	15橋	32橋	44橋

2 豊かな自然・農地と調和した持続可能なまちづくり

- 主な取組**
- 地域特性を活かし、まち全体の調和に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
 - 無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的に整備してきた道路や公園等を最大限に活用し、居住誘導区域内の人口密度の維持・確保、生活環境の維持・向上を図ります。
 - 市街地では、都市サービスの提供を今後も継続していくため、都市機能誘導施設の立地・集積により、市の中核としてのさらなる充実と向上を図り、コンパクトな市街地の特徴を活かしたまちづくりを推進します。

主な事業	都市計画マスターplan事業、都市計画道路見直し事業、開発許可事業			
目標値	指標名	現状値	R9	R13
	居住誘導区域の人口密度	47.3人/ha	47.3人/ha	47.3人/ha

3 公園の特徴を活かした賑わいの創出と遊具等の計画的な維持管理による長寿命化

- 主な取組**
- 都市公園の長寿命化計画に基づいた遊具等の計画的な更新を行います。
 - 滝谷森林公園等、森林を活用した自然ふれあい空間の利用促進を図ります。
 - 地域と連携した公園等の維持管理を進めます。

主な事業	公園維持管理事業、公園整備事業、滝谷森林公園管理運営事業			
目標値	指標名	現状値	R9	R13
	都市公園の遊具等の更新率	77.0%	100%	100%

4 国土調査の実施促進

- 主な取組**
- 地籍の明確化を図るため、国土調査事業について地元住民等へ周知を行い、計画的な実施を目指します。

主な事業	国土調査事業			
目標値	指標名	現状値	R9	R13
	国土調査の実施率	51.5%	51.8%	52.0%

*1 國土調査：地籍（個々の土地の現況を示す基礎的情報）の明確化を図るため、國土調査法に基づき一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目及び境界を調査し、精度の高い技術で正確に測量及び面積測定を行うもの

施策⑤公共交通

施策の基本方針

公共交通の充実により、活気にあふれ、暮らしやすいと実感できるまち

日常生活を支える公共交通の充実を図り、利便性・効率性・持続性の高い交通網の整備により、市民や来街者の移動を支えることで、賑わいのあるまちを目指します。

現状

- 高齢化の進行により運転に不安のある高齢者の免許返納等が進むなか、高まる公共交通ニーズに対応するため、市内全域における公共交通整備の早期実現を目指すこととして、令和3年1月に新たな整備方針である「新発田市地域公共交通の方向性について」を策定・公表し、周辺地区から市街地へ運行するコミュニティバスを市街地循環バスに接続することにより、全体の効率化を図ることとして取り組んでいます。
- 地域との協働のもと、令和3年度から各地区的公共交通の見直しや新規展開を進めており、見直しを行った地区においては、利用状況を把握しながら、地域にとって利用しやすい公共交通を目指し、さらなる運行内容の改善を図るとともに、地域が主体となった利用促進活動を支援しています。
- 地域住民等と定期的に検討会議を実施するとともに、地域が主体となった乗り方教室や利用状況の周知等の利用促進活動を通じて、利便性の向上と「地域で支える公共交通」の意識醸成を図っています。
- 新潟駅連続立体交差事業における新潟駅の在来線全線高架化の完了により、白新線の利便性の向上が図られた一方で、羽越本線（村上～鶴岡）においては、利用者減少により鉄道事業者の収益悪化が進んでいます。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市地域公共交通計画



施策の展開

1 地域特性に応じた使いやすく、わかりやすい公共交通

主な取組

- 地域との連携による乗り方教室や公共交通に关心を持ってもらうためのイベントを開催し、新たな利用者を増やすことに取り組みます。
- ワゴン車などの小型車両を導入し、バス車両では運行できなかった地区を新たに公共交通の運行エリアにすることで公共交通空白域の解消を図ります。
- MaaS^{*1}やAI^{*2}など、新技術導入の先進事例を踏まえ、関係機関等と連携した新たな手法の検討を進めます。
- 待合環境の整備や乗車環境を改善することで、公共交通全体の快適性を向上させ、利用の拡大を図ります。

主な事業

コミュニティバス運行事業、公共交通対策事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
市街地循環バスを除くコミュニティバス等の年間利用者数	90,355人	110,000人	110,000人

2 地域とともにづくり、支える、持続可能な公共交通

主な取組

- 住民等で構成する公共交通検討組織を構築し、地域の公共交通を守るという意識の醸成を図るために、地域ごとに利用者数の目標値を設定し、状況を共有・管理していきます。
- 公共交通を維持するため、車両の広告募集や新たな財源確保に向けた検討を進めるほか、地域や地元企業の情報を発信する有効なツールとしてバスの活用を推進します。
- 利用者の減少に伴い、運行経費負担が増大することから、国や県に補助金の要件緩和や拡充の要望を継続して行います。

主な事業

コミュニティバス運行事業、公共交通対策事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
コミュニティバス路線のうち利用者目標人数を設定した路線の割合	1／9路線	9／9路線	9／9路線

3 まちの変化に応じた公共交通

主な取組

- 日常の移動手段として利用されるコミュニティバスの利便性向上を図り、市街地循環バス（あやめバス）の運行ダイヤや運行ルートの継続的な見直しを実施します。
- 市街地における住宅地や商業地の変化並びに観光地等へのアクセスに対応した市街地循環バスの新たなネットワークを検討します。
- 近隣市町との連携により、鉄道による広域的な交通ネットワークの形成を目指します。

主な事業

コミュニティバス運行事業、公共交通対策事業、羽越本線高速化促進新潟地区同盟会参画事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
市街地循環バスの年間利用者数	67,068人	78,000人	78,000人



市街地を循環するあやめバス

*1 MaaS（マース）：Mobility as a Serviceの略で、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのことであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの

*2 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人の知的な活動（話す、判断する、学習するなど）を自動化する技術のこと

施策⑥ 脱炭素社会

施策の基本方針

みんなでつくる、豊かで暮らしやすい脱炭素のまち

脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・市がそれぞれの立場で温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と地球温暖化の影響に対応する「適応策」を確実に進めるとともに、地球温暖化による気候変動への理解を深め、魅力的な脱炭素ライフスタイルへの転換を後押しします。

現状

- 当市では、令和3（2021）年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこととしました。
- 再生可能エネルギー^{※1}の普及については、住宅や民間施設への太陽光発電設備の設置が徐々に進んでいるほか、風力発電は紫雲寺地内で稼働を継続しており、水力発電は坂井川支流で開発が進められています。
- 市の公用車に電気自動車を導入することで、化石燃料の使用削減に取り組むとともに、間伐など、森林機能を維持する森林整備や地元産木材の利用を推進しています。
- 環境負荷の軽減を図るため、一般廃棄物の3R^{※2}など、ごみの減量化に取り組んでいるものの、近年のごみの排出量は下げ止まりの状態となっています。
- 広報紙・ホームページ等の活用やグリーンカーテンプロジェクト、環境エコカーニバル等のイベントを通じて市民への地球温暖化問題の啓発に努めています。
- 市内の学校では、環境問題や再生可能エネルギーなどについて学習するなど、環境教育に取り組んでいます。
- 農林業や自然生態系、自然災害、健康・生活分野などで地球温暖化による気温上昇などの影響が懸念されています。

課題

- 令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることに向けて、省エネルギーと再生可能エネルギーなどを普及させる取組を市民・事業者と協力して進める必要があります。
- 化石燃料の使用削減に向けた電気自動車の普及と並行して充電設備の整備が必要です。
- 二酸化炭素を吸収する森林機能維持・拡大のため、間伐や地元産木材の利用推進などの取組が必要です。
- 温室効果ガス排出量削減のため、ごみの排出量をさらに減らす必要があり、家庭系ごみと事業系ごみの3Rの推進に加え、プラスチックのリサイクルに取り組む必要があります。
- 地球環境を守るため、今後も小・中学校において、各教科にあわせた環境教育の取組を行うことが必要です。
- マイクロプラスチックによる海洋汚染の低減のため、プラスチックの使用削減や再資源化の検討が必要です。
- 地球温暖化問題に対する市民の認知度が低いことから、さらなる啓発が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市環境基本計画
- 新発田市地球温暖化対策実行計画
- 第2次一般廃棄物ごみ処理基本計画



ヨリネスしばたのグリーンカーテン



施策の展開

1 温室効果ガスの削減

- 主な取組**
- 太陽光発電やその他の再生可能エネルギーの導入を促進します。
 - 省エネ機器への買い換え、建物の省エネを推進するとともに、環境に配慮した行動・企業活動を推進します。
 - 交通手段の脱炭素化の推進や次世代自動車^{※3}等の普及、森林の整備・保全を推進します。

主な事業 新エネルギー推進事業、脱炭素社会推進事業、森林整備地域活動支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市内の再生可能エネルギーによる発電設備容量	18.6MW	50.4MW	79.7MW

2 ごみの排出抑制

- 主な取組**
- 3Rを推進し、ごみの排出量の抑制による環境負荷の低減を進めます。
 - 年間一人当たりのごみ（リサイクルに回している資源ごみを除く）の排出量を抑制するため、ごみの発生抑制や分別についてさらなる周知を進めます。

主な事業 資源ごみ収集処理事業、家庭生ごみ堆肥化推進事業、可燃ごみ・不燃ごみ収集処理事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	1人1日当たりの家庭ごみの可燃・不燃ごみ、資源ごみ収集量	587g	610g	608g

3 地球環境問題への理解の促進

- 主な取組**
- 小・中学校における環境教育を通じ、子どものうちから環境問題について学び、行動を起こせる人材を育成します。
 - 環境エコカーニバルなどの開催により、市民が環境問題について学ぶ機会の充実を図ります。

主な事業 脱炭素社会推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	環境エコカーニバルの参加者数	600人	750人	870人

*1 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能で資源が枯渇しないエネルギーのこと
 *2 3R：Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う、再利用）、Recycle（リサイクル：資源として再使用）という、循環型社会の実現に必要な3つの「R」の総称
 *3 次世代自動車：大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車で、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車のこと

施策⑦ 環境保全

施策の基本方針

豊かな自然と快適な生活環境が調和したまち

公害防止や環境負荷の低減、野生動物の適正管理により自然環境と生活環境の保全に努めます。

現状

- 新発田川、加治川水系など、市内中小河川の水質検査を定期的に行っており、近年では下水道の普及等に伴い、水質の改善が進んでいます。
- 松林では、松くい虫の被害対策として予防散布と伐倒駆除を実施していますが、被害量は増加傾向にあります。
- 有害鳥獣対策として、電気柵の設置などによりニホンザルによる農作物被害額は減少傾向にある一方、イノシシによる農作物等への被害が増加傾向にあるほか、ブナ類等の不作の年はツキノワグマが市街地近くに現れるなど、人身被害の恐れがあります。
- 不法投棄されたごみの回収量は年々減少傾向にありますが、家電製品や廃タイヤ等の不法投棄ではなくならず、大クリーン作戦による回収や、不法投棄防止のためのパトロールなどを実施しています。
- マイクロプラスチックによる海洋汚染の低減のため、プラスチックの使用削減や再資源化の検討が必要です。

課題

- 市内の中小河川のさらなる水質改善に向け、下水道の接続促進や河川清掃に取り組む必要があります。
- 松くい虫の被害量が増加していることから、ドローン散布や樹種転換等、被害量減少に向けた新たな取組を行う必要があります。
- イノシシの個体数の増加により捕獲の強化を図る必要があるものの、駆除の主体となる猟友会では高齢化が進んでいることから、後継者の育成や若手会員への技術普及が必要です。
- 近年増加しているツキノワグマ等の出没への対応について、引き続き警察や消防団、庁内関係課等の関係機関での連携強化を図る必要があります。
- 有害鳥獣対策に取り組む集落から電気柵の維持管理コストへの補助に関する要望が増加していることから、支援策を検討する必要があります。
- ごみの不法投棄の未然防止及び早期発見のため、パトロールの強化や看板設置など、引き続き不法投棄撲滅に取り組んでいくことが必要です。



施策の展開

1 自然環境保全の推進

- 主な取組**
- 自然環境の変化や下水道の普及効果を検証するため、市内中小河川を調査し、自然環境の保全に努めます。
 - 市内の松くい虫防除により、防風・防砂の機能と景観の維持に努めます。

- 主な事業** 環境データ測定事業、松くい虫防除事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	新発田川のBOD ^{*1} (75%値)	3.5mg/l	5.0mg/l以内	5.0mg/l以内

2 里山環境の保全

- 主な取組**
- 鳥獣による農作物被害の低減と野生動物保護を進め、人と野生動物の共生を図ります。
 - 荒廃した里山を整備する地域の活動を支援します。

- 主な事業** 有害鳥獣対策事業、特定鳥獣管理実施計画事業、森林山村多面的機能発揮対策事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	有害鳥獣による農作物被害額	4,800千円	4,397千円	4,359千円

3 生活環境保全、環境美化の推進

- 主な取組**
- 大クリーン作戦の実施や、不法投棄ごみ及び空き地の適正管理等に必要な対策を講じます。
 - 海洋汚染による生態系への影響についての理解を促進します。

- 主な事業** 環境美化推進事業、緑の少年団運営事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	大クリーン作戦で収集されるごみの量 (R2~R4平均)	18.92t	18.63t	18.51t

関連する個別計画・条例等

- 新発田市環境基本計画
- 新発田市地球温暖化対策実行計画
- 第2次一般廃棄物ごみ処理基本計画



藤塚浜海岸清掃の様子

*1 BOD：河川などの水の汚れ度合いを示す数値であり、数値が高いほど水中の汚染物質が多い

施策⑧ 上・下水道

施策の基本方針

いつでも安全でおいしい水道水が利用でき、生活排水がきちんと処理される、清潔で快適な生活が送れるまち

水道水の基本である安全性と安定供給を確保し、災害時にも安定して水道水を供給できるよう、水道施設の長寿命化や老朽管の耐震化に取り組むとともに、清潔で快適な生活が送れるよう、下水道の早期整備を推進します。

現状

- 水道事業については、新発田市水道ビジョンに基づき新発田市水道事業経営戦略や新発田市水道事業アセットマネジメント^{*1}を策定し、施設の更新を進め、水道水の安定供給と安定経営に努めてきました。
- 上水道の管路全体の耐震化率は、29.49%（令和5年度3月末現在）であり、古い鋳鉄管や基幹管路^{*2}に重点を置き、耐震管への更新に努めています。
- 下水道事業の経営については、企業会計方式により、収支の見える化を図るとともに経営戦略の見直しを進めています。
- 下水道への接続率向上を目指し、接続促進員による戸別訪問や、イベントへの参加等で下水道のPRに努めています。
- 下水道施設の災害対応として、地震に対応した工法の採用や、液状化しにくい埋め戻し材等を利用しているほか、令和3年度に下水道BCP（事業継続計画）を策定し、災害に備えた体制を整えています。
- 農業集落排水施設の機能診断や調査などを行い、施設の公共下水道への接続（広域化・共同化）や更新による最適化を推進し、維持管理コストの縮減を図っています。



課題

- 安全な水を供給するため、計画的に老朽化した浄配水施設の長寿命化や更新が必要です。
- 地震等の災害時にも水道水を安定供給できるよう、配水管などの耐震化率向上や災害対応設備の整備など、水道事業の強靭化が必要です。
- 公共下水道普及率や接続率は県内の自治体に比べて低いため、接続率の向上に取り組むとともに、災害時も安定して使用できる下水道の整備や耐震化等の計画的な施設更新が必要です。
- 人口減少等に伴う収益の減少等により、水道事業会計及び下水道事業会計とともに経営の悪化が懸念されており、計画的な予算管理や業務の効率化、維持管理コストの縮減など、事業継続のための取組が必要です。



施策の展開

1 水道事業の安定経営を基盤とした老朽管の更新

- 主な取組**
- 重要基幹水管路となる導水管、送水管、配水管の耐震化率を向上させるとともに、防災計画等において重要拠点となる病院や、避難所及び社会的影響力の大きい施設へ給水する配水管を、耐震機能を有するものに更新します。
 - 水道事業を安定的に継続するため、計画的に企業債残高^{*3}を削減します。

主な事業 配水管整備事業、水管橋修繕事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	配水管等基幹管路耐震化率	37.0%	44.0%	51.0%

2 水道施設の長寿命化

- 主な取組**
- 江口浄水場における既存施設の長寿命化事業を進めます。
 - 原水確保策となる深井戸の設備・機器の更新事業を進めます。
 - 浄・配水施設における老朽化した設備・機器の更新事業を進めます。

主な事業 浄・配水施設改良事業、浄・配水施設維持管理事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	江口浄水場長寿命化計画及び深井戸更新計画の進捗率	0%	52.1%	96.5%

3 下水道施設の早期整備

- 主な取組**
- 国や県などの担当部局と連携を図り、計画的に下水道施設の整備を進めるとともに、下水道協会及び公社等の関係組織と連携し、下水道接続の向上に取り組みます。
 - 農業集落排水施設の公共下水道への接続（広域化・共同化）や更新による最適化を推進します。
 - 合併処理浄化槽エリアでの合併処理浄化槽の設置費用に対し助成を行い、生活環境の改善を支援します。

主な事業 下水道整備事業（管路、マンホールポンプ^{*4}等）、下水道ストックマネジメント^{*5}事業、下水道接続促進支援事業、水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	下水道普及率（汚水処理人口普及率）	83.4%	86.0%	89.0%

関連する個別計画・条例等

- 新発田市水道ビジョン
- 新発田市水道事業アセットマネジメント
- 新発田市水道事業経営戦略
- 新発田市下水道基本構想
- 新発田市下水道事業経営戦略
- 新発田市農業集落排水事業経営戦略

*1 アセットマネジメント：資産管理のことであり、持続可能な浄排水を実現するため、中長期的な視点で水道施設のライフサイクル全体を効率的かつ効果的に管理運営すること

*2 基幹管路：水道網の基幹的な施設で、水道を支える重要な管路のこと

*3 企業債残高：施設整備等の資金に充てるために借りる借入金（企業債）の残高

*4 マンホールポンプ：家庭から出る生活汚水を下水処理場へ送る設備であり、道路上の下水マンホールの中にポンプ設備を組み込み設置する施設のこと

*5 ストックマネジメント：長期的な視点で施設全体（ストック）の老朽化の進展状況を予測し、優先順位付けを行ったうえで施設の点検・調査、修繕・改善を行い、施設全体（ストック）を計画的に管理すること

施策⑨住宅・住環境

施策の基本方針

安心・安全で快適な居住空間と新発田らしい歴史・自然が守られた良好な景観のまち

すべての市民が安心し、快適に暮らすことのできる居住空間を形成するとともに、城下町としての歴史や自然を活かした新発田らしい良好な景観の形成を図ります。

現状

- 建物の安全性確保のため、建築物のパトロールを定期的に行っているほか、「新発田市耐震改修促進計画」を改正し、令和12年度までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標に掲げ、地震防災対策を進めています。
- 地震によるブロック塀の倒壊を未然に防ぐため、危険性のあるブロック塀等の撤去に係る補助制度を創設し、所有者が自ら安全対策を講じることができるように支援を行っています。
- 空家等の対策として、平成25年から空き家バンク^{*1}を開始し、平成30年に「新発田市空家等対策計画」を策定したほか、関係団体と連携し、空き家の発生抑制や適切な維持管理、有効活用を図るための検討や取組を進めています。
- 良好的な景観形成を図るため、景観計画、景観条例及び屋外広告物条例に基づく、建築物や広告物等の審査・指導を行っているほか、歴史景観重要道路^{*2}沿道等の修景整備に対する支援や、寺町・清水谷地区、水のみち地区の道路・歩道の美装化等を行っています。
- 城下町特有の歴史を感じさせる建築物等の取壊しを防ぐため、市独自の歴史的建造物指定制度により保全に向けた取組を行っています。

課題

- 空き家対策に総合的に取り組むための法律の一部改正が行われたことから、改正内容を踏まえた制度の拡充や取組の強化が求められています。
- 歴史的街並みを保全し、魅力ある街並みを創出するために建築物などの修景整備が必要です。
- 城下町特有の歴史を感じさせる建築物等が失われつつあることから、歴史的景観を保全するための取組が必要です。
- 景観形成に対する市民の関心を高めていくため、景観学習や各種活動に対する支援等、景観に関する普及・啓発の取組が必要です。
- 住宅の耐震化を推進するためには、災害に対する住民の意識を高めることが重要であるとともに、リフォームと同時に実施することで費用の低減や施工の効率化を図ることができるため、建築事業者等と連携し、さらなる普及啓発に取り組むことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市空家等対策計画
- 新発田市耐震改修促進計画
- 新発田市景観計画
- 新発田市市街地総合再生基本計画



清水園周辺の街並み



施策の展開

1 住環境整備の推進

- 主な取組**
- 適切に管理されていない空家等の解消に向けて、所有者等に働きかけ、除却支援を行います。
 - 空き家バンク登録制度を活用し、住環境の保全と空き家のリノベーション^{*3}やコンバージョン^{*4}など、多様な利活用を図ります。
 - 個人住宅や空き家のリフォーム費用の補助を行い、市民の住環境の向上及び空き家の解消を図ります。
 - 地震に強いまちづくりを実現するため、既存住宅の耐震性能の確保に向け、木造住宅の耐震診断とその結果に基づく耐震改修などに対し支援を行います。

主な事業 空家等対策推進事業、空き家バンク事業、木造住宅耐震化支援事業、新発田市住宅リフォーム支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	除却費補助金の利用件数(累計)	17件	24件	28件

2 城下町しばたの景観に配慮した水のみち地区周辺の街並み整備

- 主な取組**
- 市街地中心部を流れる新発田川を「水のみち」として再生するため、水のみち及びその周辺(水のみち地区)の修景整備を推進します。
 - 水のみち沿いに立ち並ぶ建築物等の修景整備を促進するための支援を行います。

主な事業 街なみ環境整備事業、景観形成推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	水のみち地区の整備率	25.0%	50.0%	100%

3 歴史的な街並みを活かした景観の形成と保全

- 主な取組**
- 良好的な景観形成を図るため、景観計画・景観条例に基づき審査・指導を行います。
 - 良好的な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を図るために、広告物の審査・指導を行い、違反広告物を是正します。
 - 景観アドバイザー制度を活用し、良好な景観形成のためのアドバイス等を行います。

主な事業 景観形成推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	景観条例に基づく届出・通知の適合率 (景観条例に基づく届出・通知のうち了承された件数/景観条例に基づく届出・通知件数)	100%	100%	100%

*1 空き家バンク：空き家を有効活用するため、所有している空き家を貸したい人や、売りたい人が登録し、自治体がホームページなどで物件情報を提供するサービスのこと
*2 歴史景観重要道路：新発田城址公園から寺町を経て清水園に至る道路で、景観計画において最も重要な道路として位置付けられている
*3 リノベーション：既存の建物に大規模な工事を行い、住まいの性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること
*4 コンバージョン：建物の用途変更を伴うリノベーションのこと

施策① 子育て

施策の基本方針

安心して子どもを産み育てることができるまち

妊娠・出産に対する伴走型支援と子育て支援サービスの充実などにより、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、援助を必要とする子どもや家庭の支援を進めることで、安心して子育てができる環境を整えます。

現状

- 全国的に少子化の進行は加速しており、当市の令和3年の合計特殊出生率は1.38と低く、出生数も減少が続いているなか、令和3年度から、不妊に悩む方への治療費助成に加え、不育症治療費助成を開始し、少子化に立ち向かっています。
- イクネスしばたこどもセンターや子育て支援センターは、子育て世代の交流や子育て情報の発信、一時預かりサービスの場として市民に定着してきています。
- 保育園や認定こども園では、こども一人ひとりと丁寧に関わる保育に取り組むとともに、早朝・延長保育、障がい児保育、医療的ケア児^{※1}の保育等に取り組むことで、働く保護者を幅広く支援しています。
- 発達の気になる児童が増加していることから、通所支援の提供体制の整備に取り組み、利用希望者が速やかに発達支援サービスを利用できるようになりました。
- 令和4年度から2歳児保育無料化を実施し、令和5年度からは第3子以降学校給食支援の対象範囲を見直すなど、保護者の経済的負担の軽減を図っており、出生数に対する第3子以降の割合は、平成30年の16%から令和2年は20.6%と増加傾向にあります。
- 新発田版ネウボラ^{※2}により、子育ての不安に寄り添い、必要な時には速やかに関係機関等と連携するなど、妊娠期から就学までの切れ目ない支援を行っています。
- 結婚を望む方を支援するため、定住自立圏の胎内市・聖籠町と連携し、独身男女の出会いの場を提供するほか、個別相談会やライフデザインセミナーなど、様々なニーズに対応した事業を実施しています。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市子ども・子育て支援事業計画



施策の展開

1 子育て支援サービスの充実

主な取組

- 保護者の心理的・経済的な負担を軽減し、子育ての楽しさや喜びを実感できるよう関係機関が連携し、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。
- 24時間365日アクセス可能なAIによる相談や子育てに関する情報発信等を行います。
- 不妊・不育症治療費助成から多子世帯の出産・育児に対する助成や子ども及び妊娠婦の医療費助成、保育無料化の更なる充実などにより、幅広く子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

こどもセンター事業、地域子育て支援拠点事業、すこやか育児支援事業、第3子以降出産費助成事業、母子保健活動事業、産後ケア事業、保育料等助成事業、第3子以降学校給食費支援事業、子どもデイサービス事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
保育が無料になる児童数	2,805人	3,200人	3,200人

2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

主な取組

- 保育士等を確保し、質の高い安心で安全な保育・幼児教育を提供します。
- 病児・病後児保育や休日保育、延長保育、子どもデイサービス、ファミリーサポートなどのサービスについて、専門知識を有する子育てコンシェルジュ等が利用者に寄り添った相談支援を行い、各家庭の状況に応じた的確なサービスを提供します。

主な事業

保育園運営事業、私立保育園支援事業、認定こども園支援事業、子育てコンシェルジュ事業、病児病後児保育事業、子どもデイサービス事業、こどもセンター事業、ファミリーサポート事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
病児・病後児保育利用者数	256人	500人	500人

3 家庭や子どもへの適切な支援

主な取組

- 関係機関との連携により、援助が必要な家庭に適切な支援を行い、子どもの健やかな成長につなげるとともに、児童虐待の早期発見・対応に努め、未然防止を図ります。
- 障がいのある子どもや発達支援を要する子どもに対し、早い段階から発達相談及び支援を提供するとともに、就学後も一貫した支援が継続できるよう、関係機関との連携を図ります。

主な事業

家庭児童相談事業、ひとり親支援事業、児童扶養手当支給事業、子ども発達相談事業、こども家庭センター運営事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
ペアレントトレーニングの講座数	2講座	3講座	4講座

4 ライフデザインの実現

主な取組

- 若い世代へライフデザインを考える場を提供し、理想のライフデザインを実現させるための支援を行うとともに、結婚を希望する人には、出会う前から結婚までの適切な支援を行います。

主な事業

婚活支援事業（ライフデザインセミナー、婚活イベント、個別相談、結婚生活支援補助）

目標値

指標名	現状値	R9	R13
婚姻率	3.0	3.0	3.0



※1 医療的ケア児 : 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
 ※2 新発田版ネウボラ : 妊娠から就学前まで一人の保健師が受け持つ「かかりつけ保健師」制度
 ※3 デジタルネイティブ世代 : インターネットサービスが普及した1990年代半ば以降に生まれ、生まれたときからインターネットがある環境で育った世代

施策② 健康づくり

施策の基本方針

いきいきと暮らし続けられる健康長寿のまち

個人が主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう、学校や企業、地域などと連携し、市民の健康寿命を延伸するための支援を進め、健康長寿のまち「しばた」を目指します。

現状

- 平成28年度に「新発田市健康づくり計画（第二次）」を策定し、「めざせ100彩」を合言葉に、市民の健康づくりに対する関心や意欲を高める活動に取り組んでいます。
- 令和2年度には「新発田市健康長寿アクティブラン」を策定し、健康寿命の延伸や新潟県トップの平均寿命を目指して、食・運動・医療・社会参加の4つの分野で連携した取組を進めています。
- 生活習慣に起因する悪性新生物（癌）、心疾患、脳血管疾患が死因の上位を占めており、がん検診の受診率向上などの成人保健に関する取組を進めています。
- 令和3年4月に「新発田市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進しています。
- 令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の一環として、健（検）診会場で「アクティビシニア健診」を実施し、高齢者へのフレイル^{※1}予防の啓発を行うとともに、フレイル状態の早期発見・早期介入を図っています。
- 自殺による死亡率が全国より高く、平成28年度に策定した「新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る（自殺対策）行動計画（第二次）」に基づく相談事業などにより、自殺対策に取り組んでいます。

課題

- 令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化率が39.4%まで上昇すると推計されていることから（2040年問題）、超高齢社会を見据え、健康づくりに関する取組を一層進める必要があります。
- 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、健康に関心のある人への継続的な支援と、働き盛り世代を中心に、健康への関心が低い人への意識付けを行うとともに、個々の生活環境や希望に応じた支援の充実を図ることが必要です。
- 健康づくりについては、食、運動、健康管理の観点から取組を推進するほか、歯やこころの健康といった観点からのアプローチも必要です。
- 生活習慣病予防のための特定健診や保健指導については、休日健診や複合健診などの受診しやすい環境づくりを進めることに加え、市保健自治会や食生活改善推進委員協議会等の地区組織と連携し、地域のつながりを活かした啓発活動等により、受診行動を促し継続受診につなげることが必要です。
- 自殺は社会全体の問題であることから、誰も自殺に追い込まれることのない仕組みを市全体で作り上げていくことが必要です。



施策の展開

1 健康長寿の推進

- 主な取組**
- 健康長寿アクティブランの取組分野である「食」「運動」「医療」「社会参加」の4つの分野を有機的に連動させ、関係機関等との連携強化を図りながら、健康長寿に向けた取組を推進します。
 - 市民の健康づくりに対する機運を高めるとともに、「望ましい食習慣の確立・定着」「運動習慣の定着」「健康管理の定着」を促進し、健康長寿の延伸を図ります。

主な事業 めざせ100彩健康づくり推進事業、食生活改善推進事業、新発田市保健自治会支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	健康づくりに取り組んでいる人の割合	78.9%	82.5%	85.0%

2 健（検）診・指導・相談等による健康づくりの推進

- 主な取組**
- 世代ごとの健康教育や保健指導により、市民の保健意識の向上を図り、生活習慣病予防や重症化予防のための望ましい生活習慣の確立を図ります。
 - 疾病予防のための予防接種等を推進するとともに、早期発見・早期治療を行うため、健（検）診の受診率向上のための啓発等を行います。
 - 健診の機会を捉えて75歳以上の高齢者に対し、アクティビシニア健診を実施し、フレイル予防の啓発、早期発見・早期介入を図ります。

主な事業 特定健康診査等事業、がん検診事業、成人保健活動事業、高齢者保健活動事業、母子健康診査事業、歯科健診・予防事業、予防接種事業、小・中学校健康診断事業、国保保健指導事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	年1回は（検）診を受ける人の割合	89.8%	90.0%	91.0%
	乳児健診受診率	98.7%	99.0%	99.0%
	12歳のむし歯数	0.17本	0.20本以下	0.20本以下

3 「いのち」の大切さを認め合い、市民みんなで支え合う体制づくりの推進

- 主な取組**
- 「新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例」に基づき、自殺予防のための啓発や相談事業を市民、民間団体、行政が一体となって推進します。

主な事業 市民のきずなを深めいのちを守る事業（自殺対策事業）

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	3年平均の自殺死亡率（人口10万人当たり）	19.7人	15.0人	15.0人以下

関連する個別計画・条例等

- 新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例
- 新発田市歯と口腔の健康づくり推進条例
- 新発田市健康長寿アクティブラン
- 新発田市健康づくり計画
- 新発田市歯科保健計画
- 新発田市自殺対策行動計画



アクティビシニア健診の様子

※1 フレイル：「虚弱」を意味する医学用語「frailty(フレイルティ)」の日本語訳であり、病気ではないが、年齢とともに心身の機能が低下し、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階のこと

施策③ 地域医療

施策の基本方針

適正な医療が受けられる健康長寿のまち

かかりつけ医の推奨などによる適正受診や国民健康保険の安定運営に向けた医療費の適正化等を推進し、市民が安心して適切な医療を受けることができる健康長寿のまちを実現します。

現状

- 市内には医療機関が134施設（令和5年4月現在）あり、かかりつけ医による日常的な疾病に対応する一次医療から、高度医療に対応する三次医療までの役割分担と連携により、地域の医療体制が支えられています。
- 県立新発田病院内には、「患者サポートセンター」が設置され、地域の医療機関との連携や市民への医療情報の提供等を行っています。
- 市と医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関や関係団体が連携を図り、市民の適正受診に向けてかかりつけ医定着への普及啓発を推進しています。
- 新発田地区救急診療所や休日救急歯科診療所、病院群輪番制^{*1}病院の運営を支援し、一次・二次救急医療体制^{*2}を確保しているほか、公開地理情報システムを活用し、医療機関の場所を公開しています。
- 保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健診等実施計画に基づき、国民健康保険被保険者の健康診査・保健指導等を実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費適正化に努めており、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は県内でも低く抑えられています。



施策の展開

1 適正受診の推進

- 主な取組**
- 健康教育や相談等あらゆる機会を捉え、かかりつけ医の推奨や医療の適正受診の普及啓発を進めます。
 - 新発田地区救急診療所の運営を支援するなど、近隣市町、関係機関、団体等との連携によって住民が適切な医療を受けられる体制を確保していきます。

主な事業 特定健診・特定保健指導事業、広域救急診療参画事業、成人保健活動事業、高齢者保健活動事業、国保保健指導事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	かかりつけ医がいる市民の割合	80.1%	82.0%	83.0%

2 医療費の適正化の推進

- 主な取組**
- ジェネリック医薬品の普及等を推進し、医療費の適正化に取り組みます。
 - 特定健診・特定保健指導等による生活習慣病の予防・重症化の予防を図ります。

主な事業 特定健診・特定保健指導事業、国保保健指導事業、高齢者保健活動事業、成人保健指導事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	ジェネリック医薬品の普及	85.6%	86.0%	86.0%

関連する個別計画・条例等

- 新発田市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 新発田市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画



特定保健指導実施の様子

*1 病院群輪番制：救急医療を実施している病院が、当番日を決め、休日の重症救急患者の医療を行うもの
 *2 救急医療体制：傷病者の症状や緊急性により区分される救急医療の役割のことであり、以下の3つに区分される
 一次救急医療…外来受診で比較的軽症な方が対象
 二次救急医療…入院治療を必要とする重症の方が対象
 三次救急医療…高度医療を必要とする特に重篤な方が対象

施策④ 地域福祉

施策の基本方針

地域住民が互いに支えあうまち

全ての人が自分らしく生活できるよう、地域住民や自治会、関係機関、行政それぞれが役割を持ち、人と人とのつながりによって支えあう地域づくりの実現を目指します。

現状

- 各自治会で策定している地区福祉活動計画を具体化するために地域福祉懇談会を開催し、地域住民自らが地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 地域で活動するボランティア活動を育成するため、新発田市社会福祉協議会が主体となって行っている事業を支援しています。
- 就労支援員を配置し、公共職業安定所などと連携して生活保護世帯等の就労支援を進めるとともに、就労準備支援事業を実施し、就労に結び付きにくい人を就労につなげられるよう支援しています。
- ひきこもりの支援に向けて、令和4年度に相談支援員の配置及び実態調査を行いました。
- DVや女性に関する様々な相談に応じるため女性相談支援員を配置し、相談支援を進めています。
- 各世帯の抱える課題は複雑化・多様化しているため、様々な課題を抱える世帯を支援できるよう、庁内連携を図り対応しています。

課題

- ボランティア団体は微増しているものの、親族や地域のつながりは弱くなっています。単身の高齢者をはじめ、民生委員などの見守りやボランティア、公的支援の必要な世帯は増加しています。
- 自治会連合会全17地区で「地区福祉活動計画」が策定されているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような活動ができていない地区もあります。
- 就労に不安を抱えている方を支援する就労準備支援事業への参加者を増やすため、対象者を把握し、周知を進めていく必要があります。
- ひきこもり支援実態把握調査によると、相談まで至っていないケースがあることから、これまで以上に相談しやすい環境づくりや居場所づくりなど、新たな支援方策を検討する必要があります。
- DVなど女性相談支援員への相談は増加傾向にあるほか、女性のひとり親家庭をはじめ、困難な問題を抱える女性への支援を検討する必要があります。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市地域福祉(活動)計画



施策の展開

1 地域福祉活動計画の推進

- 主な取組**
- 住民参加による地域福祉活動の具体的かつ継続的な実施に向け、地域住民が設定した目標に基づく地区福祉活動計画の実践を推進します。

主な事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
地区福祉活動計画推進に向け福祉懇談会の開催等活動をしている地区的割合	5.9%	80.0%	100%

2 地域におけるボランティアの育成

- 主な取組**
- 新発田市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア連絡協議会や地域見守り隊の集いなどの実施によって地域におけるボランティア活動の活性化を図ります。
 - ボランティアフェスティバルをはじめ、災害時を想定したボランティア講座や「ふくし出前講座」などの啓発事業の実施によりボランティアへの関心を促し、地域福祉の向上に努めます。

主な事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
人口に占めるボランティア登録者数(新発田市社会福祉協議会登録者数)	1.2%	1.3%	1.4%

3 生活困窮者などの自立支援

- 主な取組**
- 就労による経済的な不安の解消に向け、公共職業安定所等との連携による就労支援や就労体験等の就労準備支援を行います。
 - 奨学金、貸付金の受給や学習支援など、高校生の通学継続に向けた支援や、卒業後の進路に対する助言を行います。
 - ひきこもりの当事者や家族への家庭訪問を中心とした支援を行うとともに、気軽に集うことができる居場所を設置し、社会とのつながりの回復を目指します。

主な事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
支援決定プラン評価件数のうち支援終結となった件数の割合	56.0%	57.0%	58.0%

4 ひとり親家庭などの相談窓口の充実

- 主な取組**
- 女性相談支援員の専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化により、ひとり親家庭やDV被害者など、困難な問題を抱える人の相談に応じ課題解決に向けた支援を行います。

主な事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
女性相談支援員への相談件数	119件	130件	140件

指標名	現状値	R9	R13
相談件数のうち支援終結となった割合	7.5%	8.5%	9.5%



ボランティア活動の推進を目的としたボランティアフェスティバル

施策⑤ 障がい者・障がい児福祉

施策の基本方針

障がいにかかわらず住み慣れた地域で自分らしく生活ができるまち

相談窓口や支援体制の充実をはじめ、市民の障がいへの理解を広げることによって障がいのある人やその家族を取り巻く環境の向上を図り、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるまちを目指します。

現状

- 障害者手帳所持者は、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳^{*1}は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。
- 障がい福祉サービスの利用者は増加しており、それに伴い給付費も増加しています。
- 「新発田市手話言語の普及等に関する条例」に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を作成しました。
- 特別児童扶養手当^{*2}の受給者は増加傾向にあり、療育をはじめ、支援を必要とする児童が増加しています。
- 新発田市障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談窓口を一本化するとともに指定特定相談支援事業所の支援も行っています。
- 社会福祉協議会が主体となり、市民後見人^{*3}の育成事業を実施しており、法人後見^{*4}の支援員として活動を積み重ね、市民後見人の受任に向けた準備を進めています。

課題

- グループホームの入所希望者は増加傾向にあることから、個々のニーズに対応した更なる施設整備が必要です。
- 障がい福祉サービスを行う事業所は人材の確保が課題となっています。
- 「新発田市手話言語の普及等に関する条例」を施策として反映していくために、具体的な方策を関係者や関係団体と協議しながら検討していく必要があります。
- 福祉施設では、全国的に虐待事例が報告されていることから、虐待防止に向け、事業所への周知・指導等を徹底する必要があります。
- 成年後見制度^{*5}の利用が必要な人は今後も増加していくことから、制度利用拡大のための広報、啓発活動が必要です。



放課後等デイサービスでの活動風景

関連する個別計画・条例等

- 新発田市障がい者計画
- 新発田市障がい福祉計画
- 新発田市障がい児福祉計画
- 新発田市手話言語の普及等に関する条例



施策の展開

1 障がいのある人への総合的、専門的な支援の実施

- 主な取組**
- 新発田市障がい者基幹相談支援センターが障がいのある人の総合的な相談窓口として専門的な支援を行います。
 - 支援を必要とする障がいのある人に適切な福祉サービスを提供します。
 - 障がいのある人への虐待や差別への対応及び防止に向けた啓発を行います。

主な事業 障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	障がいのある方もない方も共に認め合い、安心して暮らせるまちだと思う市民の割合	32.5%	33.5%	34.5%
	障がい者相談支援延べ件数	3,402件	3,538件	3,679件

2 計画策定や条例の制定による支援施策の推進

- 主な取組**
- 新発田市障がい者計画等に基づいた各種支援施策を実施し、障がいのある人の社会参加をはじめ、自分らしく生きるために支援を行います。
 - 「新発田市手話言語の普及等に関する条例」により、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進します。

主な事業 障害者地域生活支援事業(障がい者計画、障がい福祉計画策定事業、意思疎通支援事業)

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	手話奉仕員数	35人	38人	40人
	要約筆記者数	16人	18人	20人

3 成年後見制度の普及に向けた啓発による利用の促進

- 主な取組**
- 成年後見制度について、市民への啓発活動を実施することにより、利用の促進を図ります。
 - 新発田市社会福祉協議会が主体となり、成年後見制度に関する相談を受け付け、法人後見の受任及び市民後見人の育成に向けた事業を行います。

主な事業 障害者地域生活支援事業(新発田市成年後見制度利用支援事業)

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	成年後見制度の認知度(福祉に関するアンケート調査)	27.6%	28.6%	29.6%
	成年後見センターにおける後見人等の新規相談件数	116件	122件	130件

- *1 療育手帳 : 知的障がいのある方に一貫した支援を行うとともに、相談をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくなるための手帳
 *2 特別児童扶養手当 : 精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を監護、養育している方に支給される手当
 *3 市民後見人 : 市などが実施する養成研修などを受講して、成年後見人等として必要な知識を得た市民の中から家庭裁判所が成年後見人として選任した人
 *4 法人後見 : 社会福祉法人などの法人が成年後見人等になり、判断能力の不十分な方の保護や支援を行うことであり、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当する
 *5 成年後見制度 : 障がいや病気などによって、財産の管理や日常生活等に不安や心配のある人を支えるため、契約や手続きをする際などに支援する制度

施策⑥ 高齢者福祉

施策の基本方針

住み慣れた地域で生きがいを持って 暮らし続ける健康長寿のまち

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるように、地域の住民や団体、企業などの多様な主体が連携し、人と人とのつながり、支え合いのあるまちを推進します。

現状

- 高齢者の社会参加を促進するため、健康長寿アクティブ交流センターを拠点に、生きがいづくりに資する事業等に取り組むとともに、市老人クラブ連合会やシルバー人材センター等の団体の支援を行っています。
- 市民の支え合いの意識醸成や企業との連携促進に取り組んでおり、地域福祉活動計画を策定している17地区のうち3地区で高齢者の支え合いの仕組みが作られています。
- 認知症に対する理解促進のため、認知症サポーター養成講座を学生や企業向けに積極的に開催しているとともに、早期発見・早期対応の体制強化や認知症の進行段階に応じた本人・家族への支援を行っています。
- 地域で主体的に活動する「ときめき週1クラブ^{※1}」は、令和4年度末現在で81団体が登録しており、サポーターの派遣による体操確認、専門職による講座や体力測定などにより、活動の継続支援を行っています。
- フレイル^{※2}の早期対応のため、運動・栄養・口腔機能の向上等を複合的に行う「通所型サービスC(複合型)」を積極的に進め、生活機能の向上及び社会参加の推進を図っています。

課題

- 高齢者が社会や地域の中で関わりや役割を持ち続けるため、豊富な経験や知識を活かした趣味や就労など、高齢者の社会参加につながる継続的な支援が必要です。
- 高齢者の生活支援ニーズは高まっており、住民同士の見守りや支え合いを推進するため、地域の支援体制づくりを進めるコーディネーターの配置や、生活支援のための関係団体・企業などとの連携強化が必要です。
- 「共生」「予防」の視点から、認知症に対する正しい理解を深め、認知症の方の社会参加や家族介護者への支援を進めるとともに、認知症の発症や進行を遅らせるための取組が必要です。
- 住民主体の「ときめき週1クラブ」の継続支援を行うとともに、介護予防の意識を高め、フレイル傾向の方を早期発見して必要な保健事業や医療、介護につなげることが必要です。
- フレイル改善の動機付けにより「通所型サービスC(複合型)」等の利用拡大を図ると同時に、サービス終了後も活動量を維持するため、身近な地域での活動場所などの確保が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市健康長寿アクティブプラン
- 新発田市高齢者保健福祉計画・第9期
介護保険事業計画
- 第2期新発田市地域福祉(活動)計画



「ときめき週1クラブ」の体操の様子



施策の展開

1 高齢者の社会参加の推進

- 主な取組** ●健康長寿アクティブ交流センターを拠点として、趣味や就労など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援するための取組を推進します。

- 主な事業** 社会参加応援事業、地域ふれあいルーム事業、シルバー人材センター支援事業、老人クラブ支援事業、敬老会開催事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	毎日の生活のなかで生きがいがあると感じている高齢者の割合	74.6%	77.0%	79.0%

2 地域での暮らしを支える環境づくり

- 主な取組** ●一人暮らし高齢者等の在宅生活を支援するとともに、地域による住民主体の支え合いの仕組みづくりを構築します。

- 主な事業** 生活支援体制整備事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者現況調査、緊急通報装置設置事業、高齢者在宅支援事業、地域包括支援センター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	地区福祉計画を策定している17地区において高齢者の支え合いの仕組みが作られている地区の数	3地区	5地区	7地区

3 認知症との共生と予防

- 主な取組** ●啓発活動等により、認知症への理解を促進するとともに、認知症の段階に応じた適切な支援と介護する家族への支援を行います。

- 成年後見制度の周知等により、認知症の人の尊厳の保持・権利擁護を図ります。

- 主な事業** 認知症総合支援事業、認知症高齢者支援事業、成年後見制度利用支援事業、地域包括支援センター運営支援事業、在宅医療・介護連携推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	認知症サポーターの養成人数	14,607人	19,000人	23,000人

4 介護予防活動の推進

- 主な取組** ●自立した生活を送るため、介護予防の普及啓発を行うとともに、地域が主体的に介護予防に取り組めるよう、「ときめき週1クラブ」の活動に継続的な支援等を行います。

- フレイル対象者を早期に把握し、「通所型サービスC(複合型)」等の利用拡大を図るとともに、サービス終了後も日常生活で活動を維持できるよう支援をしていきます。

- 主な事業** 一般介護予防事業(ときめき週1クラブ、介護予防講演会、忘れん・転ばんサポーター育成)、訪問型サービス事業、通所型サービス事業、生活支援体制整備事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	ときめき週1クラブの活動団体数	81団体	80団体	80団体

※1 ときめき週1クラブ：おおむね65歳以上の高齢者を対象に、歩いて通える公会堂などの会場で、週に1回程度、筋力の維持向上に効果的な「しゃた・ときめき体操」等の運動を実施する住民主体の通いの場

※2 フレイル：「虚弱」を意味する医学用語「frailty (フレイルティ)」の日本語訳であり、病気ではないが、年齢とともに心身の機能が低下し、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階のこと

施策⑦ スポーツ・レクリエーション

施策の基本方針

スポーツで市民の元気を育むまち

子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の充実や環境づくりを進めるとともに、スポーツ活動を支える人材の育成に取り組み、スポーツを通じて市民の元気を育むまちを目指します。

現状

- 子どもの頃から運動に親しむ機会をつくることで運動習慣の定着を図り、生涯スポーツにつなげるため、未就学児を対象としたスポーツ施設の活用や保育園等への巡回運動遊び指導を継続的に実施しています。
- 「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の向上に向けて、安心して参加できるイベント運営を行うなど、運動機会の提供を図っています。
- 地域のスポーツ振興と地域経済の活性化を図るために、産学官の有識者で構成する「新発田市スポーツ・カルチャーリズム推進事業実行委員会」を設立し、首都圏へのトップセールスの実施や、当市への経済波及効果及びシティプロモーションにつながる大規模イベント、高校・大学等の合宿の誘致を推進しています。
- 関係機関や団体と連携し、障がいのある方に対するスポーツ活動機会の創出や、社会全体が障がいへの理解を深め、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しめる共生社会の実現を目指し、パラスポーツの普及・啓発に努めています。
- スポーツ施設の長寿命化と機能向上を図るため、長期的な整備計画を策定し、安心安全で良好なスポーツ環境の提供に努めています。
- 新発田市教育委員会が設置する「新発田市地域部活動設置連絡協議会」に参画し、学校部活動（運動部活動）の円滑な地域移行に向けた検討を行っています。

課題

- スポーツ協会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体と連携し、市民の多様なニーズに合わせた、参加しやすいスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、継続的に市民の運動習慣定着を図る必要があります。
- スポーツに関わる大会・合宿は経常的に誘致できているものの、文化系（カルチャー）の催し・合宿等については充分に誘致できていないため、新規分野の開拓に向けて新しい切り口でのセールス手法を検討する必要があります。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備するとともに、障がいを持っている人を支援するための「かけはし」となる人材や組織を育成する必要があります。
- 施設の長寿命化と機能向上のために、「公共施設等総合管理計画」に基づき、年次的に改修・整備を行う必要があります。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市スポーツ推進計画
- 新発田市公共施設等総合管理計画



施策の展開

1 スポーツへの参加機会充実とスポーツを支える人材・団体の育成

- 主な取組**
- スポーツ教室やウォーキングイベント等を開催し、スポーツに触れ、楽しむ機会の充実を図ります。
 - スポーツ推進委員やスポーツ団体等と連携・協働で事業を実施することで、地域活動の推進や学校部活動（運動部活動）の地域移行を見据えた人材・団体の育成を推進します。

主な事業 生涯スポーツ活動推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	成人の週1回以上のスポーツ実施率	56.8%	65.0%	67.0%

2 スポーツを通じたまちづくり

- 主な取組**
- 大会や合宿等を誘致し、地域経済の活性化を促進します。
 - 文化施設を有効活用し、文化系の合宿やゼミなどの誘致を促進します。
 - 誰でも参加できるパラスポーツイベント等を開催し、パラスポーツへの関心を深め、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめる共生社会の実現を推進します。

主な事業 スポーツ&カルチャーリズム推進事業、パラスポーツ振興応援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	スポーツ&カルチャーリズムによる施設利用者数	4,369人	5,240人	6,110人

3 スポーツ環境の充実

- 主な取組**
- 関係課と連携し、老朽化が進む大規模体育施設を計画的に改修するとともに、学校体育施設開放のほか、公園遊歩道などの公共空間を活用し、スポーツに親しむ環境の充実を図ります。

主な事業 体育施設維持管理関連事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	体育施設の利用者数	517,211人	690,000人	690,000人



施策① 学校教育

施策の基本方針

ふるさと新発田を愛し、「ひと」を大切にし、夢や希望に向かって学び続ける子どもたちにあふれたまち

「ひとが第一、ひとが大事 新発田の教育」をキャッチフレーズに掲げ、確かな学力の向上を図るとともに、人に対して敬意を払い、人を第一に思い、人を大事にする「しばたの心」を持った子どもを育成する教育を推進します。

現状

- 子どもの学ぶ意欲は高くなっているものの、標準学力検査では、目標値に届いていない状況があり、各校で学力向上の取組が確実に行われるよう、全小中学校への市教育センター指導主事の派遣や、各種研修会の実施などの取組を行っています。
- 各校の地域連携・協働活動が充実するように、全小中学校に地域コーディネーターを配置し、また、「しばたの心継承プロジェクト」研修や情報交換の場を設定するなどしています。
- いじめや不登校、問題行動などの未然防止や解決のために、スクールソーシャルワーカー^{※1}や相談員、サポート指導員等を派遣し、子どもや保護者に寄り添った支援を行っています。また、不登校児童生徒の居場所の一つとして「教育支援センター車野校」を設置しています。
- スクールサポートスタッフ^{※2}、補助教員、介助員、部活動指導員、学習支援ボランティアなど、各校の状況に応じた人員を配置し、教員が子どもと向き合う時間が増えるようにしています。
- 差別の根絶を目指し、「人権教育、同和教育」を推進し、各種研修・研究会、授業改善支援等を行っています。
- 子どもの健康的な生活への改善を目指し、各校に栄養士を派遣し「食とみどりの新発田っ子プラン」による食育を行っています。

関連する総合戦略



関連するSDGs



施策の展開

1 一人ひとりを大切にする学びの場づくりと学力の向上

主な取組

- 市教育センター指導主事が、全小中学校に訪問指導を行い、各校の「主体的・対話的で深い学び」の実現を支援します。
- 全小中学校を対象に各種研修会を実施し、各学校の学力向上のための体制づくりを支援します。
- スクールサポートスタッフや補助教員等の配置により、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を増やします。

主な事業

小中学校・幼稚園教諭指導推進事業、小学校学力向上推進事業、中学校学力向上推進事業、小学校補助教員派遣事業、中学校補助教員派遣事業、小学校教科書及び指導書、副読本購入事業、中学校教科書及び指導書、副読本購入事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
標準学力検査結果 小学校	51.6	52.0	52.0
中学校	48.8	50.0	50.0

2 しばたの心継承プロジェクトの推進

主な取組

- 全小中学校に地域コーディネーターを配置し、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図ります。
- 各小中学校の取組についての発表や情報発信等を支援し、学校と地域のつながりの強化を図ります。
- 社会教育と連携しながら、ふるさと新発田の学習コンテンツの活用を図ります。

主な事業

しばたの心継承プロジェクト事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
地域に対する愛着や関心が高まったと感じる児童生徒の割合 小学校	92.0%	93.0%	94.0%
中学校	81.3%	85.0%	87.0%

3 差別、いじめを許さない心の育成と安心して学べる居場所づくり

主な取組

- 人権教育、同和教育を推進し、差別、いじめを許さない学校づくりを支援します。
- 学校や学級に行きづらいと感じている子どもやその保護者に支援を行います。
- 教育支援センター車野校を学校に行っていない子どもの居場所の一つとし、安心して学べる環境づくりを行います。

主な事業

同和教育推進事業、同和教育研究校指定啓発推進事業、サポートネットワーク事業、いじめ防止対策事業、教育支援センター車野校運営事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合 小学校	93.1%	94.0%	95.0%
中学校	91.6%	92.0%	93.0%

4 食育の推進

主な取組

- 全小中学校で「食とみどりの新発田っ子プラン」に取り組みます。
- 食育指導と食の循環の学習を実施します。

主な事業

食とみどりの新発田っ子プラン推進事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
朝食をほとんど毎日食べている子どもの割合	92.4%	93.0%	93.0%

関連する個別計画・条例等

- 新発田市教育大綱
- 食とみどりの新発田っ子プラン



「しばたの大人と未来を語る会」の様子

施策② 学校環境

施策の基本方針

子どもが安心して学ぶことができる 学校環境が整備されたまち

子どもたちが快適に学ぶことができるよう、学校施設等の改修やICT^{※1}を活用した学習環境の整備を推進するとともに、通学路の点検等により、安心して通学できる環境を整備します。

現状

- 少子化の進行に伴う児童生徒数の減少により、学校の小規模化が顕著になったことから、小学校の学校規模の適正化に取り組んでいます。
- 建築から40年以上を経過した学校施設について、「新発田市学校施設長寿命化計画」に基づく施設の長寿命化に取り組み、併せて、バリアフリー化、防犯対策、ゼロカーボンに向けた取組等を進めています。
- 学校の児童生徒一人ひとりにタブレットを導入し、ICT教育の充実に努めています。
- 安心安全な学校給食を提供するため、調理場改修及び設備更新等に取り組むとともに、地場産農産物の積極的な使用に努めています。
- 交通安全の観点による通学路の安全点検を実施し、その結果に基づいて関係機関へ対策を要請するなど通学路の安全確保に努めているほか、遠距離通学、学校統合などの状況に応じて、基準を定め、定期券支給やスクールバスによる通学支援に取り組んでいます。
- 学校教職員の「働き方改革」に取り組み、校務支援システムを導入し学校教職員の業務負担軽減と児童生徒と向き合う時間の確保に努めています。

課題

- 新発田市教育委員会が策定した「小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」に掲げる小学校統合の将来像に基づいた学校統合の実現が求められています。
- 建築から40年以上経過した学校施設等の改良を年次的に行い、施設の長寿命化に併せて、更なるバリアフリー化、防犯対策、ゼロカーボンに向けた取組等を図ることが求められています。
- ICT教育の充実のため、学校現場のニーズやDXの進展に応じて、計画的に設備・備品等を整備していくことが必要です。
- 安心安全な学校給食の提供の観点から、調理場改修や設備更新等を行うとともに、地場産農産物使用率の維持・向上や食物アレルギーへの対応が求められています。
- 通学路の安全を確保するために、児童生徒、保護者、自治会等の情報を受け、新発田市交通安全対策会議が主体となり合同点検を行い、継続的に通学路の実態把握や安全対策を講じることが必要です。
- 令和7年の紫雲寺地域の小学校統合に伴い、遠距離通学に対する支援が求められています。
- 現在、学校の業務負担の軽減や保護者の利便性向上等のため、国から学校給食費の公会計化を進めよう求められており、対応が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市教育大綱
- 小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針
- 新発田市学校施設等長寿命化計画



施策の展開

1 小学校の学校規模の適正化の推進

- 主な取組**
- 保護者や地域と協議を行いながら、小学校の学校規模を概ね1学年2学級以上、1学級20人以上となるように適正化を推進します。

主な事業 紫雲寺小学校整備事業、小学校遠距離通学支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	統合による将来の小学校数	15校	13校	13校

2 安心・快適な学校施設等の整備

- 主な取組**
- 新発田市学校施設等長寿命化計画に基づき、校舎、体育館、共同調理場及びグラウンドの整備を行います。
 - 小学校、中学校のバリアフリー化、防犯対策、ゼロカーボン化を進めます。
 - 地域、学校、関係機関と連携し、通学路の安全対策を行います。

主な事業 小学校維持管理事業、小学校施設整備事業、中学校維持管理事業、中学校施設整備事業、学校給食調理場施設維持事業、学校給食調理場施設整備事業、小中学校長寿命化改良事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	バリアフリー化した校数（スロープ等による校舎の段差解消校数）	16校	19校	23校

3 ICTを活用した学習環境整備

- 主な取組**
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用し、子どもたちの学ぶ意欲を高める学習環境整備を進めます。

主な事業 小学校コンピュータ教育推進事業、中学校コンピュータ教育推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	小学校・中学校のタブレット端末の充足率	100%	100%	100%



タブレット端末を活用した授業風景

※1 ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報処理や通信技術を活用した技術やサービスなどの総称

施策③ 生涯学習

施策の基本方針

生涯学習活動で市民がいきいきと輝くまち

市民の生涯学習活動を充実させるため、多様化するニーズに応えた事業を推進するとともに、学習活動を幅広く支援し、生涯各期の生きがいづくりと、人材育成に努めます。

現状

- 社会の変化とともに、生涯学習に対する市民ニーズは多様化しており、公民館等では事業実施後のアンケート調査やスキルアップ研修会等を参考にしながら、各種教室や講座等の充実を図るとともに、新発田の歴史や文化を学び継承する内容を組み込み、新発田市への誇りや愛着の醸成に取り組んでいます。
- 講座の企画や運営等を行う専門的な知識を有する職員を育成するため、資格取得（社会教育主事^{※1}）や各種研修会等への参加の機会を作り、社会教育の充実に取り組んでいます。
- 老朽化の進む社会教育施設について、「新発田市公共施設等総合管理計画」に基づく維持・管理等を計画的に進め、良好な施設環境の維持と施設利用の促進に努めています。
- 中央図書館は、市民の生涯学習を支援するため、歴史図書館、各分館とも連携し、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応した資料・情報の収集、利用環境の整備、サービスの向上に努めています。
- 中央図書館と駅前複合施設内で機能の共有と連携による事業を実施することにより、賑わいづくりの拠点となることを目指しています。
- 中学校部活動（文化系部活動）の円滑な地域移行に向け、検討を行っています。

課題

- リカレント教育^{※2}など多様化する市民ニーズを取り入れた活動や発表の機会を提供するとともに、社会の変化に対応し、市民の生涯学習活動を支援していくことが必要です。
- 公民館等で実施する生涯学習の事業については、人生100年時代を見据えて取り組むとともに、社会教育施設においては、利用の少ない中・高校生、青年層の利用を増やすため、若年層が利用しやすいコーナーの設置などの取組が必要です。
- 今後は、公民館の機能や役割（集い・学び・結ぶ）にとどまることなく、持続的な地域の発展に向けた公民館活動が必要となるため、取組の内容について十分な検討が必要です。
- 社会教育施設の多くは、老朽化が進み修繕費が増加していることから、「新発田市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に整備を進めていくと同時に、財源確保の観点から利用率の向上や国・県の補助金等の活用が必要です。
- 図書館には、誰もが利用しやすい生涯学習の拠点施設としての環境整備が求められおり、そのためには、司書資格を有する職員の配置や育成のほか、歴史図書館、各分館・分室との連携も必要です。
- 新発田市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書推進対策や利用拡大に向けた取組について、関係機関と連携して進めていくことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市教育大綱
- 新発田市公共施設等総合管理計画
- 新発田市立図書館基本方針
- 新発田市子ども読書活動推進計画



施策の展開

1 市民の生涯学習活動に向けた機会提供の充実

- 主な取組**
- 市民の生涯学習活動を一層推進するため、「学びの循環」の実現を目指し、リカレント教育など市民の多様化するニーズに応えた講座などの事業実施に加え、学びを活かせる場の提供を行います。
 - 中学校部活動（文化系部活動）の地域移行を見据えた人材・団体の育成を推進します。

- 主な事業**
- 市民レクリエーション開催事業、市民教養講座開催事業、公民館こども交流体験事業、高齢者大学開催事業、生涯学習講座開催事業、土曜学習支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	公民館事業等の参加者数の人口に対する割合	15.8%	16.2%	16.4%

2 市民の生涯学習活動に対する支援

- 主な取組**
- 市民の生涯学習活動が円滑に行われるよう様々な支援を行い、学習活動の発表の機会の充実に努めます。

- 主な事業**
- マナビフェスティバル開催事業、マイタウンコンサート開催事業、手工芸・水墨画展開催事業、趣味の展示会運営事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	公民館施設等の稼働率	21.4%	21.9%	22.0%

3 市民の学びを支える図書館の管理運営

- 主な取組**
- 市民の生涯学習を支援するため、多様化するニーズに応えられる資料や情報の収集と提供を行い、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めるとともに、市民と協働で事業を進め、開かれた図書館運営を行います。
 - 新発田市子ども読書活動推進計画の基本方針に基づき、関係機関・団体等と連携し子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- 主な事業**
- 中央図書館事業、図書館分館運営事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	図書館貸出者数の人口に対する割合	106.2%	106.7%	107.1%



生涯学習フェスティバル（ミニ発表会）の様子

※1 社会教育主事：生涯学習センターや公民館などで社会教育活動を行っている地域のリーダーなどにアドバイスや指導を行う専門家のこと
※2 リカレント教育：学校教育を終え社会に出たあとに、それぞれのタイミングで必要な教育を受け、生涯にわたって就労と学習のサイクルを繰り返していくこと

施策④ 青少年育成

施策の基本方針

社会全体が一丸となり青少年の健全育成に取り組むまち

「豊かな心と広い視野を持ち、自主性・社会性・創造性に富んだ子ども」の育成を目指し、家庭や学校、地域社会が一体となった育成活動を行うとともに、社会参加活動や体験活動により、青少年の「生きる力」の育成に努めます。

現状

- 近年の多様化する青少年問題に的確に対応するため、社会全体で青少年の成長を支える体制づくりの強化に努めているほか、下校時の巡回パトロールを実施するなど、青少年育成活動や地域ぐるみの見守り活動の強化に取り組んでいます。
- 放課後児童クラブは、利用者が年々増加しており、施設整備や指導員の確保、資質向上に取り組んでいるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と児童クラブとの一体型を中心とした事業運営に取り組んでいます。
- 青少年宿泊施設を活用した自然体験や防災キャンプなどの活動を通じて、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むことに取り組んでいます。
- 少子化や核家族化等の社会構造の変化により、子どもたちの生活習慣の乱れや家庭内における教育力の低下が問題となっており、保護者への学習機会を充実させるなど、家庭教育の支援に取り組んでいます。
- 家庭、学校に次ぐ第3の安心・安全な居場所として、体を動かして遊べる全天候型施設「ユウネスしばた」、相談員が寄り添い適切な助言等を行う「10代の居場所カフェ」を運営しています。

課題

- 社会全体で青少年の健全育成を推進するため、引き続き家庭、学校、地域や関係団体が連携した体制の構築が求められています。
- 放課後児童クラブの利用者は、保護者の就労により今後も増加し続けることが予想されることから、一層の施設整備や指導員の確保と併せて放課後子ども教室の新規開設に向けた学校との連携や、運営ボランティアの確保が必要です。
- 青少年宿泊施設では、施設利用者が減少し、体験活動の場として十分に機能していない状況であるため、自然環境を活用した独自のプログラム開発や施設のPRなどにより体験活動の活性化を図る必要があります。
- 家庭教育への支援として実施している家庭教育推進事業は、事業実施件数が伸び悩んでいることから、家庭教育を社会全体で支援していく重要性を関係課や学校等の関係機関と共有し、連携して取り組んでいく必要があります。
- 「10代の居場所カフェ」での若者の相談内容は、勉強や友人関係の悩み、進路など多岐に渡ることから、引き続き学校や関係団体等と連携を図りながら運営していく必要があります。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市教育大綱
- 子ども・子育て支援事業計画



施策の展開

1 全市的な青少年健全育成活動の実施

- 主な取組**
- 新発田青少年健全育成市民会議を通じて、少年団体、地域育成協議会などの関係団体相互の連携強化や活動の充実、活性化を図ります。
 - 青少年の健全育成と問題行動の未然防止のため、中学校区ごとにそれぞれの独自性を生かした健全育成活動を推進します。
 - 少年補導委員による下校時の巡回パトロールを行い、子どもたちの見守りに取り組みます。

- 主な事業**
- 新発田青少年健全育成市民会議運営事業、新発田市青少年育成地域活動推進事業、少年補導活動運営事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	青少年健全育成活動に参加した市民の数	215人	1,100人	1,300人

2 放課後の安全・安心な居場所づくり

- 主な取組**
- 放課後児童クラブの施設整備や指導員の確保、資質の向上により、安心して利用できる児童クラブを提供するとともに、放課後子ども教室の有効活用を推進します。

- 主な事業**
- 児童クラブ運営事業、青少年健全育成センター・児童センター管理運営事業、放課後子ども教室推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	年間の放課後児童クラブ待機児童数	0名	0名	0名
	放課後児童支援員資格取得率	83.0%	90.0%	95.0%

3 体験活動の機会充実

- 主な取組**
- 青少年宿泊施設を活用した自然体験や防災キャンプなどの活動を通じて、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むことに取り組みます。
 - 児童運動センター「ユウネスしばた」で子どもたちに安心・安全な居場所の提供を行います。

- 主な事業**
- 青少年宿泊施設管理運営事業、青少年宿泊施設利用促進事業、防災教育推進事業、児童センター活動事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	青少年宿泊施設年間宿泊者数	112人	2,100人	2,200人



ユウネスしばたの大型木造遊具

施策⑤ 文化芸術・文化財

施策の基本方針

歴史や文化、芸術が身近に感じられるまち

市内の文化財等の適正な保存と活用、歴史や文化の魅力発信、市民の文化芸術活動の発表の場と文化芸術に触れる機会の充実により、市民の郷土への理解と関心を深め、歴史や文化、芸術を身近に感じられるまちを目指します。

現状

- 市内には、新発田城や蔵春閣などの歴史的建造物をはじめ、古文書などの歴史資料や埋蔵文化財などさまざまな文化遺産・文化財が存在することから、その調査・整理・保存・維持・公開に努めているほか、今後の文化財の保存・活用に向け、令和5年度に「新発田市文化財保存活用地域計画」を作成しました。
- 歴史図書館では、開館以降、所蔵する資料を活用した企画展を開催し、市民及び市外の方々に公開するとともに、企画展に関連する講演会を実施し、歴史を学ぶ機会を提供しています。
- 古文書等歴史資料のデジタルアーカイブ^{※1}化を進め、インターネット上で公開することで、原史料の破損や劣化を防止し、次世代に継承するとともに、より多くの方がその情報へアクセスし、活用できるよう取り組んでいます。
- 各種コンサートや発表会、美術展覧会、茶会などの開催、また、公募方式によるジュニア展開催や健康長寿アクティブラウンジの運営等により気軽に作品を発表できる場を設けるなど、市民が文化芸術に触れる機会や発表の場を提供しています。
- 令和3年度から新発田市文化団体連合会との連携による文化芸術の出前講座を開始し、学校や地域において文化芸術を身近に感じてもらう機会を提供しています。

課題

- 「新発田市文化財保存活用地域計画」を踏まえ、様々な主体の取組により、文化財を適切に保存し、積極的に活用していく必要があり、そのためには、文化財の指定等を適正に進め、新発田城（表門、旧二の丸隅櫓）の耐震化による安全性の向上や周辺も含めた環境整備、各種PR事業等による文化財の魅力向上を図る必要があります。
- 市内には未整理の歴史資料やデータが多く残されており、損傷の激しいものもあることから、引き続き、整理や修復に取り組むとともに、原史料の保存と継承のため、デジタルアーカイブ化を進め、インターネットで公開するなど幅広く活用できる環境を整備する必要があります。
- 開発・土木工事等に伴う埋蔵文化財の発掘調査要望が増加・累積しており、保存のための迅速な対応が求められています。
- 高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、解散や活動を中止した文化芸術団体が多くあり、文化芸術に関わる市民が減少傾向にあることから、特に子どもたちへのアプローチ強化などによる次世代人材の育成が求められています。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市教育大綱
- 新発田市文化財保存活用地域計画



ジュニア展の様子



施策の展開

1 市内の文化財の適正な保存・活用

- 主な取組**
- 文化財指定や埋蔵文化財の発掘調査等を適切に進め、文化財の適正な保存を図ります。
 - 文化財やその周辺の整備、PR事業等による魅力向上に努め、文化財の活用を図ります。

主な事業 文化財調査審議会運営事業、新発田市指定文化財保存修理支援事業、埋蔵文化財発掘調査事業、民俗芸能保存支援事業、新発田城整備事業、文化財保存活用地域計画策定・進行管理事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市内の指定・登録文化財の件数	88件	93件	97件

2 市民の文化芸術活動の発表の場と文化芸術に触れる機会の充実

- 主な取組**
- 市民文化会館を拠点とし、他の文化施設も活用して文化芸術振興策の充実を図ります。
 - 幅広い年代、特に若年層の市民が文化芸術に親しむ心を育めるよう、文化芸術活動の発表の場や文化芸術に触れあう機会のさらなる充実を図ります。

主な事業 美術品展示事業、市展運営事業、茶会開催事業、新発田市民文化団体連合会支援事業、市民文化会館文化創造事業、市民文化会館教育鑑賞事業、落合虹児記念館活用事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市民文化会館における文化芸術活動発表等機会の回数	56件	58件	60件

3 郷土に関する資料の保存と活用

- 主な取組**
- 郷土の歴史や文化などに関する資料の収集・整理・保存を行い、広く市民並びに研究者に活用してもらうようデジタルアーカイブ化を推進します。

主な事業 歴史図書館デジタルアーカイブ事業、歴史図書館古文書整備事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	アーカイブ（映像・文書・音源等）を公開した件数	464件	551件	639件



蔵春閣で開催された「昔語り」の様子
(文化財を活用したイベント例)



村尻遺跡出土品(国指定重要文化財)

※1 デジタルアーカイブ：図書・出版物・公文書・美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み

施策①商工業

施策の基本方針

新発田の風土を活かした魅力あふれる商工業のまち

先人達が培ってきた新発田の風土や地域資源を活かし、魅力あふれる商品や加工品の開発、販路拡大を図るとともに、新たな付加価値を創造する新規創業や産業の誘致・育成を図ります。

現状

- 近年は、高齢化や後継者不足などによるスーパー・マーケットや飲食店等の廃業が進んでおり、地域経済と暮らしの安定に向け、企業や団体への融資、商工会の経営基盤の強化、新規創業者や移動販売事業への支援に取り組んでいます。
- 女性の社会進出を促進するため、起業や創業に必要な知識習得の機会を増やし、女性が社会で活躍していくための支援に取り組んでいます。
- 新発田の魅力ある商品を市内外にPRするため、「オーガニックSHIBATAプロジェクト」を立ち上げ、特色のある、付加価値の高い商品づくりに取り組んでいます。
- 地域経済を活性化し、定住促進による人口増加につなげるため、地元企業の雇用環境の改善を図るとともに、シェアオフィスや工業団地への企業誘致に取り組んでいます。
- 市全域で空き店舗が増加しているなかで、事業者に対するアンケートを実施し、事業承継に関する意向や空き店舗の状況把握に努めています。
- 県や県内自治体と連携しながら、中小企業のDX^{※1}化を推進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出に取り組んでいます。

課題

- 地域経済を支える中小企業者に対する適切な支援を行うことが必要であるため、市制度融資の拡充や、起業や創業を目指す方をサポートする体制の整備が必要です。
- 女性が活躍するための就労支援や雇用環境の整備など、働く場における男女共同参画の推進が必要です。
- 「オーガニックSHIBATAプロジェクト」によりブランド化した商品をはじめ、当市には魅力ある商品が多数あることから、地域性を感じる伝統的、文化的な商品や加工品をさらに発掘するとともに、宣伝を強化し、販路拡大を図っていく必要があります。
- 安定的な雇用を創出するため、工業用地への企業誘致に加え、シェアオフィスの機能を充実させ、若者が新発田で就労するための環境を整える必要があります。
- 人材不足を課題とする企業が多い状況に対応するため、市内中小企業のDX化を推進し、生産性向上を支援するとともに、労働者にとって魅力のある企業を増やしていく必要があります。
- 事業承継に関する意向や空き店舗の状況把握をもとに、商業機能の維持に繋げていく取組が必要です。



施策の展開

1 地域資源を活かした商品の開発、販路の拡大

- 主な取組**
- 新発田の風土、地域性を感じる魅力あふれる商品の発掘と開発を支援し、販路拡大を図ります。
 - 既存商品のリブランディング^{※2}のほか、オーガニックや低糖質、無添加食品など、消費者に求められる付加価値の高い商品づくりを官民共同で進めます。

- 主な事業**
- 地域農産物等ブランド化推進・輸出促進事業（オーガニックSHIBATAプロジェクト）、有機農業産地づくり推進事業（オーガニックSHIBATAプロジェクト）、SHIBATAプランディング推進事業

目標 値	指標名	現状値	R9	R13
	新商品の開発支援数（累計）	9個	19個	27個

2 起業者、創業者の育成、持続可能な商工業環境の整備

- 主な取組**
- 首都圏等の若者が当市で起業・創業できるよう、シェアオフィスの整備、拡充を進めるとともに、必要な情報提供により、将来的な独立を支援します。
 - 関係団体と連携し、空き店舗の情報提供や円滑な事業承継への支援を行い、持続可能な商業環境の整備を図ります。
 - 女性が活躍するために働きやすい環境を整備するための支援や周知、啓発を進めます。

- 主な事業**
- 中小企業・小規模企業等支援事業、創業支援事業、商工観光団体支援事業、シェアオフィス整備事業

目標 値	指標名	現状値	R9	R13
	新規創業者支援事業助成金交付件数（R4からの累計）	13件	63件	103件

3 工場等の新設、増設を通じた生産性の向上

- 主な取組**
- 設備投資に係る固定資産税相当分の助成などを行うとともに、IT化やDX化に向けた課題解決を支援することで、企業の生産性向上を図ります。
 - 企業間連携を促進し、新たな付加価値を創出するなど、産業の活性化に取り組む企業を支援します。
 - 工業団地や市内遊休地への企業立地を促進するため、関係団体との連携を強化し、PRと企業誘致を開けます。

- 主な事業**
- 企業誘致促進事業、工業団地造成事業、創業支援事業、市内産業DX推進事業、シェアオフィス整備事業

目標 値	指標名	現状値	R9	R13
	企業の新增設や設備投資に対する支援件数（累計）	9件	14件	18件



*1 DX :Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略で、デジタル技術を活用して人々の生活をより良いものへと変革すること

*2 リブランディング :商品・サービス等の既存のブランドにおいて、新たな市場や顧客の開拓を目的に、時代の変化に合わせて再構築すること

施策② 農林水産業

施策の基本方針

持続可能な農林水産業の実現に向けて進展するまち

農作業の効率化や農産物の高付加価値化による所得向上、担い手の育成・確保を図るとともに、地場産水産物や地元産材を活用し、農林水産業の活性化を目指します。

現状

- 中山間地域では、鳥獣被害対策に取り組むとともに、「オーガニックSHIBATAプロジェクト」による有機米の栽培や、薬用作物の栽培を行っています。
- 「新発田牛」や「越後姫」、アスパラガスといった農畜産物を中心に、キャンペーンや各種イベントでの販売を通じて周知・販売促進に努めているほか、新発田産米の輸出に取り組み、輸出量は順調に増加しています。
- ほ場整備対象地域では農地中間管理機構^{※1}の活用による農地集積・集約を通じた効率的かつ安定的な農業経営の基盤強化が進んでおり、農業の大規模経営体に対しては、水稻単作から園芸との複合経営への転換を推進し、重要品目の生産拡大支援と高付加価値化を進めています。
- 漁業では、松塚漁港における「さかなまつり」の開催をはじめ、直売所での販売やふるさと納税返礼品への活用など、地場産水産物の知名度アップを図るとともに、漁港の活性化と安全利用等に取り組んでいます。
- 老朽化した有機資源センターの長寿命化を進めるとともに、良質な堆肥生産や施設見学を可能とするための改修も進めています。
- 林業では、木材価格の低下や経費の増加等により、森林整備の実施及び担い手が減少しており、手入れされていない森林が増加し、公益的機能が低下しています。

課題

- 農業所得の向上を図るため、主要産品の産地づくりや生産拡大、ブランド力の強化を図る必要があります。
- より良い農業環境を整備していくため、施設の維持管理や各種支援制度について、土地改良区等との調整・連携や、新規就農者に対して、関係機関が連携し、就農後の経営リスク回避や栽培技術の確立においてサポートしていくことが求められています。
- 漁業共同利用施設の円滑な運営を図るため、漁業者による運営体制の確立や後継者の確保についての方向性を検討し、新潟漁協北蒲原支所とのさらなる連携が求められます。
- 市内にある3つの有機資源センターは、老朽化に伴う生産効率の低下、維持費の増加が生じており、計画的な修繕、大規模改修を実施する必要があります。
- 中山間地域等直接支払制度^{※2}において、高齢化等により協定農用地が減少し、耕作放棄地の増加が懸念されるため、スマート農業^{※3}機器の導入等を推進し、既存の協定農用地を引き続き管理するための支援が必要です。
- 林業振興では、間伐等の施業に対する支援及び地元産材の利用促進が必要であるほか、森林が手入れされていないことによる災害、鳥獣被害の増加が課題となっています。



地場産鮮魚を求める来場者で賑わうさかなまつり



施策の展開

1 オーガニック米をはじめとした農畜産物の产地化や高付加価値化による農業所得の向上

- 主な取組**
- 輸出米の产地づくりを進めるとともに、「新発田牛」、「越後姫」、アスパラガス等の主要産品の生産拡大及びブランド力の強化を図ります。
 - 有機資源センターにおいて良質な堆肥を安定的に生産し、安心・安全な農産物の生産に寄与するとともに有機農業の推進と農業の高付加価値化を進めます。
 - GAP^{※4}のメリットについて情報発信を行うほか、国や県等の研修会への参加促進などにより、GAPへの取組を推進します。
- 主な事業**
- 地域農産物等ブランド化推進・輸出促進事業、有機農業产地づくり推進事業、GAP(農業生産工程管理)推進事業、新発田市食料・農業振興協議会運営事業、有機資源センター管理運営事業

2 生産コストの低減や担い手育成等による農業経営基盤の強化

- 主な取組**
- ほ場の大区画化と農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を進め、農作業の省力化や生産コストの低減など、将来にわたり効率的かつ安定的な農業経営を行うための経営基盤の強化を図ります。
 - 関係機関と連携した「農業支援ワンストップ窓口」において、法人化や新規就農者の育成を図るほか、補助事業の活用による経営の大規模化・効率化や園芸との複合経営を推進します。
- 主な事業**
- 県営ほ場整備参画事業、多面的機能支払交付金事業、農業法人化支援事業、担い手育成総合発展支援事業、農地中間管理事業、園芸産地サポート事業、強い農林水産業づくり支援事業、薬用作物推進事業

3 水産物加工施設等の有効活用による地場産水産物の流通・販売等の促進

- 主な取組**
- 水産加工施設の認知度の向上を図り、集客につなげるとともに、インターネットでの販売検討や新たな販路開拓の取組を進めます。
 - 関係水産団体に対しては、引き続き、稚魚放流の支援を実施するとともに、その効果等を検証し、水産資源の確保と漁獲高の向上を図ります。
 - 漁港の安全利用と出漁日数の安定のため、施設の修繕や港内浚渫など、適切な維持管理を行います。
- 主な事業**
- 水産資源確保事業、加治川漁業協同組合支援事業、新潟漁業協同組合北蒲原支所支援事業、漁業共同利用施設管理運営事業、松塚漁港維持管理事業

4 森林整備の推進と地元産材の活用による林業振興

- 主な取組**
- 地元産材の建築物等への利活用や間伐等の施業への支援を行います。
 - 森林環境譲与税を活用し、管理放棄された民有林の整備等を促進します。
 - 林業振興に資するため、林道の維持修繕など、必要な維持管理を行います。
- 主な事業**
- 造林支援事業、森林経営管理事業、林道維持管理事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
水産加工施設を活用した販売額	9,978千円	10,500千円	11,000千円

※1 農地中間管理機構
※2 中山間地域等直接支払制度
※3 スマート農業
※4 GAP

:農地を貸したい農家から農地を借り受け、集積・集約化し担い手農家へ貸付を行うための組織
:農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度のこと
:ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと
:Good Agricultural Practices(農業生産工程管理)の略で、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと

施策③ 観光

施策の基本方針

住んでよし、訪れてよしの個性あふれる観光のまち

観光関係団体や近隣市町村等との連携により、個性あふれる観光地域を創り上げ、観光客を呼び込むとともに、地域経済を潤し、稼げる観光地域づくりを推進します。

現状

- インバウンド（訪日外国人）誘客を図るため、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏広域観光推進協議会やDMO^{*1}等では、広域回遊プランの作成等を行うとともに、トップセールスや招聘事業等により周辺市町との連携による魅力発信を行っています。
- 効果的なインバウンド誘客に向けて、多言語対応のパンフレット等の作成のほか、インターネットやSNSによる情報発信を行っています。
- 当市の観光プラットフォームである月岡温泉では、施設の改修、道路の美装化、空き店舗の利活用等を進め、賑わい創出に取り組んでいます。
- 蔵春閣を市街地観光の新たな拠点と位置づけ、点在する観光資源を点から線に、線から面に結びつけることにより、まちなかの回遊を促進し、市街地の活性化に取り組んでいます。
- 映画やCM等のロケ撮影の誘致のほか、教育旅行等に対する一部助成などを行い、観光関連産業の振興を図っています。

課題

- インバウンドは、FIT（個人旅行客）の傾向が加速化していることから、新たなアプローチ方法を検討するとともに、多言語による情報発信の充実などを図ることが必要です。
- 観光客ニーズの多様化を踏まえ、データ収集や分析等を行うほか、近隣市町村との連携やDMO活動の強化等により、滞在型観光の推進に向けたコンテンツの充実を図ることが必要です。
- 月岡温泉と市街地や、蔵春閣と市街地といった、既存の観光資源等との面的結びつけによるまちなか回遊を図るには、様々な活動を行う民間団体等の協力が不可欠であることから、連携の強化を図る必要があります。
- 観光産業を生産性が高く、雇用創出につながる産業へと転換するため、オーガニック等の新たなコンテンツやスタディ・ツーリズム^{*2}によって、さらなる誘客促進を図る必要があります。



関連する個別計画・条例等

- 第2期新発田市観光振興基本計画



施策の展開

1 誘客促進と観光情報の効果的な発信

- 主な取組**
- 効果的なインバウンド誘客に向けて、インターネットやSNSのほか、多言語対応のパンフレットの作成など、多様なメディアを活用して情報発信を行います。
 - 積極的なPRやプロモーション等を行い、映画のロケ地やシンポジウム、スタディ・ツーリズム等の誘致に取り組みます。
 - DMOを中心に、市民・事業者・団体・行政等の関係者がそれぞれの役割と観光振興の重要性を共有し、地域産業を活かした稼げる観光地域づくりに取り組みます。

主な事業

誘客促進事業、DMO活動推進事業、新発田市観光協会支援事業、フィルムコミッショナリ推進事業、スタディ・ツーリズム推進事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
新発田市全体の観光客数	1,842,673人	2,667,000人	2,695,000人

2 観光資源の磨き上げとまちなか回遊の促進

- 主な取組**
- 観光プラットフォームである月岡温泉は、道路の美装化や施設改修等による高付加価値化を推進し、さらなる魅力向上に向けた取組を進めます。
 - 蔵春閣を新たなランドマークに位置づけ、市内各地に存在する観光資源と面的な魅力づくりに取り組み、まちなか回遊を推し進めます。
 - 交通アクセスや観光メニューの拡充を図り、月岡温泉と市街地における新たな人の流れを創出します。

主な事業

誘客促進事業、月岡温泉環境整備事業、月岡温泉支援事業、蔵春閣管理運営事業、蔵春閣利活用事業、新発田市観光協会支援事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
月岡温泉の宿泊者数	282,239人	338,000人	346,000人

3 広域連携、産業連携による観光地域づくりの推進

- 主な取組**
- 周辺市町村と連携し、それぞれの観光資源を効果的に結び付けながら、ニューターリズム^{*3}等を組み入れた取組や広域回遊プランの造成による滞在型観光の推進を図ります。
 - 城下町、まつり、温泉、食、自然、観光施設、人材、サービス等をかけ合わせ、魅力ある観光メニューを作り上げるとともに、農業、商工業等の関連産業との連携を進め、観光産業の発展を図ります。

主な事業

誘客促進事業、DMO活動推進事業、城下町新発田まつり開催参画事業、新発田市観光協会支援事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
新発田市・胎内市・聖籠町の定住自立圏域の観光客数	3,152,789人	3,552,000人	3,584,000人

*1 DMO

:地域の稼ぐ力を引き出すとともに、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと

*2 スタディ・ツーリズム

:旅行と地域の資源を融合し、見る、聞く、体験するなどの要素を組み入れ、学ぶことを目的とした旅行のこと

*3 ニューターリズム

:従来の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行のこと

施策④ 産業連携

施策の基本方針

産業の連携により、人の流れと魅力を生み出す活力あるまち

各産業の特徴や魅力を活かした連携により多くの人々を市内に呼び込むとともに、商工業・農林水産業・観光業など多様な分野が連携することで付加価値と経済の波及効果を生み出し、まちの賑わいを創出します。

現状

- 海外等へ新発田産農産物をPRするため、農業者グループとの連携により販路拡大に取り組んでいるほか、アスパラキャンペーンの開催など、新発田産の農産物及び加工品を飲食店等で提供する取組を行っています。
- 月岡温泉等の観光資源を活用したDMO^{*1}活動を通じて、海外からのインバウンド^{*2}誘客に取り組むとともに、オーガニック商品等の開発や蔵春閣を核とした市街地の賑わい創出を図り、観光客をまちなかへ誘導する取組を行っています。
- 米の輸出販路を活用し、他の加工品等の輸出にもつながりをみせていることから、市の主要産業の一つである食品製造業等の技術を活かし、からだにやさしい高付加価値商品の開発・販路拡大を支援し、事業者とともに新発田ブランド商品の確立に取り組んでいます。
- 道の駅加治川を人の流れの創出と消費拡大に資する観光拠点、さらには、農産物や特産品の販売拠点施設とするため、リニューアル整備を実施しました。
- 米価の大幅な下落により深刻な打撃を受け、離農する農家の増加が懸念される中、シェアオフィスに入居する大学やIT企業と連携し、海外市場で需要が高まっている有機JAS認証^{*3}（オーガニック）による有機米の产地形成を図り、中山間地域における新たな生産体制を構築し、農業経営の選択肢を増やす取組を開始しました。

関連する個別計画・条例等

- オーガニックSHIBATAプロジェクト



施策の展開

1 人のインバウンド、物のアウトバウンド^{*6}の推進

- 主な取組**
- 海外からのインバウンド客の誘致に取り組むとともに、新発田産農産物の輸出で確立した販路等を活用し、新たな誘客や他の新発田産品の輸出を図ります。
 - オーガニックを核としたスマート農業の確立や新商品の開発、スタディ・ツーリズムの構築を行政、事業者、学校等の連携により一体的に取り組みます。

- 主な事業**
- 地域農産物等ブランド化推進・輸出促進事業、誘客促進事業、シェアオフィス維持管理事業、地域おこし協力隊設置事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	新発田DMO活動による総輸出金額	60,928千円	90,518千円	110,025千円

2 食、農、温泉等の地域資源のかけ合わせによる「稼げる観光」の推進

- 主な取組**
- 「食」と「農」をはじめ、月岡温泉や蔵春閣等の観光資源をかけ合わせ、新たな付加価値を創出し、「稼げる観光」の推進を図ります。
 - 農業及び商工業との産業連携により、観光資源の魅力発信や人材の育成と活用によってDMO活動を充実させ、インバウンド誘客を推進します。

- 主な事業**
- DMO活動推進事業、新発田市観光協会支援事業、誘客促進事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	インバウンド誘客数	1,587人	8,200人	9,400人

3 新発田産品のブランド化の推進

- 主な取組**
- 商工業、農林水産業及び観光業が連携を図り、観光地や飲食店等における新発田産農産物や新発田産品の利用を拡大します。
 - 販路拡大に向けた取組として、輸出を視野に関係団体と連携しながら、新発田産品のブランド化や商品開発を推進します。
 - 新発田産農産物や加工品の知名度向上及び新規販路開拓の取組を支援します。

- 主な事業**
- 新発田ブランド認証制度推進事業、SHIBATAプランディング推進事業、地域農産物等ブランド化推進・輸出促進事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	ブランド化の支援により市場に流通した商品数（累計）	14個	53件	65件

*1 DMO

:地域の稼ぐ力を引き出すとともに、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと

*2 インバウンド

:内向きに入ってくるという意味であり、訪日外国人旅行のこと

*3 有機JAS認証

:JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品が対象となる

*4 スマート農業

:ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと

*5 スタディ・ツーリズム

:旅行と地域の資源を融合し、見る、聞く、体験するなどの要素を組み入れ、学ぶことを目的とした旅行

*6 アウトバウンド

:一般的には「日本人の海外旅行」を指す言葉であり、ここでは「人のインバウンド」に対し「物のアウトバウンド」として「物産品の輸出」のこと



施策⑤ 市街地活性化

施策の基本方針

市街地に新たな魅力と豊かな表情が生まれ、 賑わいと活気にあふれるまち

商店街と観光施設、公共施設が連携し、市街地の魅力向上とまちの豊かな表情づくりに取り組み、人が行き交い活気にあふれるまちづくりを目指します。

現状

- ヨリネスしばたやイクネスしばたでは、まちなかの賑わいを創出するため、様々なイベントの開催に取り組んでおり、多くの人々が集う場となっています。
- 商店街等と協力し、ヨリネスしばたから中心市街地全体への人の流れをつくるイベントや取組を行っており、近年、中心市街地の人の通行量は増加しています。
- 中心市街地の商店街において、空き店舗の状況把握に努めるとともに、新たな出店者に対する支援を進めることで、駅前通り商店街を中心に、新規創業が増加しています。
- 官民連携により、商店街のリノベーション^{※1}及び空地・空き店舗の活用による中心市街地の活性化を目指しています。
- 市街地には空き店舗や老朽化した旧商業ビルなどが多く、防災面や都市機能の更新などの課題があるため、民間事業者が実施する空き店舗利活用などのソフト事業や市街地再開発などのハード事業に対する支援を行っています。
- 蔵春閣の開館を契機として新発田駅前周辺に観光客などの新たな人の流れが生まれたことから、民間事業者と連携し、市街地への回遊促進及び経済波及効果の創出に取り組んでいます。

課題

- 市街地のさらなる賑わいを創出するため、商店街をはじめ、大・中規模小売店舗等と連携してイベントを実施するなど、ヨリネスしばたやイクネスしばたを中心として、商店街や各店舗に賑わいを波及させていく取組が必要です。
- より魅力的な市街地を形成するため、新規創業による出店に対する支援制度を周知するとともに、創業希望者へ出店先を紹介するため、空き店舗の状況調査や商店街との連携が必要です。
- 日常的に多くの方が商店街を利用するよう、各店舗によるPRや、ニーズに応じた商品販売など、魅力的で楽しめる工夫が求められています。
- 民間事業者が実施する市街地の空き店舗や老朽化した旧商業ビルなどを活用した取組を計画的に支援するため、事業計画の策定段階からの伴走支援が求められています。
- 市街地回遊の促進や、経済波及効果の創出を目的に、蔵春閣や札の辻広場などの市街地の各拠点施設で生まれた賑わいを、商店街や点在する観光施設へと広げため、民間団体や商店街等との官民連携の推進や、民間主体の自主的な取組を支援するなど、関係者が一体となって取り組んでいくことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市市街地総合再生基本計画



施策の展開

1 市街地が一体となって取り組むまちの表情づくり

- 主な取組**
- 商店街や民間団体が自らの手で市街地の賑わい創出に取り組み、魅力にあふれたまちの表情を創り出せるよう、自主的な事業実施を支援します。
 - 交流人口の拡大や定住促進を視野に市街地の賑わい創出を図るため、官民連携や民間主導による事業の増加を図ります。

主な事業 まちなか賑わい創出事業、城下町しばた全国雑煮合戦開催参画事業、中心市街地活性化事業奨励支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
札の辻広場における民間主体イベントの実施割合	58.0%	80.0%	85.0%	

2 市街地での創業、空き店舗への出店支援

- 主な取組**
- 民間事業者が実施する空き店舗対策や市街地再開発事業などを支援するとともに、創業支援機関や関係団体と連携しながら、まちなかへの出店を促進します。
 - 商店街、工商会議所、宅建協会等と連携し、活用可能な空き店舗等の情報提供を行います。

主な事業 中心市街地エリア空き店舗利活用推進事業、創業支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
市街地の空き店舗新規出店件数 (令和4年度から令和13年度における累計)	11件	61件	101件	

3 まちなか回遊による市街地の活性化

- 主な取組**
- 市街地観光の新たなランドマークである「蔵春閣」から市街地全体へ人の流れをつくり、市内外から多くの来訪者を呼び込むことで、まちの賑わい創出を図ります。
 - 魅力ある個店と点在する観光資源を点から線へ、線から面へと結び付け、まちなか回遊ルートを生み出すことにより、市街地全体へ人の流れを波及させていきます。

主な事業 蔵春閣利活用事業、まちなか賑わい創出事業、中心市街地活性化事業奨励支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
蔵春閣の年間入館者数	0人	16,000人	18,000人	



札の辻広場で開催された「新発田まちなかハロウィンパーク」

※1 リノベーション：既存の建物に大規模な工事を行い、住まいの性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること

施策⑥ 雇用・就労

施策の基本方針

誰もがいきいきと健康的に働くまち

健全な雇用環境の整備や健康経営に取り組む企業を支援し、誰もがいきいきと働く職場環境をつくるとともに、企業、行政、関係団体が連携し、地域の雇用と若者の地元定着を推進します。



現状

- 市では、ハローワーク新発田や経済団体などで構成する新発田職安管内雇用連絡会議に参画し、雇用に関する連携と情報共有に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した求人数は改善している一方で、原油価格・物価高騰の影響から、今後の雇用に関する動向は不透明な状況となっています。
- 関係機関との連携により、地元企業への就職を希望する高校・大学新卒者等を対象とした企業説明会等を実施し、地元企業への就職希望の高卒新卒就職率は100%（令和5年3月）となっています。
- 若年無業者や氷河期世代を対象に、キャリアセミナーの開催やジョブトレーニング、合同説明会の開催など、職業的自立支援に取り組んでいます。
- 中小企業に対して健康経営を推進するとともに、従業者の福利厚生の充実や職場への定着率の向上、女性が働きやすい就業環境の整備に対する支援を行っています。
- 空き校舎を活用したシェアオフィス整備を通じて、先端産業などの新たな就労環境づくりに取り組んでいます。

課題

- 企業進出や地元企業の事業展開に必要な労働力を確保するため、事業主と就職者との円滑なマッチングを図ることが必要です。
- 高校新卒求職者の約4割が進学や就職等のために市外へ転出していることから、若者が新発田市内の就職を選択できるよう、魅力的な職場づくりが必要です。
- より多くの働き手を確保するため、女性がより働きやすい環境を整備するとともに、就職やキャリアアップに向けた「リスキリング^{※1}」支援を通じて、高齢者・障がい者・外国人等、誰もが個性や能力に応じてあらゆる分野で活躍できるような環境づくりに取り組むことが必要です。
- よりよい雇用環境を創出するため、男性の育児休暇取得や従業員の健康づくりの取組など、企業の健康経営を推進するための支援が必要です。
- シェアオフィスに誘致した企業・大学間の連携により、先端産業における企業の事業拡大や新規創業を促し、地元定着と雇用創出を図ることが必要です。

施策の展開

1 やりがいをもって、だれもがいきいきと働く職場環境の構築

- 主な取組**
- 健康経営に取り組む企業を増やし、だれもがいきいきと働く職場環境をつくります。
 - 仕事と子育ての両立や女性の活躍推進のための働きやすい職場環境の整備を支援します。
 - 高齢者や障がい者が経験や技能、知識を活かせるように、雇用機会の拡充を進めます。
 - 若年無業者や生活困窮者が職業的に自立できるよう就労支援を行います。

主な事業 雇用対策推進事業、若者就労支援事業、勤労者福祉サービスセンター支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
にいがた健康経営推進企業に登録済の市内企業数		124社	144社	160社

2 雇用環境の拡充、就労のマッチング

- 主な取組**
- 新たな産業の誘致やシェアオフィスの整備を通じて、故郷に帰り起業、就業したい若者の雇用環境を拡充します。
 - 企業や各種団体と連携し、若者の離職防止に取り組むとともに、外国人労働者雇用に向けた体制づくりを進めます。
 - 若者と地元企業のマッチングを支援することにより、若者の地元定着を図ります。

主な事業 シェアオフィス維持管理事業、企業誘致促進事業、新潟職能短大産業教育振興協議会支援事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
新発田管内の就職率（パートを除く）		33.4%	36.0%	38.0%



高校生合同企業説明会の様子

※1 リスキリング：新たな分野や職務で、新しいスキルを習得すること

施策①市民参画と協働

施策の基本方針

多様な主体が連携・協働により、共に支え合うまち

市民、地域（自治会）、NPO、企業、学校、行政などの多様な主体が分野横断的に連携・協働してまちづくりに関わり、それぞれの特性を活かした取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指します。

現状

- 加速する人口減少や多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題に対応するため、市民が主体的にまちづくりに関わることが求められていることから、地域活動の場としてコミュニティセンターを活用するとともに、中間支援組織「地域づくり支援センター」によるコーディネート機能などにより、各種団体の活動の場の提供や活動支援に努めています。
- 「まちづくりドラフト会議^{※1}」等の実施により、若者がまちづくりに関わる取組を展開しており、それらを通じて市内の高校や大学との連携を図っています。
- 「市長への手紙」や「まちづくり出前講座」の開催を通じて、市民の意見聴取や市政情報の周知を図っています。
- イクネスしばたでは、市民ボランティアからなる「イクネスしばたサポータークラブ」や敬和学園大学の協力により、事業の企画・運営等を行っています。

課題

- 自治会やまちづくり活動団体等では、会員の高齢化や担い手不足により存続が危ぶまれている団体が増加していることから、まちづくりに関わる様々な主体が分野を越えて参画・連携・協働することで、担い手不足を補うことが求められています。
- まちづくりの担い手を育成するため、若者がより主体性を持ってまちづくりに関わることができる機会を創出することが求められています。
- 「市長への手紙」や「まちづくり出前講座」をもとに、広聴に対する市職員の意識をさらに高めることが必要です。
- 「イクネスしばたサポータークラブ」は、会員の高齢化が進んでおり、安定的な運営のために若い世代の新規会員の加入が必要です。



施策の展開

1 市民参画と協働のまちづくりを促すためのきっかけづくりと意識の醸成

- 主な取組**
- 中間支援組織「地域づくり支援センター」による協働事例の周知など、積極的な情報発信を行い、まちづくりに対する市民意識の醸成を図ります。
 - 「市長への手紙」、「まちづくり出前講座」を通じて、市民の意見聴取や市政情報の提供に取り組み、市民参画の機会の創出や意識の醸成を図ります。
 - 「まちづくりドラフト会議」を通じ、若者世代がまちづくりに関心を持つきっかけづくりを行います。

主な事業 産学官民連携地域型中間支援組織構築事業、住民広聴事業、まちづくりドラフト会議for youth

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市民参画に関する取組実績件数	64件	68件	72件

2 協働のまちづくりに向けた活動支援

- 主な取組**
- 市民、地域（自治会）、NPO、企業、学校などの多様な主体が持続的に活動できるよう支援します。
 - 地域づくりを担う人材の育成、相談窓口の設置、活動費の助成、活動拠点（コミュニティセンターなど）の整備などを行い、各種団体の活動を支援します。
 - 地域おこし協力隊^{※2}等の派遣による活動支援や、地域が主体的に行う課題解決に向けた取組をサポートし、まちづくりの実践につなげます。

主な事業 産学官民連携地域型中間支援組織構築事業、地域おこし協力隊設置事業、地域協働推進事業、公会堂等建築支援事業、コミュニティセンター管理運営事業、新発田駅前複合施設利用促進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	地域と協働で課題解決に取り組む地区数（市内全17地区）	10地区	16地区	17地区

3 協働を推進するための体制の整備

- 主な取組**
- 協働による活動が全市に広がるよう、中間支援組織「地域づくり支援センター」において体制整備や効果的な環境づくりを行います。
 - 協働事例の情報受発信や研修等による市職員の意識の醸成を図ります。

主な事業 産学官民連携地域型中間支援組織構築事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	中間支援組織を活用した団体数	15団体 (R4)	58団体	66団体



地域おこし協力隊による稲刈り

※1 まちづくりドラフト会議：市内高校生・大学生等が地域や身の回りの課題に対し、若者の「視点」や「価値観」を活かした提案や実践活動を行う取組
 ※2 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等へ移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などをを行う取組であり、地方公共団体が委嘱する

施策② 関係人口の拡大と多文化共生



施策の基本方針

関係人口の創出と拡大に向けた取組により、移住・定住先として選ばれるまち

地域と継続的に関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、すべての市民が国内外の異なる文化や多様な価値観を認め合う共生のまちづくりを推進することで、ふるさとを愛するこころの醸成と地域活性化を図り、将来的な移住・定住を促進します。

現状

- 市内で開催するスポーツ合宿等に対する経費の一部助成、映画・テレビ等のロケ撮影の誘致、シェアオフィスや工業団地への企業誘致、オーガニックSHIBATAプロジェクトなどで取り組むスマート農業^{*1}や農業体験及び友好姉妹都市等との交流など、様々な事業を展開することで地域経済の活性化を図るとともに関係人口の創出・拡大を図っています。
- 国籍や民族の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係で地域社会を構築できるよう、多文化共生コーディネーターと連携して国際交流に関する支援を行っています。
- 移住定住を促進するため、移住希望者を対象とした移住セミナーを開催しているほか、SNSを通じて新発田の魅力を発信するとともに、家賃補助、住宅の取得補助などの住宅支援を行っています。

課題

- 関係人口の創出・拡大のためには、地域外からの交流の入り口を増やすことが必要であることから、現在実施している各種助成金の支給や企業誘致、国内外の誘客の促進・交流、スマート農業・農業体験などの事業展開をより一層強化していくことが必要です。
- 今後、当市に住む外国人の増加が見込まれることから、日本語学習の支援や生活情報の提供を行うとともに、当市で暮らしていくためのルールを理解してもらう取組の強化・拡充が必要です。
- 進学・就職等による若者の市外への転出超過が続いていることから、市外に転出した若者のUターン^{*2}や、市外出身者に移り住んでもらうIターン^{*3}を促進する取組が必要です。



施策の展開

1 関係人口の創出・拡大

- 主な取組**
- スポーツ等の合宿、大規模な大会の誘致やスタディ・ツーリズム^{*4}により、誘客促進を図ります。
 - シェアオフィス・工業団地・市内遊休地等に企業を誘致していきます。
 - スマート農業や農業体験を通じて、新発田の農業を国内外にPRしていきます。
 - 友好姉妹都市等とスタディ・ツーリズムなどを通じて交流事業を推進していきます。

- 主な事業** スポーツ&カルチャーツーリズム推進事業、企業誘致促進事業、スタディ・ツーリズム推進事業、有機農業産地づくり推進事業、都市間交流推進事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	スタディ・ツーリズム実施団体数 (友好姉妹都市等)	1団体	5団体	5団体
	スポーツ&カルチャーツーリズム ^{*5} による 施設利用者数	4,369人	5,240人	6,110人

2 多文化共生の推進と多様化する価値観に対応できる人材の育成

- 主な取組**
- 外国人住民が日本で生活するうえで必要な日本語習得のため、外国人住民に指導を行う新発田日本語教室の運営支援に取り組みます。
 - 外国人住民を対象に、生活習慣、文化、防災などを学ぶ啓発事業や情報提供に取り組むとともに、外国人の生活習慣や文化、食などをテーマにした国際理解講座を実施し、市民の多文化への理解を深めます。
 - 新発田市自治会連合会等と連携し、外国人住民と地域住民が円滑に生活できるよう取組を進めます。

- 主な事業** 在住外国人支援事業、国際交流推進事業、都市間交流推進事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	住みやすいと感じている外国人住民の割合	100%	100%	100%
	国際理解講座等に参加した市民の理解度	96.0%	100%	100%

3 移住・定住の促進

- 主な取組**
- SNS等を通じて、市外に新発田の魅力や暮らしやすさを広く発信するとともに、家賃補助や住宅取得補助などの住宅支援を行うことで、移住・定住の促進へつなげます。
 - 進学で当市を離れ県外の大学に進学した若者のUターンを促進するため、Uターンする若者の奨学金返還を支援します。

- 主な事業** 移住促進事業、Uターン促進住宅支援事業、住宅取得補助金交付事業、空き家バンク事業、奨学金返還支援事業

目標	指標名	現状値	R9	R13
	移住支援制度、定住化促進事業を利用して 当市に移住した人数(累計)	1,248人	1,800人	2,400人
	奨学金返還支援事業利用者数	—	15人	15人

*1 スマート農業

:ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと

*2 Uターン

:進学や就職等の理由で出身地から離れていた人が、出身地に戻って働くこと

*3 Iターン

:出身地から離れて、別の地域に移住して働くこと

*4 スタディ・ツーリズム

:旅行と地域の観光資源を融合し、見る、聞く、体験するなどの要素を組み入れ、学ぶことを目的とした旅行

*5 スポーツ&カルチャーツーリズム

:スポーツや文化活動を行うための滞在を行う観光旅行のこと

施策③ 人権と多様性の尊重

施策の基本方針

互いの人権や多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるまち

市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、男女共同参画の理解を深めることで、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指します。

現状

- 人権問題は時代とともに多様化、複雑化していることから、多くの人が関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、講座・講演会や広報等による啓発を推進するとともに、悩みや困りごとを抱える市民が相談できる体制づくりに取り組んでいます。
- 近年ではSNSなどインターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みが増加し、深刻な人権侵害に発展する事案も発生しており、令和4年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、「人権が尊重されている」と感じている人の割合は69.3%と、平成29年の調査(70.4%)より低くなっています。
- 令和4年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女共同参画社会に対し肯定的な人が増え、意識の向上が見られます。
- 市の政策や方針決定の場で女性の意見が十分反映されるよう、各種審議会等で委員の女性登用を働きかけており、女性委員の数は増加傾向となっているものの、「各種審議会等の委員の女性の割合」は、令和4年で31.8%と依然として低い状況です。
- 性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向け、関係機関と連携し、講演会の開催や広報等による男女共同参画や女性活躍社会の形成に向けた意識啓発に努めるとともに、男女共同参画推進団体への支援等に取り組んでいます。

関連する総合戦略



関連するSDGs



施策の展開

1 人権啓発の推進

主な取組

- 人権意識を高め、偏見を排除し、多様性を尊重するため、講演会や講座、広報、パンフレットなどを通じた啓発活動を実施します。
- 人権擁護委員や弁護士、関係機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。
- 人権問題に関する被害者の諸問題の解消を図ります。

主な事業

人権啓発推進事業、人権フェスティバル開催事業、人権相談事業、核兵器廃絶平和都市宣言事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
「あらゆる差別や偏見のない人権が守られているまち」と思う市民の割合	67.4%	68.0%	70.0%
人権が侵害されたとき、「誰にも相談していない」とする市民の割合	42.6%	38.0%	35.0%

2 男女共同参画の推進

主な取組

- 性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の意識の向上を図るために、講演会や講座の開催及び広報やパンフレットなどを通じた啓発活動を実施します。
- 男女共同参画社会を推進する市民団体との連携及び当該団体への支援の取組を進めます。
- 女性の積極的な社会参画を推進するため、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進を図る関係機関との連携を進めます。
- 各種審議会等を所管する部署への女性委員の登用の働きかけを行います。

主な事業

男女共同参画推進事業

目標値

指標名	現状値	R9	R13
「性別に関係なく、だれもが平等に暮らしていけるまち」と思う市民の割合	65.1%	68.0%	70.0%
各種審議会等における女性委員の割合	31.8%	34.0%	36.0%

—— 関連する個別計画・条例等 ——

- 新発田市人権教育・啓発推進計画
- しばた男女共同参画推進プラン
- 新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例
- 新発田市男女共同参画推進条例



男女共同参画をテーマとした講座

施策④ 同和行政・同和教育

施策の基本方針

同和問題(部落差別問題)の早期解決を目指すまち

同和問題(部落差別問題)の早期解決に向け、人権啓発・同和教育を推進します。

現状

- 令和4年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、同和問題に対する意識の改善が見られましたが、「現在でも部落差別があることを知っている」と回答した人が4割程度にとどまっており、部落差別問題を過去のものと捉えている傾向にあります。
- インターネットで全国の被差別部落の地名が公開されたり、差別的な書き込みがされたりする事案が当市でも発生しており、内容も悪質化していることから、同和問題に対して正しい知識と理解を得られるよう、隣保館を中心に講演会や研修会を開催しているほか、広報や市ホームページ、パンフレットの全戸配布などにより、市民の意識啓発に取り組んでいます。
- 同和問題に関する市民からの相談に対応できるよう、隣保館職員による相談事業や弁護士相談などを行っています。
- 部落差別問題についてはじめて知ったきっかけを「学校の授業で教わった」と回答する市民の割合は、令和4年で32.1%となっており、平成29年の調査(29.2%)から増加傾向にあります。
- 保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高校では、同和教育連絡会を開催し、発達段階に応じた同和教育の検討や情報交換などを行っています。
- 教職員や市職員、小・中学校の児童・生徒の保護者を対象に、同和問題研修会を実施し、同和問題に対する正しい理解の促進に努めています。

課題

- 同和問題を過去のもの、他人事と捉えている市民が一定数いることから、「今ここで起きている問題」として認識し、「自分事」として理解を深めるような意識啓発、社会教育を行っていく必要があります。
- インターネット上の悪質な差別的書き込み等に対し、近隣市町村等と連携しながら、モニタリング事業^{*1}を強化するとともに、インターネットの普及により、同和問題に対する誤った情報に触れる機会が増えていることから、問題を正しく理解し、伝えていくための教育・啓発が必要です。
- 部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見を見抜き、差別を許さない人権感覚、人権尊重の心と実践する力を身につける同和教育の推進が必要です。
- 様々な課題を背負わされた子どもに関わり、子どもの立場に立って問題を一緒に考え、解決していく「かかわる同和教育」の推進が必要です。
- 市民意識アンケート調査の結果から、若い世代ほど同和問題を正しく理解している傾向があり、学校における同和教育は一定の効果が現れていることから、継続して同和教育に取り組むことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市人権教育・啓発推進計画
- 新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例



施策の展開

1 同和行政の推進

- 主な取組**
- 人権啓発の拠点である隣保館を中心とした、講演会、研修会、広報紙、啓発パンフレット等による市民啓発を実施します。
 - 隣保館を中心とした各種相談事業を実施します。
 - 市職員をはじめ、関係機関の職員等への同和問題研修を実施します。
 - インターネット上の悪質な差別的書き込み等に対し、近隣市町村等と連携しながら、モニタリング事業を強化します。

主な事業 隣保館管理運営事業、地方改善整備事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
自分や子ども、あるいは身内が結婚しようとするとき、相手が被差別部落出身の人かどうか について「気になる」とする市民の割合		14.8%	13.0%	11.0%

2 同和教育の推進

- 主な取組**
- 保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校及び高等学校の連携による、発達段階に応じた同和教育を推進します。
 - 隣保館での学習支援の充実をはじめ、学力・進路保障に向けて、家庭、学校、行政の連携を深めます。
 - 教職員やPTA等への同和問題研修を実施します。

主な事業 同和教育推進事業、同和教育研究校指定啓発推進事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
部落差別問題について、はじめて知ったきっかけを「学校の授業で教わった」とする市民の割合		32.1%	34.0%	38.0%



*1 モニタリング事業：インターネット等への悪質・差別的な書き込みをモニタリング(監視)する取組

施策⑤ 情報技術・情報セキュリティ

施策の基本方針

情報通信技術を活用した行政サービスを享受できるまち

情報通信技術を活用し、市民の生活利便性の向上と行政運営の効率化・高度化及び情報セキュリティの強化を図ります。

現状

- 国では、少子高齢化等の社会の変化に対応するため、デジタル・トランスフォーメーション (DX^{※1}) を強力に推進しており、当市においても行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、子育てワンストップサービス^{※2}の開始等の取組を進めてきました。
- 平成29年の新庁舎開庁に合わせて、システム連携による各種手続のワンストップ化を実現する総合窓口支援システムを構築するとともに、行政内部情報システムのクラウド化や庁内ネットワークの整備など、業務の効率化に取り組んできました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による行政の停滞を防ぐため、テレワークシステムを構築しました。
- 近年、社会全体において情報セキュリティの意識、セキュリティレベルの向上が求められており、マルウェア(悪意を持ったソフトウェア)感染や不正アクセスへの対策を行うとともに、セキュリティポリシーの見直しや職員研修の継続的な実施、情報セキュリティ監査の実施に向けた取組を進めています。
- 市内の光回線整備率や居住地域での携帯電話通信状況は100%となっており、また、公衆無線LANなど情報通信基盤の整備や辺地共聴施設改修費等補助金制度^{※3}の充実を図るなど、情報通信の基盤整備に取り組んでいます。

課題

- 国は自治体DXを推進しており、当市でも市民向け既存システムの利用率向上や、新たなシステムツールの導入等に継続して取り組み、市民の利便性向上や多様化する市民ニーズへの対応を実現し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指していくとともに、事業を推進する人材の育成・確保が必要です。
- 人的要因による情報漏えいの防止に向け、高度なセキュリティ対策の実施とともに、職員の情報セキュリティレベルのさらなる向上が必要です。
- コスト削減や大規模災害時の対応を考慮し、各種システムのクラウド化や他自治体との共同利用について検討することが必要です。



施策の展開

1 行政運営の効率化・高度化による市民の生活利便性向上

- 主な取組**
- 行政手続のオンライン化をより推進するとともに、マイナンバーカードを活用した電子申請やコンビニ交付の利用拡大を図ります。
 - 公共施設利用料のオンライン決済、証明書発行手数料や施設利用料の窓口払いのキャッシュレス決済を導入します。
 - 各種システムのクラウド化や他自治体との共同利用を通じたコスト削減や効率的な運用を推進します。

主な事業 住民情報システム管理運営事業、内部情報システム管理運営事業、情報システム構築事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	情報化推進計画の達成事項数	9件	15件	30件

2 情報セキュリティ対策の推進

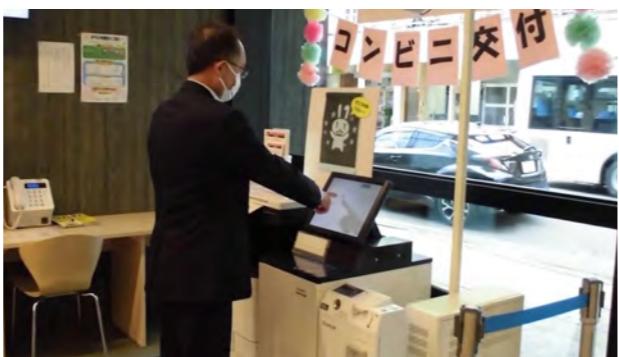
- 主な取組**
- 職員向け情報セキュリティ研修の継続的な実施によるセキュリティ意識の向上を図るとともに、セキュリティ内部監査(情報政策課職員が監査)や外部監査(民間の専門業者が監査)を実施します。
 - 大規模な災害や事故が発生した場合に、業務を継続して行うための「情報システム部門の業務継続計画(ICT-BCP)」を策定します。

主な事業 住民情報システム管理運営事業、内部情報システム管理運営事業、情報セキュリティ対策事業

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	情報セキュリティ監査の実施件数	0件	18件	30件

関連する個別計画・条例等

- 新発田市情報化推進計画



証明書発行が可能なコンビニ交付用マルチコピー機

※1 DX

: Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略で、デジタル技術を社会に普及・浸透させることにより、住民の生活をより良いものへと変革すること

※2 ワンストップサービス

: 複数の場所や担当に分散していた各種手続きやサービスなどを、1か所あるいは1回の手続きで提供するようにしたもの

※3 辺地共聴施設改修費等補助金制度

: 山間部のような地理的要因によりテレビ放送などの電波を受信できない地域に設けられた共同アンテナや受信設備について、老朽化や災害等による修繕・更新費用の一部を補助する制度

施策⑥ 行政運営

施策の基本方針

将来にわたり質の高い行政サービスを提供するまち

多様化する市民のニーズや行政課題に対応し、健全財政を確保しながら将来にわたり質の高い行政サービスを提供することができる効率的な行政運営を目指します。

現状

- 若手職員に重点を置いた研修や人事評価を活用した人材育成を実施するとともに、諸課題に迅速かつ柔軟に対応するための組織づくりに取り組んでいます。
- 近年は、技術職員（技師、保健師、保育士など）を中心に、職員の人材確保が難しくなっています。
- 行政サービスでは、広報紙やホームページ、SNSなどを活用した積極的な市政情報の発信や民間の力を活用した事業の検討を進めるとともに、行政評価による事務事業の改善や公共施設等総合管理計画の進捗管理などにより、行政運営の効率化に取り組んでいます。
- 財政面では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る想定外の財政出動があったものの、予算編成においてはシーリング^{*1}を実施するとともに、中長期の財政計画を毎年度見直しながら、財政の健全性を維持してきました。
- 定住自立圏や連携中枢都市圏を形成する近隣市町村と連携し、スケールメリットを活かした広域連携事業に取り組んでいます。

課題

- 安定した行政運営を進めるため、人材を確保するとともに、AI^{*2}やRPA^{*3}などの先端技術のさらなる活用による業務の効率化と職員の人材育成に取り組むことが必要です。
- 当市の取組や魅力を広めるため、わかりやすい市政情報の発信や民間事業者・市民との連携を強化するとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づく適正な施設管理や行政評価による事務事業の効果検証と見直しを進め、より効率的で持続可能な行政運営の構築が必要です。
- 財政面では、各財政指標の急激な悪化は見られないものの、社会保障関係経費やインフラ資産^{*4}の管理・更新費用等の増加が予想されていることから、財源の確保や計画的な財政運営が必要です。
- 地方公営企業^{*5}への市税負担が増加していることから、自立的な経営や経営健全化への取組強化が必要です。
- 人口減少対策に加え、脱炭素社会やDX^{*6}の推進など、新たな課題に対応していくために、組織体制・人員・給与、行政サービス、財政運営のさらなる適正化が必要です。
- 当市単独では解決が困難な課題に対しては、定住自立圏や連携中枢都市圏を形成する近隣市町村と連携して取り組むことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン
- 新潟広域都市圏ビジョン
- 新発田市公共施設等総合管理計画



職員研修の様子



施策の展開

1 効率的な組織運営

- | 主な取組 | ● 少子高齢化の進行や人口減少社会を踏まえた適正な定員管理を行うとともに、業務の見直しや先端技術・民間委託等、様々な手法を活用し、より効率的・効果的な施策の推進を図ります。
● 職員一人ひとりが能力を発揮するため、研修や人事評価制度を活用して能力開発に取り組みます。 |
|------|--|
|------|--|

- | 主な事業 | 組織・定員管理及び組織改善事務、職員人事管理事業、職員研修事業、人事評価事務、RPA等推進事業 |
|------|---|
|------|---|

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	市職員の年間時間外勤務時間数 (選挙・除雪除く)	72,223時間	71,123時間	70,243時間

2 行政サービスの適正実施

- | 主な取組 | ● わかりやすい市政情報を必要なときに入手できるよう、広報紙やホームページ、SNS、対話型AIなどの多様な媒体を活用し積極的な情報発信を図ります。
● 定住自立圏や連携中枢都市圏による広域連携事業のほか、包括的連携協定など産学民との連携を強化し、新たな課題の解決に取り組みます。
● 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置と財政負担の平準化を図ります。
● 行政評価の精度向上を図り、まちづくり総合計画の適正な進捗管理や事務事業の見直しと統廃合を進め、計画的な行政運営に取り組みます。 |
|------|---|
|------|---|

- | 主な事業 | 広報発行事業、ホームページ広報事業、FM広報事業、行政情報提供事業、ふるさとしばた応援寄附推進事業、定住自立圏推進事業、連携中枢都市圏推進事業、敬和学園大学包括連携協定推進事業、財産維持管理事業、行政評価推進事業 |
|------|--|
|------|--|

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	まちづくり総合計画に掲げる全施策の目標値の達成率	55.26%	60.0%	65.0%

3 効果的・効率的な予算編成手法の確立

- | 主な取組 | ● より効果的・効率的な予算編成を行うため、予算編成手法の検証と見直しを行います。
● 財政計画や経営戦略などの適切なシミュレーションにより、財政運営の健全性を確保するとともに、地方公営企業の健全化を推進します。
● 適正な課税と市税等の収納率の維持向上や、使用料、手数料の負担の適正化を図るとともに、未利用・不用遊休財産の売却、貸付、除却などにより、維持管理経費の削減及び自主財源の確保に努めます。 |
|------|--|
|------|--|

- | 主な事業 | 予算編成事務、中長期地方財政計画策定事務、地方財政状況調査事務、起債事業、新地方会計整備事業、ふるさとしばた応援寄附推進事業、市民税賦課事業、固定資産税・都市計画税賦課事業、軽自動車税賦課事業、諸税賦課事業、滞納整理事業、収納検査事業、市有財産活用事業 |
|------|--|
|------|--|

目標値	指標名	現状値	R9	R13
	実質公債費比率 ^{*7}	7.1%	6.2%	9.3%

*1 シーリング：予算編成において、歳出の増大を抑えることを目的として設定する要求額の上限枠
 *2 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人の知的な活動（話す、判断する、学習するなど）を自動化する技術
 *3 RPA：Robotic Process Automationの略で、人間の代わりに定型的な業務をコンピュータにさせ、業務効率化・自動処理を行う技術
 *4 インフラ資産：自治体が社会資本基盤の整備を目的として所有している資産のことであり、道路、河川、公園、上下水道施設などを指す
 *5 地方公営企業：地方公営企業法で定める、地方公共団体が自ら経営する公益的な事業であり、上下水道事業や宅地造成事業などを指す
 *6 DX：Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略で、デジタル技術を社会に普及・浸透させることにより、住民の生活をより良いものへと変革すること
 *7 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で示したもの（標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）



第4章

新発田市デジタル 田園都市構想総合戦略

第1節 新発田市人口ビジョン

- 1 人口の将来推計と分析
- 2 将来の人口展望

第2節 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略の方向性

- 基本目標1 【仕事をつくる】
- 基本目標2 【人の流れをつくる】
- 基本目標3 【結婚・出産・子育ての希望をかなえる】
- 基本目標4 【魅力的な地域をつくる】



第1節 新発田市人口ビジョン

当市では、将来都市像の実現に向けて人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民や関係団体等と共有するとともに、将来の人口展望を示すため、「新発田市人口ビジョン」を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

この度、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）において、令和2年国勢調査を基準とした将来推計が示されたことから、新発田市人口ビジョンも現状と課題を踏まえた見直しを行います。

1 人口の将来推計と分析

社人研の令和2年国勢調査を基準とした将来推計では、前回（平成27年国勢調査基準）の推計に比べ、人口減少が一層進行するとされました。

令和2年国勢調査における人口移動を年齢区分別で見ると、子育て世代の転出を抑制したことにより、30歳代や5～9歳において転入が転出を上回りました。一方で、高校卒業期・大学卒業期においては転出が上回ったことから、全体では人口減少が進みました。

また、合計特殊出生率は、有配偶率の低下等から減少傾向で推移していたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的・心理的不安などによる産み控えが進み、合計特殊出生率は一層減少し、0～4歳の人口も想定より少なくなっています。

※人口移動等については、「新発田市の概要」（P8～13）にも掲載しています。

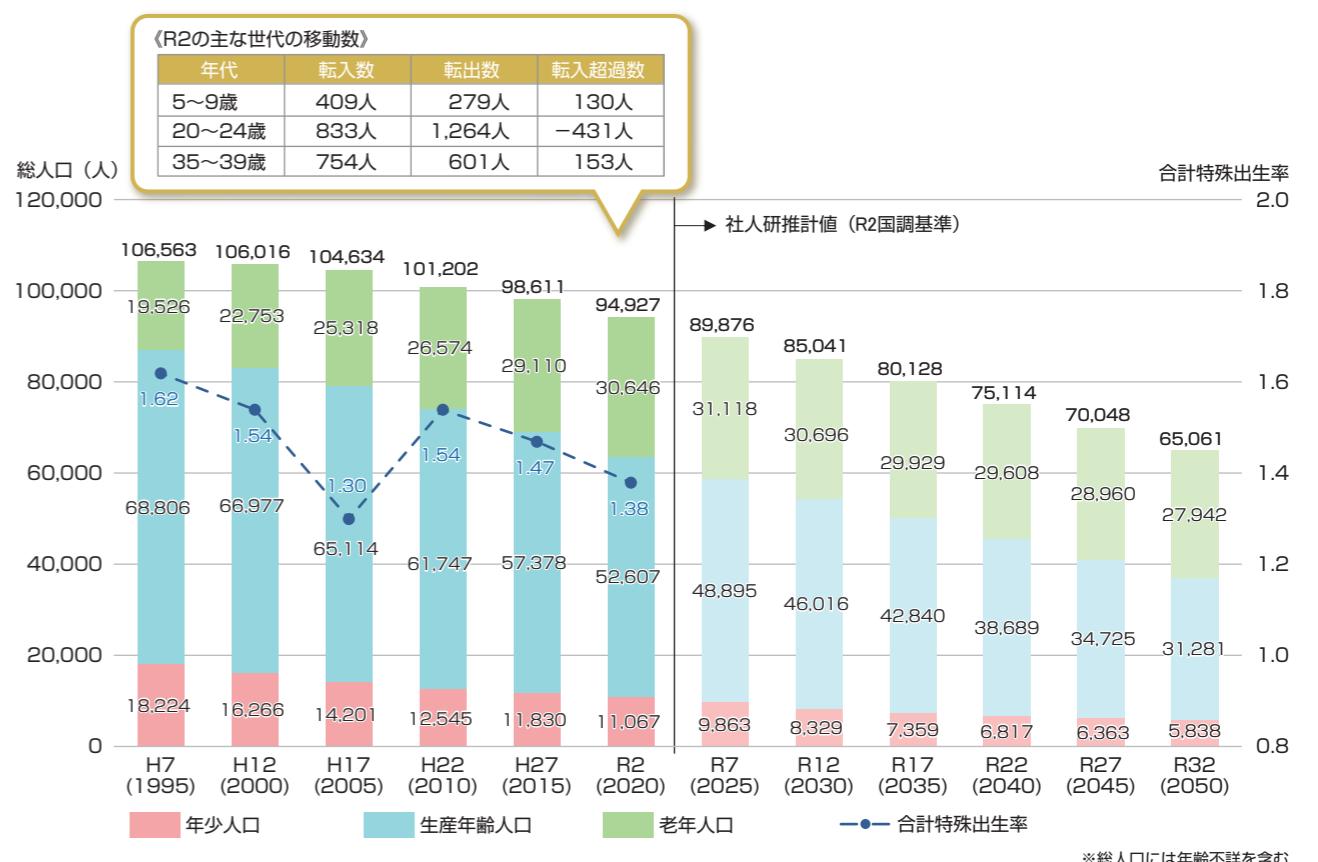


図 人口・合計特殊出生率の推移と社人研による将来推計

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）、新潟県保健福祉年報

2 将来の人口展望

人口は、死亡数と出生数による「自然増減」と、転出数と転入数による「社会増減」によって変動することから、これらについて将来展望を設定します。

展望にあたっては、「小規模な改善」と「大規模な改善」の2段階を設定し、「小規模な改善」の実現を目指し、さらに「大規模な改善」に向けた取組を進めます。

■ 移動に関する展望

人口減少が特に進んでいる20歳代について、転出抑制と転入促進に取り組み、純移動率を改善します。

<世代別純移動率改善の考え方>

- 20～24歳** 就職による転出を抑制するとともに、高校卒業期に転出した者のUターンを促進
- 25～29歳** 近隣市町村への転出を抑制するとともに、高校卒業期や大学卒業期に転出した者のUターンを促進

表 純移動率の将来展望

	純移動率
小規模な改善	令和12年までに20歳代の純移動率が2.5%改善し、その後も同程度の純移動率を維持
大規模な改善	令和12年までに20歳代の純移動率が5.0%改善し、その後も同程度の純移動率を維持

■ 将来展望の設定

令和47(2065)年における人口は、移動・出生に関する状況が「小規模な改善」を実現した場合は54,321人に、「大規模な改善」を実現した場合には61,681人になると展望します。

表 将来の展望

	R47 (2065) 年の人口
小規模な改善	54,321人
大規模な改善	61,681人

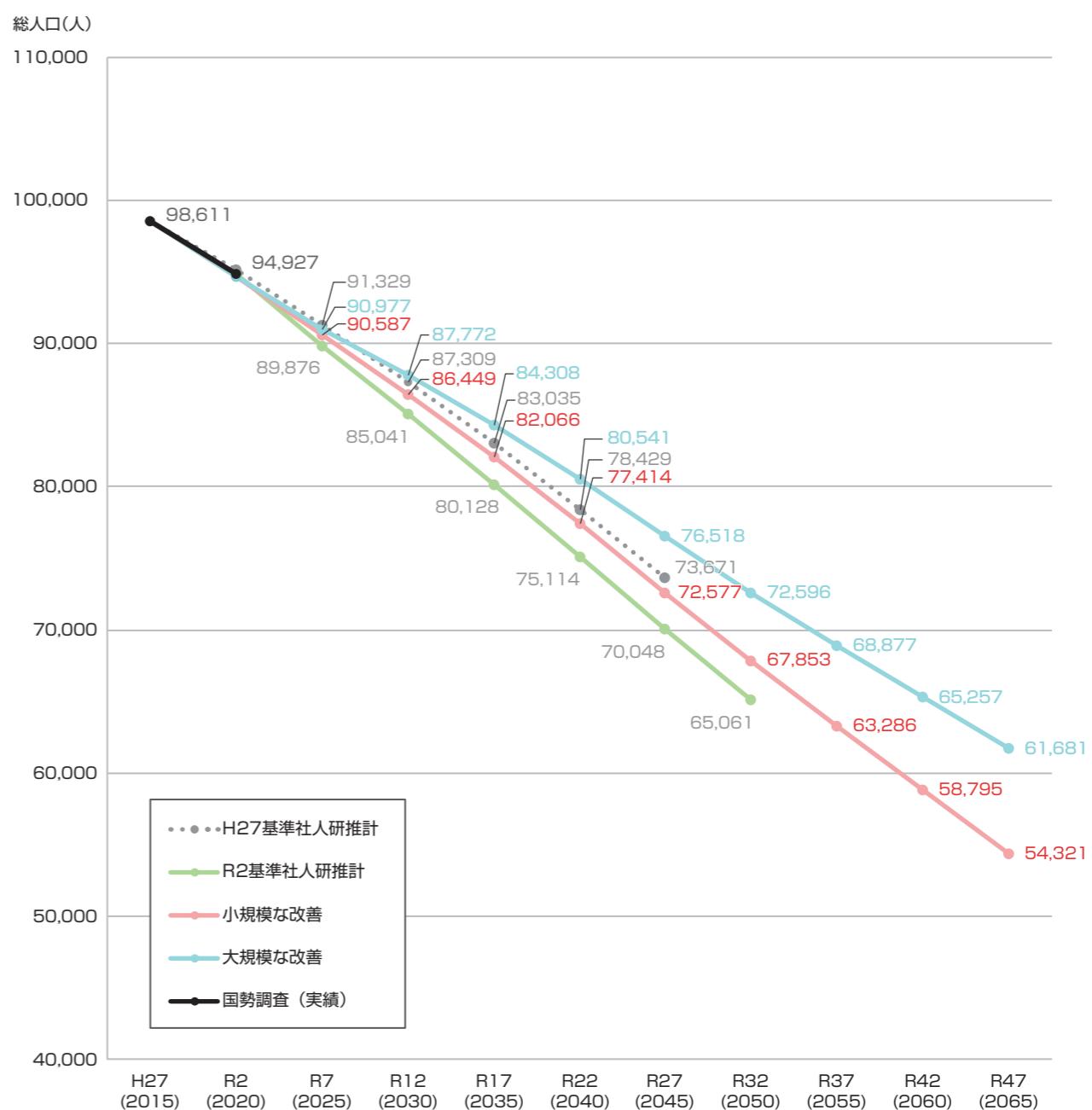


図 将來の人口展望

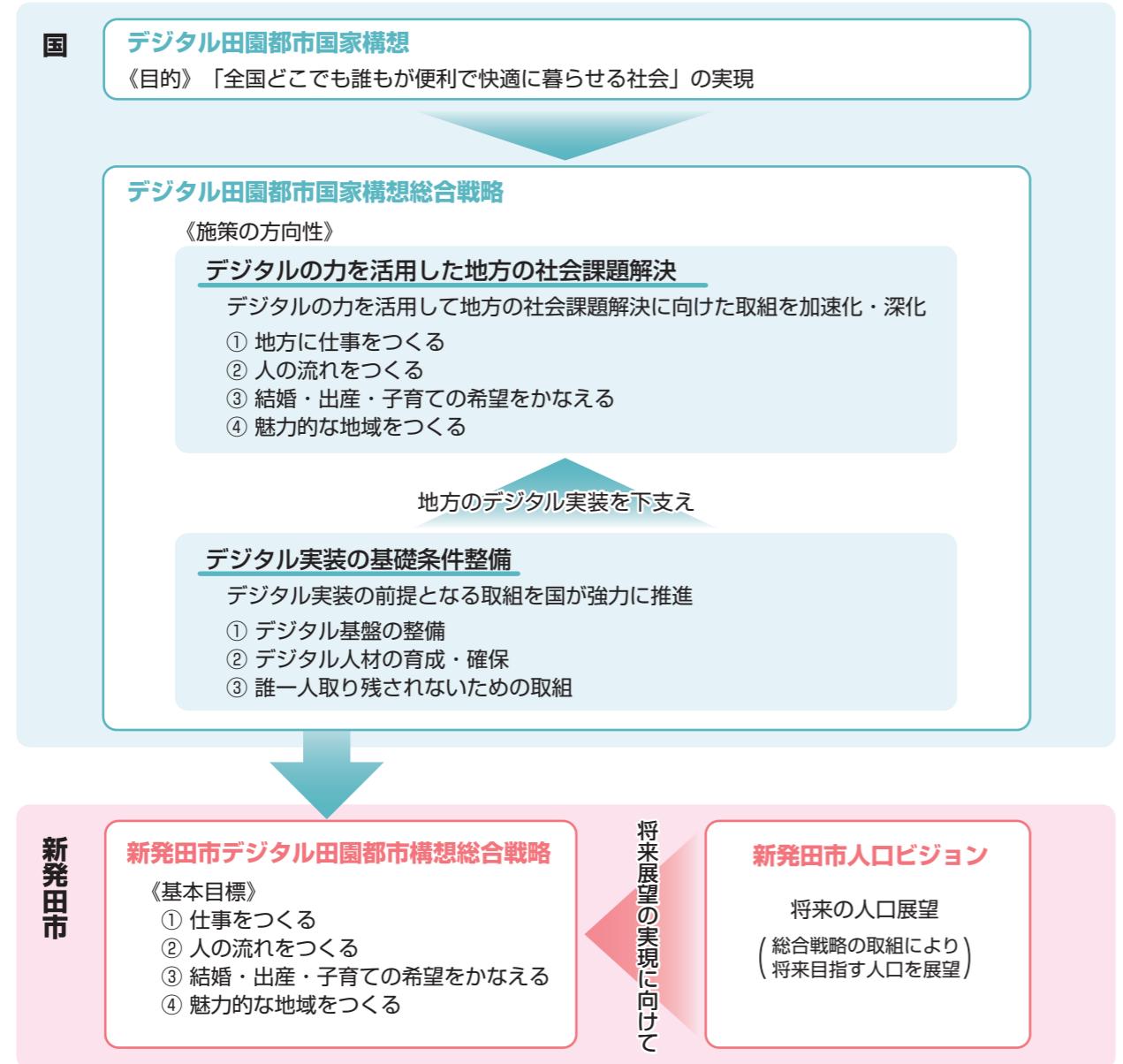
表 合計特殊出生率の将来展望

	合計特殊出生率
小規模な改善	令和12年まで一定の割合で上昇し1.41となり、その後も1.41を維持
大規模な改善	令和12年まで一定の割合で上昇し1.79となり、その後も1.79を維持

第2節 新発田市デジタル田園都市構想総合戦略の方向性

「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」は、「新発田市人口ビジョン」で設定した将来の人口展望の実現に向け、人口減少や少子高齢化等による社会課題の解決に向けた地域の目指すべき姿や、取組の方針を示すものであり、国が示す「デジタル田園都市国家構想」や、その実現に向けて施策ごとにKPI等を位置づけた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を踏まえて策定しています。

「デジタル田園都市国家構想」では、デジタルの力を活用することで「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しており、当市においても人口減少対策と地方創生の実現に向けて、デジタルの力も活用しながら社会課題を解決することで、地域ビジョン（将来都市像）「住みよい日本一 健康田園文化都市・しばた」を目指します。



「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」では、以下の4つの基本目標により、基本目標ごとの数値目標や、具体的な取組による重要業績評価指標（KPI）を設定し、効果的な施策の推進を図ります。

基本目標ごとの具体的な施策や取組は、「新発田市まちづくり総合計画」の関連する施策の中に含まれており、その施策の関連性については、30・31ページに記載しています。

地域ビジョン（将来都市像）

住みよい日本一 健康田園文化都市・しばた



基本目標1

仕事をつくる しばたの特色を活かした産業の振興

当市には、希望する職種への就職や進学先を求め市外へ転出する若者が多く存在しています。重点的な取組を進める商工業・農業及び観光をはじめとする既存の産業に対する支援を行うとともに、新たな企業立地や新規創業のための取組を進め、新発田市の特色を活かした産業の振興を図ることで、“新発田市で働きたい”“新発田市へ戻りたい”と思える魅力的な仕事を創出することが必要です。

総合計画における関連施策

- | | | | | |
|-----------|-----------|------------------|----------|------------|
| I -⑥脱炭素社会 | II -④地域福祉 | II -⑤障がい者・障がい児福祉 | IV -①商工業 | IV -②農林水産業 |
| IV -③観光 | IV -④産業連携 | IV -⑤市街地活性化 | | IV -⑥雇用・就労 |

目標指標	現状値	目標値(R13)
新発田DMO活動による総輸出金額	60,928千円	110,025千円
新発田管内の就職率(パートを除く)	33.4%	38.0%

基本目標3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる しばた流「子育て支援サイクル」の確立

人口減少の要因として、婚姻率と出生率の低下が挙げられますが、若い世代の結婚や出産の希望がかなえられておらず、希望する数の子どもを持っていない現状があります。

のことから、結婚の希望をかなえるための支援から、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、そして、確かな学力を身に付けさせる教育環境の整備まで、しばた流「子育て支援サイクル」を確立することで、誰もが結婚・出産・子育ての希望を実現できるよう、環境を整えることが必要です。

総合計画における関連施策

- | | | | | |
|---------------|-----------|------------|---------------|------------|
| II -①子育て | II -④地域福祉 | III -①学校教育 | III -②学校環境 | III -③生涯学習 |
| III -④青少年育成 | IV -①商工業 | IV -⑥雇用・就労 | V -③人権と多様性の尊重 | |
| V -④同和行政・同和教育 | | | | |

目標指標	現状値	目標値(R13)
合計特殊出生率	1.33	1.41
標準学力検査結果	小学校 51.6 中学校 48.8	52.0 50.0

基本目標2

人の流れをつくる 地域資源・魅力を活かした交流から定住へ

当市には、歴史や文化、豊かな自然や観光資源が存在しています。

これらの地域の資源を活用し、住んでいる人はもとより、観光客・来訪者にとっても魅力的な地域を目指すとともに、まちの賑わいや魅力的な居住環境を創出し、交流人口、関係人口の拡大から移住・定住の促進につなげていくことが必要です。

総合計画における関連施策

- | | | | |
|-------------|-------------------|--------------------|----------------|
| I -⑤公共交通 | I -⑨住宅・住環境 | II -⑦スポーツ・レクリエーション | III -⑤文化芸術・文化財 |
| IV -③観光 | IV -④産業連携 | IV -⑤市街地活性化 | IV -⑥雇用・就労 |
| V -①市民参画と協働 | V -②関係人口の拡大と多文化共生 | | |

目標指標	現状値	目標値(R13)
新発田市全体の観光客数	1,842,673人	2,695,000人
スポーツ＆カルチャーツーリズムによる施設利用者数	4,369人	6,110人

基本目標4

魅力的な地域をつくる 市民が主役のまちづくり

今後も人口減少、少子高齢化が進行することで、まちの活力や産業の衰退と、それに伴う財政状況の悪化が懸念されます。

このようななかで、当市が安心安全で魅力的な地域として持続的に発展していくためには、人口の変化に対応したまちづくりを市民一人ひとりが主役となり進めていくことが重要であり、関係団体や近隣自治体等とも連携した取組が必要です。

総合計画における関連施策

- 全施策

目標指標	現状値	目標値(R13)
市民参画に関する取組実績件数	64件	72件
自主防災組織率	91.5%	93.3%

第5章 新発田市行政改革大綱



- 1 これまでの行政改革の取組と今後の方向性
- 2 3つの重点項目に基づく取組
- 3 推進期間
- 4 推進体制
- 5 行政改革推進計画



新発田市行政改革大綱

市では、将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、「新発田市まちづくり総合計画」を策定し、体系的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

まちづくりにおける社会情勢の変化や、多様化する行政ニーズに対応するため、より効率的・効果的な行政運営を進めることを目的に、「新発田市行政改革大綱」を策定しています。

1 これまでの行政改革の取組と今後の方向性

市では、財政の健全化や業務改善、人事や組織の改革を推進し、行政主導から市民等が主体となるまちづくりを進めるため、昭和60年に「新発田市行政改革大綱」を策定しました。

策定以降、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに応じて、「総人件費の削減」、「組織機構の簡素合理化」、「公共施設整備の適正化」、「行政評価の導入」などの取組を進めるとともに、隨時必要な見直しを行い、市政に対する市民の理解や信頼を得るため、行政改革を推進してきました。

少子高齢化や人口減少の進行など、社会情勢の変化が厳しさを増すなかで、当市においても、その変化に対応した自主性・自立性が求められており、常に市政運営を見直し、持続可能な行政サービスと財政運営を維持していくことを目指さなければなりません。

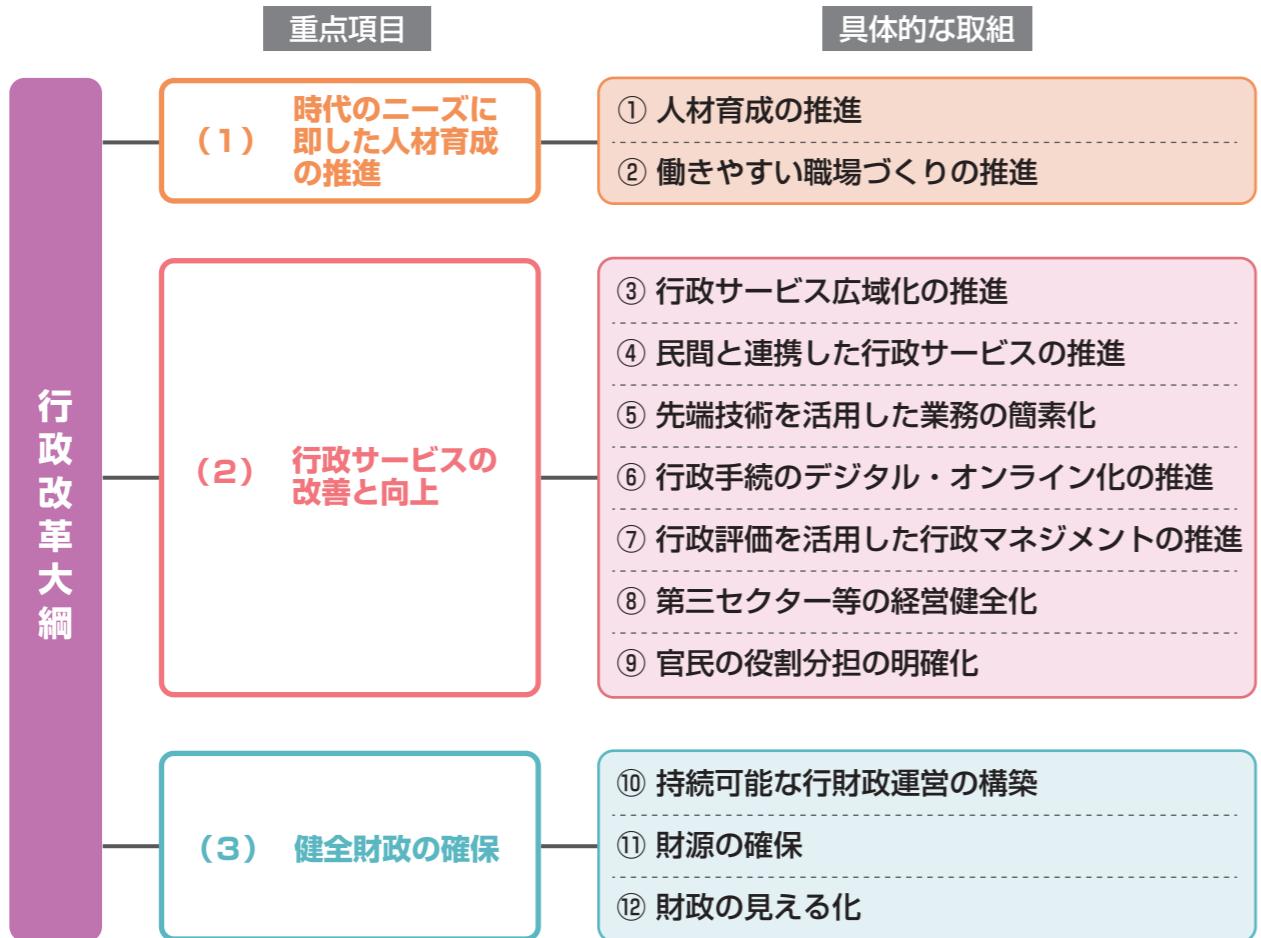
そのことから、人材育成の推進や働きやすい職場づくりなどにより職員の創意工夫を引き出し、組織力の向上を図るとともに、事務の効率化や事業の見直しにより質の高い行政サービスを低コストで提供し、安定した健全財政を維持できるよう、さらなる行政改革の推進が求められています。

2 3つの重点項目に基づく取組

行政改革大綱では、「新発田市まちづくり総合計画」を行政改革の面から支えるために、行政運営に必要な人的資源(ヒト)・物的資源(モノ)・財務的資源(カネ)・情報資源の4つの視点に基づき、3つの重点項目を掲げます。さらに、重点項目ごとに具体的な取組を設定し、行政改革を推進します。

■行政改革大綱の体系

行政改革を推進するための重点項目と具体的な取組を体系付け、一覧にしたものです。



(1) 時代のニーズに即した人材育成の推進

多様化・高度化している行政課題に的確に対応するには、職員の能力開発や、さらなる意欲の向上が必要です。それらを最大限に引き出すための人材育成と、誰もが働きやすい職場環境にするための働き方改革を併せて推進していくことで、組織力の向上につなげていきます。

① 人材育成の推進

様々な行政課題に対し、職員が必要な知識・スキルを身に付け、能力を十分に發揮し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各種研修を通じた人材育成を推進します。

② 働きやすい職場づくりの推進

職員の業務に対する意識改革や業務の効率化などにより、働きやすい職場環境を整備します。また、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進などの働き方改革による取組でワーク・ライフ・バランスを実現し、業務の質を高め、行政サービスの向上につなげていきます。

(2) 行政サービスの改善と向上

限りある財源と人的資源をより効率的・効果的に活用し、市民のニーズを的確に把握した満足度の高い行政サービスを提供するため、近隣自治体との広域的な取組や民間活力の活用、新たな情報技術などによって行政サービスの改善と向上を推進します。

③ 行政サービス広域化の推進

人口減少や少子高齢化の進行により、広域的な取組に対するニーズが高まっていることから、各自治体で行っている取組を共同で進めることで行政コストを効率化するなど、近隣自治体との広域連携による取組を推進します。

④ 民間と連携した行政サービスの推進

多様化・高度化している行政課題のすべてに行政自らが直接対応していくことは困難な状況です。行政サービスの維持・向上と効率的・効果的な行政運営を両立するため、民間委託等の先行事例を検証しながら、行政と民間が連携し、互いのノウハウを活用した取組を推進します。

⑤ 先端技術を活用した業務の簡素化

行政事務の効率化を図るとともに、デジタル技術を活用した次世代型の行政サービスの実施を目指し、AI^{*1}やRPA^{*2}などの先端技術を活用し、デジタル社会に対応した行政運営を推進します。

⑥ 行政手続のデジタル・オンライン化の推進

市民の利便性向上や行政手続のコスト削減のため、デジタルファースト^{*3}、ワンスオンライン^{*4}、コネクテッドワンストップ^{*5}を基本として、行政サービスの提供の仕組みにICT^{*6}を積極的に活用し、スマート自治体^{*7}の実現に向けた取組を推進します。

⑦ 行政評価を活用した行政マネジメントの推進

市が行う行政評価の「計画一実施一評価一改善」のプロセスの中で、事務事業の見直しや改善、統廃合を行い、徹底した事業のスクラップアンドビルドに取り組みます。また、行政評価を活用した予算編成の取組を推進します。

⑧ 第三セクター等の経営健全化

行政サービスの改善と向上を図るため、民間活力やノウハウを積極的に活用します。また、第三セクター等が自立した経営基盤を構築するため、市と第三セクター等の連携を強化する取組を推進します。

⑨ 官民の役割分担の明確化

行政評価による業務のあり方、やり方を検証するなかで、民間企業等の役割分担を見直すことにより、民間にできることは民間に委ね、真に行政が行うべき業務を見極め、限られた人材、財源を効率的・効果的に配分する取組を推進します。

(3) 健全財政の確保

将来世代に過度な負担を残すことなく、持続的な行政サービスを行っていくには、今後も健全財政を維持することが最重要課題です。歳出抑制や事業の効率化を図る取組、財源の確保に努め、効率的・効果的な予算執行を推進します。

⑩ 持続可能な行財政運営の構築

国が推進する歳出改革や全国の先行事例を参考に歳出の抑制を行い、必要な行政サービスを持続して行えるよう事業を推進します。

⑪ 財源の確保

市税やふるさとしばた応援寄附金（ふるさと納税）等による歳入増を図るとともに、国・県の各種補助制度等を有効に活用した取組を推進します。

⑫ 財政の見える化

国が求める統一的な基準による公会計資料の整備を進め、財政状況を比較可能にし、市で行っている事業の分析や公共施設の管理に活用する取組を推進します。



*1 AI
*2 RPA

: Artificial Intelligence (人工知能) の略で、人の知的な活動（話す、判断する、学習するなど）を自動化する技術
: Robotic Process Automationの略で、人間の代わりに定型的な業務をコンピュータにさせ、業務効率化・自動処理を行う技術

*3 デジタルファースト

: 行政手続やサービスが一貫してデジタルで行えるような環境、仕組みのこと

*4 ワンスオンライン

: 一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと

*5 コネクテッドワンストップ

: 複数の部署などにまたがっていた行政手続を、一度にまとめて行えるような環境、仕組みのこと

*6 ICT

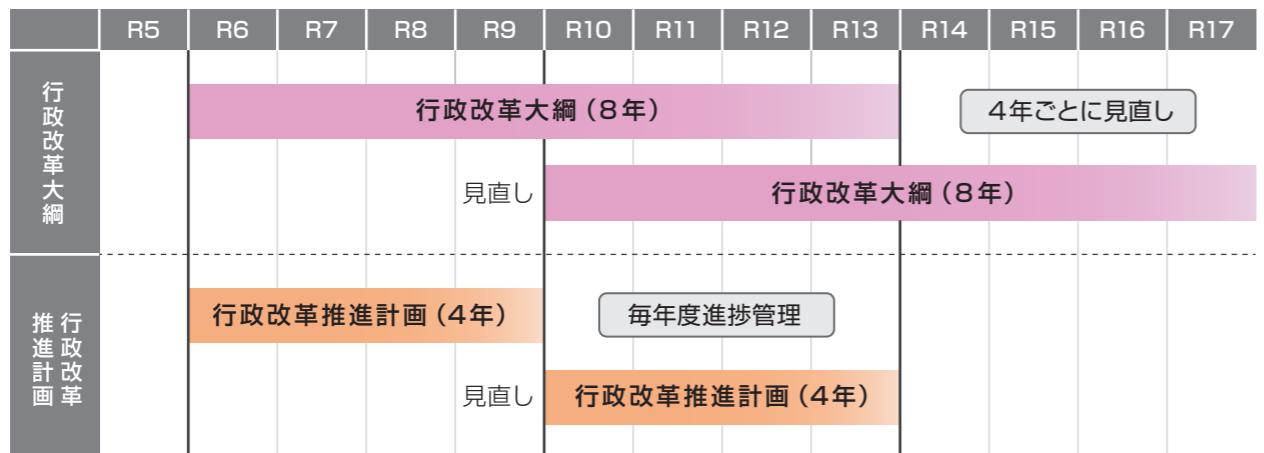
: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報処理や通信技術を活用した技術やサービスなどの総称

*7 スマート自治体

: 人口減少社会でも、システムやAI等の技術を駆使して持続可能な行政サービスを提供し、住民福祉の水準を保つことのできる自治体

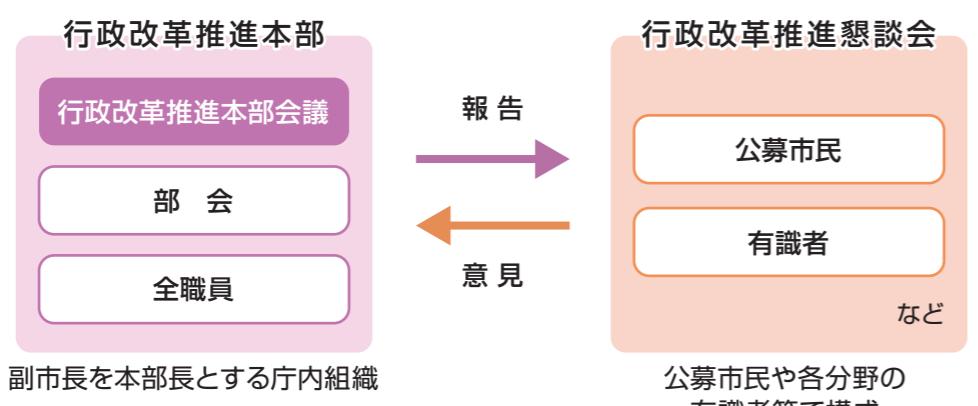
③ 推進期間

新発田市まちづくり総合計画の期間とあわせて、令和6年度から令和13年度までの8年間とし、行政改革大綱の策定から4年後の令和9年度に見直しを検討します。



④ 推進体制

行政改革は、副市長を本部長とする「新発田市行政改革推進本部」を中心に職員一人ひとりが必要性を認識し、市役所全庁を挙げて推進します。併せて行政改革の推進について、市民の声を反映させるため、「新発田市行政改革推進懇談会」で意見、提言をお聞きします。



⑤ 行政改革推進計画

行政改革大綱に掲げた3つの重点項目を実現するため、具体的な取組を推進する「新発田市行政改革推進計画」を策定します。計画期間は4年間とし、毎年度進捗状況を管理します。

資料編



- 1 市民意向等
- 2 基本計画の施策とSDGsの関係
- 3 新発田市まちづくり総合計画の策定経緯



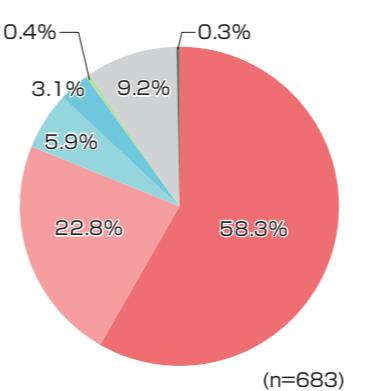
1 市民意向等

■ まちづくりに関する市民アンケート調査結果(概要)

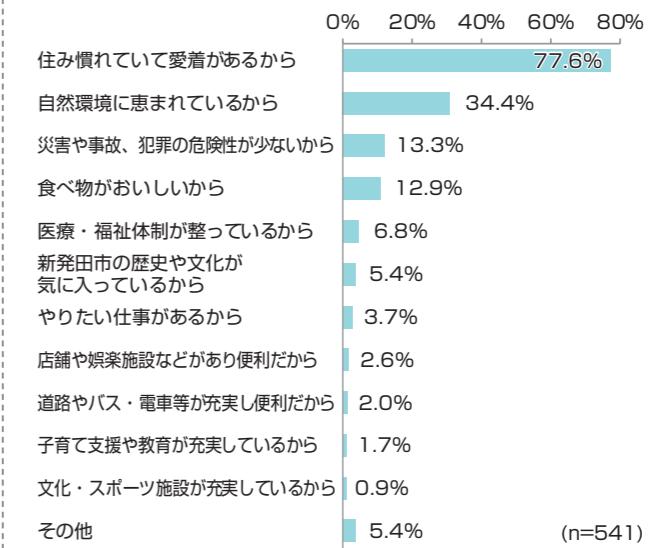
調査対象	18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収またはWEBによる回答
調査期間	令和5年2月20日～令和5年3月6日
回答者数	683人（回答率34.2%）

【新発田市の住み心地と愛着】

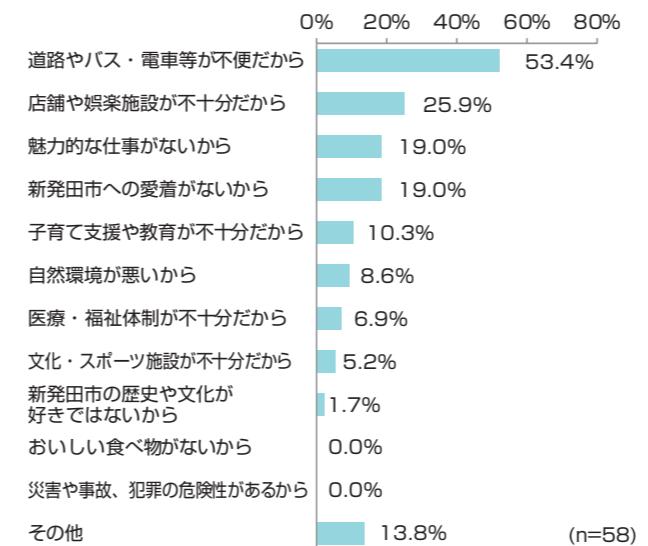
1. 今後の居住意向



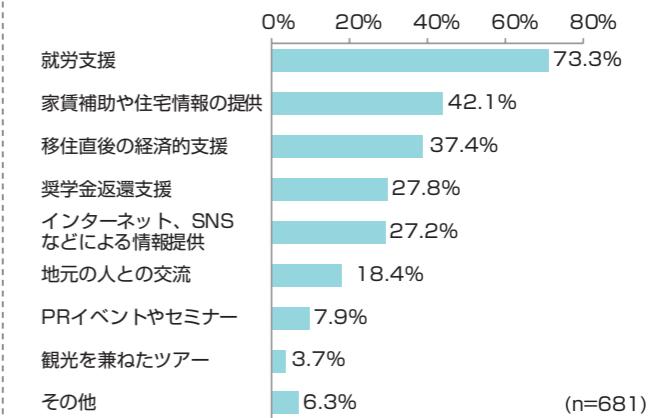
2. 住み続けたい理由(2つまで)



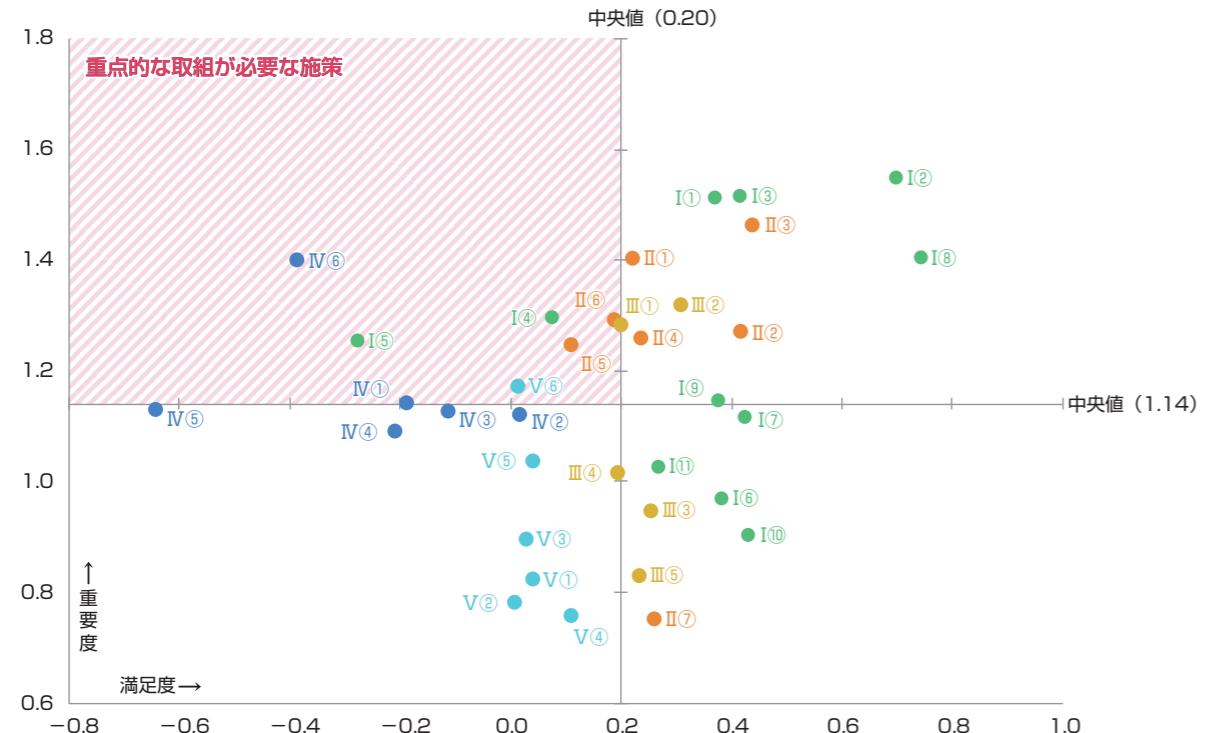
3. 市外へ移りたい理由(2つまで)



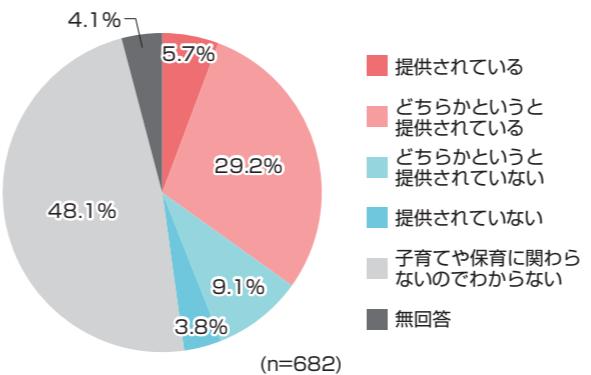
4. 若い人が将来地元に戻るために必要な支援策(3つまで)



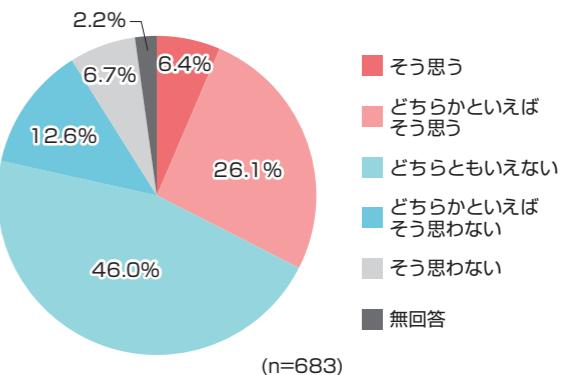
[現状の重要度と満足度]



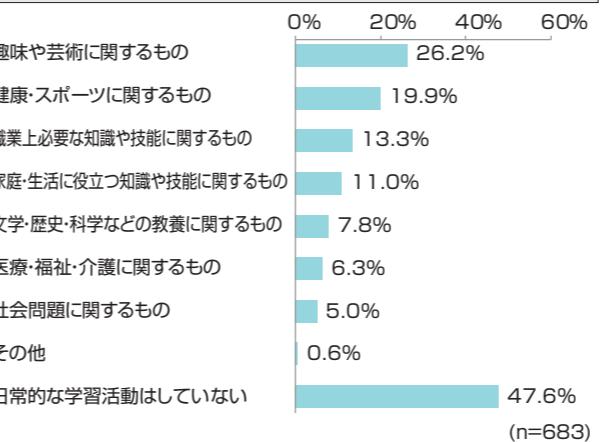
3. 子育てや保育等のニーズに応じたサービスが提供されていると思うか?



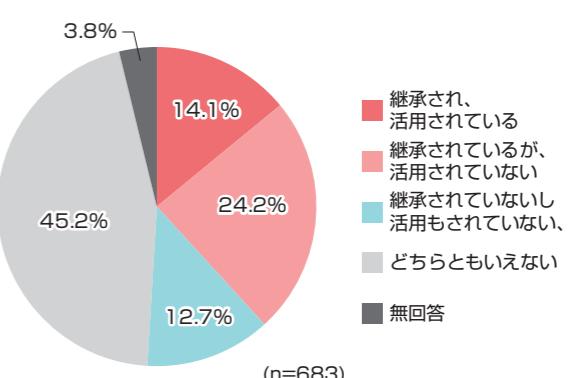
4. 障がいのある人も安心して暮らせるまちだと思うか?



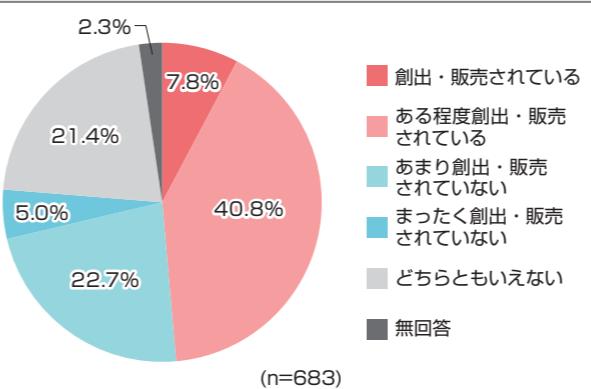
5. 普段の生活で行っている学習活動はあるか? (あてはまるものすべて)



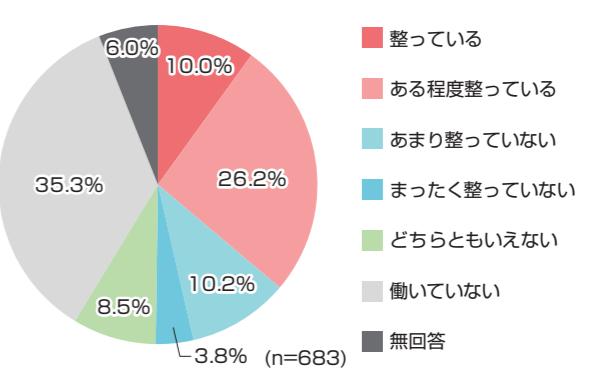
6. 地域の歴史や文化が継承され活用されていると思うか?



7. 新発田の魅力を活かした商品が創出・販売されていると思うか?

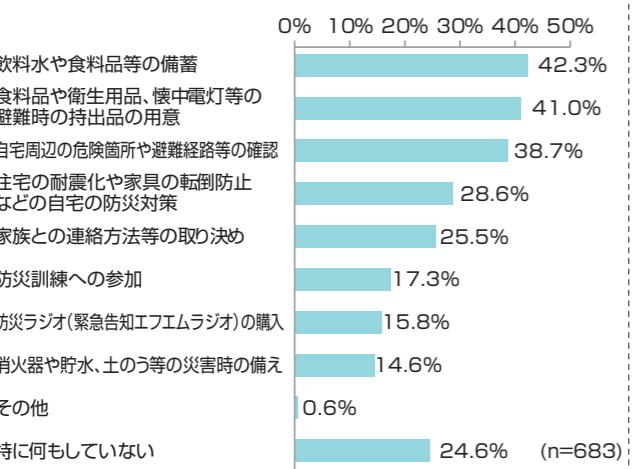


8. 現在の職場は、年齢や性別に関係なく、働きやすい環境が整っているか?

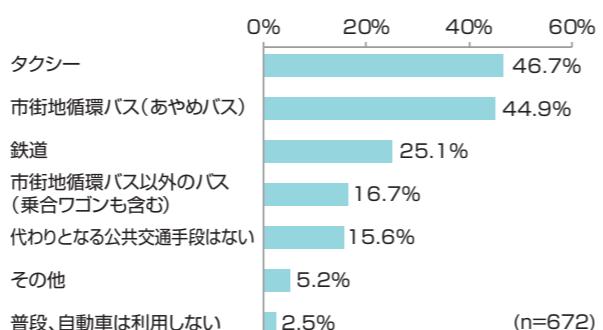


[市民意識]

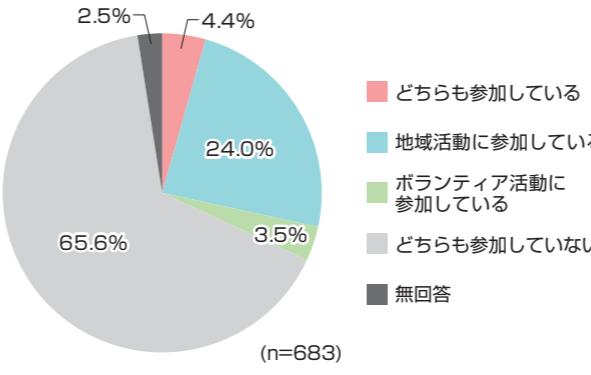
1. 災害に備えて行っている防災対策は? (あてはまるものすべて)



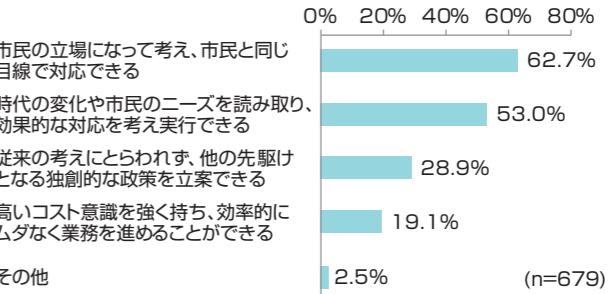
2. 自動車が利用できなくなった場合、代わりとなる公共交通手段は? (2つまで)



9. 地域活動やボランティア活動に参加しているか?



10. これからの新発田市にどのような職員が特に必要だと思うか? (2つまで)

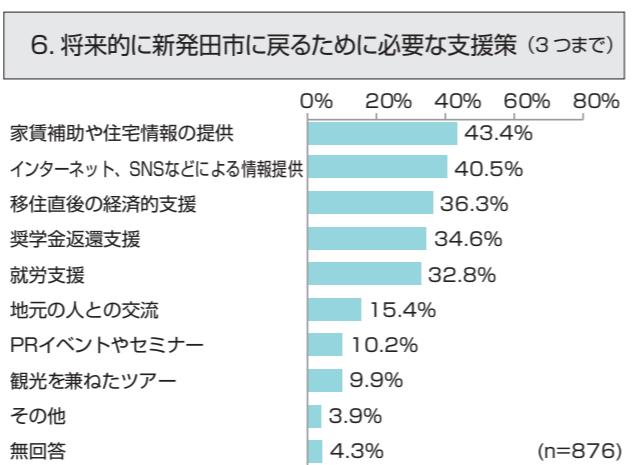
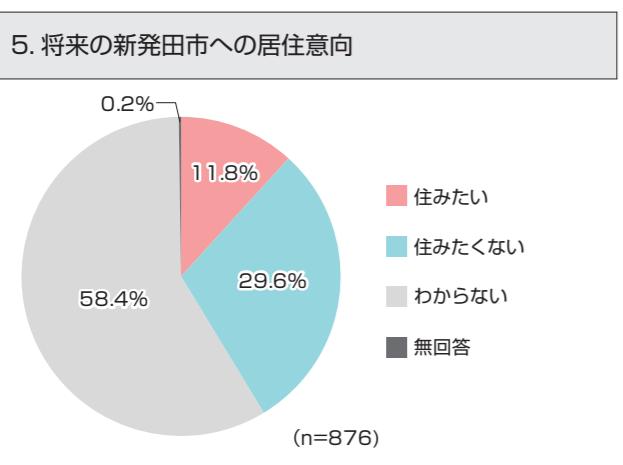
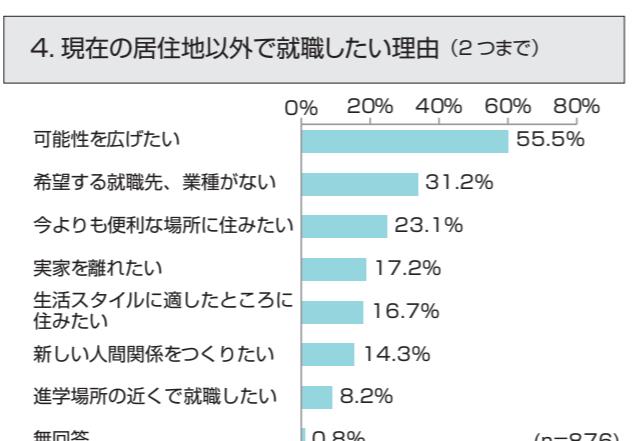
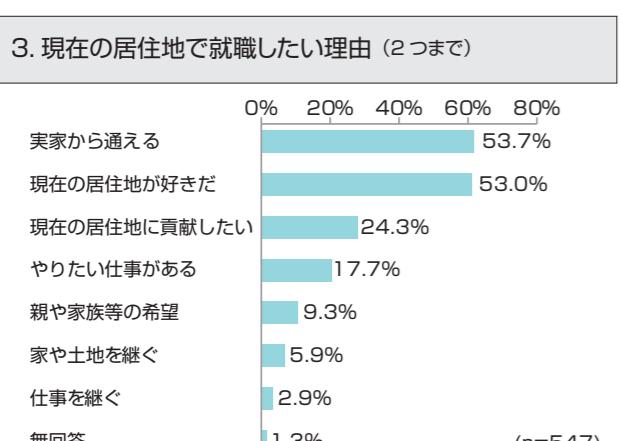
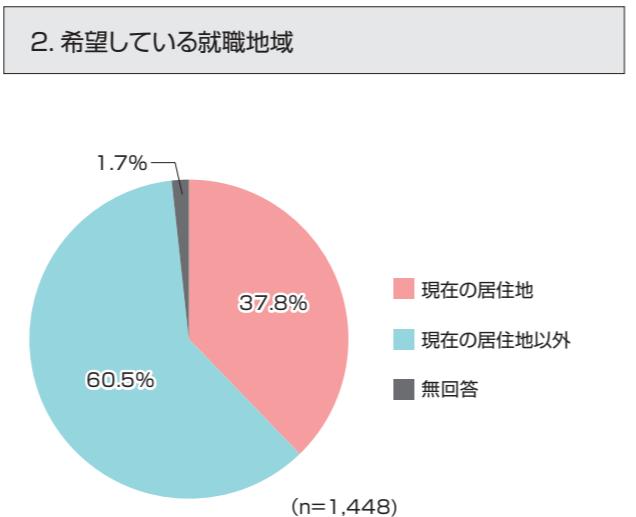
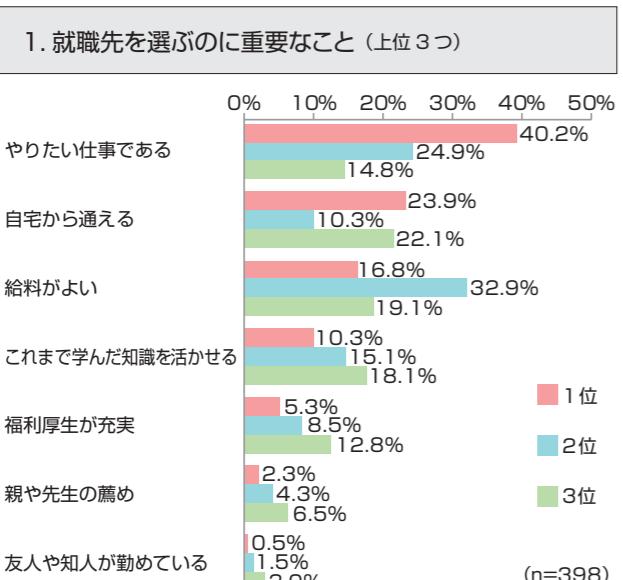


■ 新発田市若者アンケート調査結果(概要)

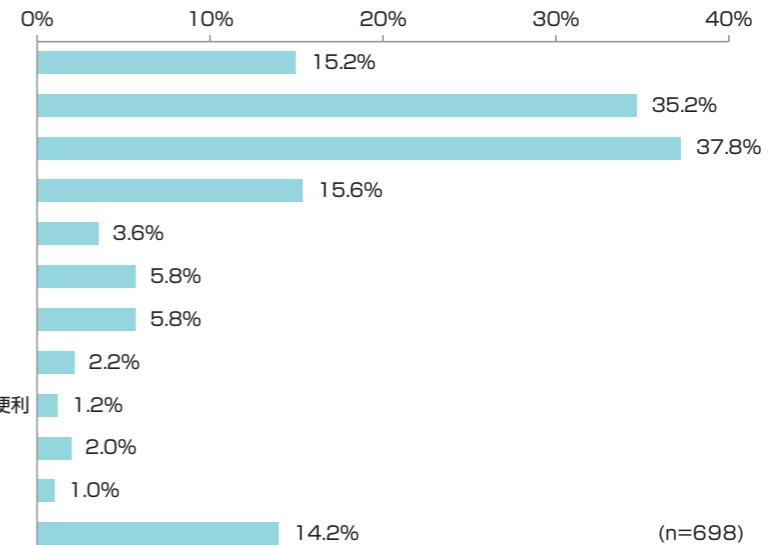
調査対象	市内の高校・短期大学・大学に通う学生約3,500人
調査方法	回答フォームへのURLやQRコードを学校を通じて展開し、任意でスマートフォンなどから回答
調査期間	令和5年1月～2月
回答者数	1,448人 (回答率41.4%)

■ 新発田市外在住者に対するアンケート調査結果(概要)

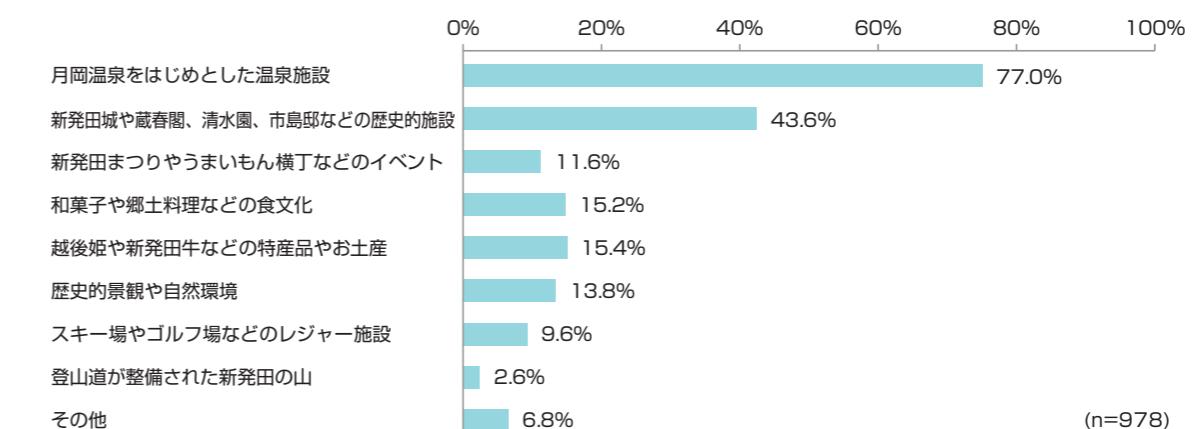
調査対象	新発田市在住者を除く新潟県民 (下越地域、新潟・佐渡地域、県央地域、中越地域、上越地域の5地域各100人)
調査方法	モニターに対してメールを配信するネットリサーチ
調査期間	令和5年3月
回答者数	500人



1. 新発田市の印象(2つまで)



2. 新発田市で魅力的だと思う観光資源(3つまで)



2 基本計画の施策とSDGsの関係

基本目標	施 策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
I 生活・環境	1 防災・減災																	
	2 消防・救急																	
	3 防犯・交通安全			●														
	4 道路・公園・土地利用																	
	5 公共交通																	
	6 脱炭素社会																	
	7 環境保全																	
	8 上・下水道																	
	9 住宅・住環境						●											
II 健康・医療・福祉	1 子育て	●	●	●	●	●												
	2 健康づくり																	
	3 地域医療			●	●	●												
	4 地域福祉	●	●	●	●	●												
	5 障がい者・障がい児福祉	●																
	6 高齢者福祉			●														
	7 スポーツ・レクリエーション			●														
III 教育・文化	1 学校教育		●			●												
	2 学校環境					●												
	3 生涯学習					●												
	4 青少年育成					●												
	5 文化芸術・文化財					●												
IV 産業	1 商工業							●										
	2 農林水産業			●														
	3 観光																	
	4 産業連携																	
	5 市街地活性化																	
	6 雇用・就労			●				●										
V 市民活動・行政活動	1 市民参画と協働																	
	2 関係人口の拡大と多文化共生							●										
	3 人権と多様性の尊重							●										
	4 同和行政・同和教育							●										
	5 情報技術・情報セキュリティ							●										
	6 行政運営																	

③ 新発田市まちづくり総合計画の策定経緯

■ 審議・検討経過

計画の策定にあたり、市民・関係団体・学識経験者等で構成された「新発田市まちづくり総合計画審議会」や府内検討組織である「新発田市まちづくり総合計画策定委員会」、「策定部会」を開催し、審議・検討を行いました。

また、市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

年月日	会議等
令和5年	4月20日 ● 第1回新発田市まちづくり総合計画策定委員会 ● 第1回新発田市未来創造委員会
	5月23日 ● 第1回策定部会（合同部会）
	8月7日 ● 第2回新発田市まちづくり総合計画策定委員会 ● 第2回新発田市未来創造委員会
	8月24日 ● 第1回新発田市まちづくり総合計画審議会（諮問） ● 第1回新発田市未来創造検討会議
	8月25日 ● 第2回策定部会（合同部会）
	9月5日 ● 第2回新発田市まちづくり総合計画審議会 ● 第2回新発田市未来創造検討会議
	9月15日～9月29日 ● パブリックコメント
	9月22日 ● 第3回新発田市まちづくり総合計画審議会 ● 第3回新発田市未来創造検討会議
	10月11日 ● 答申
	10月18日 ● 第3回新発田市まちづくり総合計画策定委員会 ● 第3回新発田市未来創造委員会
	12月22日 ● 令和5年度市議会12月定例会（基本構想議決）
令和6年	1月18日 ● 第4回新発田市まちづくり総合計画策定委員会 ● 第4回新発田市未来創造委員会

■ 新発田市まちづくり総合計画条例

新発田市まちづくり総合計画条例

平成23年12月21日
条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合計画に関する基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示し、基本構想、基本計画及び実施計画から成るもの。
- (2) 基本構想 市が目指すべき将来都市像及びこれを実現するための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本目標を達成するため、施策を体系付け、施策推進の方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するため実施する事務事業を示すものをいう。

(市政運営の基本方針)

第3条 市は、その事務を処理するに当たり、総合的かつ計画的な市政を運営するとともに健全な財政運営を行うため総合計画を定め、これに即して行うものとする。

(名称)

第4条 総合計画の名称は、新発田市まちづくり総合計画とする。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、新発田市まちづくり総合計画審議会条例(昭和45年新発田市条例第30号)第1条に規定する新発田市まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を、前条の規定による手続を経て策定し、若しくは変更するとき、又は廃止するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第7条 市は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 市は、個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■新発田市まちづくり総合計画策定委員会規定

新発田市まちづくり総合計画策定委員会規程

平成12年9月18日
訓令第8号

(設置)

第1条 新発田市まちづくり総合計画(以下「総合計画」という。)に係る事項を審議し、各課等の相互調整を行い、もって総合計画の円滑な策定を図るため、新発田市まちづくり総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定に必要な調査及び研究に関する事項。
- (2) 総合計画の立案及び調整に関する事項。
- (3) その他総合計画策定に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、こども課長、農林水産課長、地域整備課長及び教育次長をもって充てる。

(平成17訓令6・平成19訓令22・平成19訓令24・平成19訓令36・平成21訓令7・平成22訓令6・平成23訓令13・平成25訓令19・平成27訓令13・令和元訓令1・令和4訓令3・令和5訓令6・一部改正)

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統轄し、委員会の所掌事務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又はその他の事由により委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(平成19訓令24・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

(部会)

第6条 委員会に別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、部会長、副部会長、策定主任及び部員をもって組織し、部会長、副部会長、策定主任及び部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 部会長は、部会を統轄し、別表に掲げる部会の所掌事務を掌理し、所掌事務に係る調査、研究及び調整の成果並びに総合計画の原案を委員長に提出するものとする。また、部会長は、他の部会構成員の出席を求め、意見を徵し、資料の提出を依頼することができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき、又はその他の事由により部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 策定主任は、所掌事務に係る調査、研究及び調整を行い、その成果及び総合計画の素案を部会長へ提出する。

6 部員は、所掌事務に係る調査、研究を行い、その成果を策定主任へ提出する。

(部会長会議)

第7条 部会長会議は、市民活動・行政活動部会長が必要に応じて招集し、市民活動・行政活動部会長が議長となる。

2 部会長会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の原案策定に必要な調査及び研究に関する事項。
- (2) 総合計画の原案立案及び調整に関する事項。
- (3) その他総合計画策定に関する事項。

(平成17訓令6・平成23訓令13・一部改正)

2 部会長会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の原案策定に必要な調査及び研究に関する事項。
- (2) 総合計画の原案立案及び調整に関する事項。
- (3) その他総合計画策定に関する事項。

(平成17訓令6・平成23訓令13・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会、部会及び部会長会議の庶務は、みらい創造課において処理する。

(平成13訓令9・平成17訓令6・平成22訓令6・平成23訓令13・平成25訓令19・平成27訓令13・一部改正)

(報告)

第9条 委員長は、総合計画の成案を得たときは、市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

前文(平成13年訓令第9号)抄

平成13年4月1日から実施した。

前文(平成14年訓令第4号)抄

平成14年4月1日から実施した。

前文(平成15年訓令第10号)抄

平成15年7月7日から実施した。

前文(平成17年訓令第6号)抄

平成17年5月1日から実施した。

前文(平成18年訓令第6号)抄

平成18年8月1日から実施した。

前文(平成19年訓令第22号)抄

平成19年4月1日から実施した。

前文(平成19年訓令第24号)抄

平成19年6月1日から実施した。

前文(平成19年訓令第36号)抄

平成19年10月1日から実施した。

前文(平成20年訓令第11号)抄

平成20年4月1日から実施した。

前文(平成21年訓令第7号)抄

平成21年4月1日から実施した。

前文(平成22年訓令第6号)抄

平成22年4月1日から実施した。

前文(平成23年訓令第13号)抄

平成23年6月7日から実施した。

前文(平成25年訓令第19号)抄

平成25年4月1日から実施した。

前文(平成26年訓令第3号)抄

平成26年4月1日から実施する。

前文(平成27年訓令第13号)抄

平成27年4月1日から実施した。

前文(令和元年訓令第1号)抄

平成31年4月1日から実施した。

前文(令和4年訓令第3号)抄

令和4年4月1日から実施した。

前文(令和5年訓令第6号)抄

令和5年4月1日から実施した。

■新発田市まちづくり総合計画審議会条例

別表(第6条関係)
(令和4訓令3・全改、令和5訓令6・一部改正)

部会	部会長	副部会長	策定主任	部会	所掌事務
生活・環境部会	地域整備課長	部会を組織する策定主任の中から部会長が指名する者	地域安全課長	部会を組織する策定主任の属する課等に属する職員	部会を組織する策定主任の属する課等の掌握事務
			環境衛生課長		
			市民まちづくり支援課長		
			地域整備課長		
			維持管理課長		
			建築課長		
			財産管理課長		
			下水道課長		
			水道局業務課長		
			水道局浄水課長		
			健康推進課長		
			スポーツ推進課長		
			保健年金課長		
			高齢福祉課長		
健康・医療・福祉部会	子ども課長	〃	こども課長		
			社会福祉課長		
			新発田駅前複合施設長		
			教育総務課長		
			学校教育課長		
			文化行政課長		
			中央図書館長		
教育・文化部会	教育次長	〃	生涯学習課長		
			青少年健全センター所長		
			商工振興課長		
			観光振興課長		
			農林水産課長		
			農業委員会事務局長		
市民活動・行政活動部会	総務課長	〃	総務課長		
			人事課長		
			財務課長		
			みらい創造課長		
			契約検査課長		
			情報政策課長		
			人権啓発課長		
			税務課長		
			収納課長		
			市民生活課長		
			市民まちづくり支援課長		
			豊浦支所長		
			紫雲寺支所長		
			加治川支所長		
			財産管理課長		

新発田市まちづくり総合計画審議会条例

昭和45年7月6日
条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新発田市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(平成12条例37・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新発田市まちづくり総合計画に関する事項について調査及び審議する。
(平成12条例37・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 一般住民代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の役職員
(平成17条例108・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、みらい創造課において処理する。

(昭和46条例30・昭和47条例24・昭和50条例17・昭和54条例14・昭和62条例18・平成2条例2・平成6条例15・平成11条例3・平成12条例37・平成13条例31・平成17条例68・平成22条例22・平成23条例19・平成24条例33・平成27条例11・一部改正)

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第17号)抄

■新発田市未来創造委員会設置要綱

(施行期日)
1 この条例は、昭和50年8月1日から施行する。
附 則(昭和54年条例第14号)抄

(施行期日)
1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第15号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第37号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市まちづくり総合計画審議会条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の新発田市長期発展計画審議会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により諮問された内容は、改正後の新発田市まちづくり総合計画審議会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により諮問されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定により任命された審議会委員は、新条例第3条第2項により任命されたものとみなす。

附 則(平成13年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市職員の特殊勤務手当に関する条例等の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第68号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第108号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市まちづくり総合計画審議会条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市まちづくり総合計画審議会条例の規定は、平成23年5月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新発田市未来創造委員会設置要綱

平成27年7月27日
告示第207号

新発田市未来創造委員会設置要綱を次のように定め、平成27年7月28日から実施する。

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、関係部局等が連携して人口減少克服及びまち・ひと・しごと創生(法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。以下同じ。)に関する効果的な施策を推進することで持続可能な地域社会の実現を目指すとともに、総合戦略に示した施策の実施状況について総合的な検証を行うため、新発田市未来創造委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の施策の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他人口減少克服及びまち・ひと・しごと創生について必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には市長を、副委員長には副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、課長等(新発田市予算規則(平成18年新発田市規則第33号)第2条第3号に規定する課長等をいう。)その他委員長が指定する者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討チーム)

第6条 委員会に、第2条に規定する所掌事務(以下「所掌事務」という。)について、調査、検討その他専門的な作業を行わせるため、検討チームを置くことができる。

2 検討チームは、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 検討チームを掌理するため、検討チームにリーダーを置く。

4 検討チームの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。

5 検討チームは、調査、検討その他専門的な作業を行い、その内容を委員長に報告するものとする。

(検討会議)

第7条 委員長は、所掌事務を行うに当たり、広く関係者から意見を求め、協力して取組を進めるため、外部の有識者等で構成する検討会議を置くことができる。

2 検討会議の構成員は、委員長が関係諸団体等から委嘱する。

3 検討会議に議長を置き、議長は構成員の互選により定める。

4 検討会議は、委員長が必要に応じて招集する。

5 検討会議は、委員長から提示された事項について意見を述べ、その内容を委員長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会及び検討会議の庶務は、みらい創造課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

■ 質問・答申

みらい第746号
令和5年8月24日

新発田市まちづくり総合計画審議会
会長 植田 穣 様

新発田市長 二階堂 馨

新発田市まちづくり総合計画基本構想について（質問）

将来都市像を「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」とし、令和6年度を初年度とする新発田市まちづくり総合計画基本構想の案について、新発田市まちづくり総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく質問いたします。

令和5年10月11日

新発田市長 二階堂 馨 様

新発田市まちづくり総合計画審議会
会長 植田 穓

新発田市まちづくり総合計画基本構想（案）について（答申）

令和5年8月24日付けみらい第746号で、本審議会に質問された新発田市まちづくり総合計画基本構想（案）について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

新発田市まちづくり総合計画（令和6年度～令和13年度）基本構想（案）については、今後、当市が目指す将来都市像の実現に向けた方針や目標が明示されており、概ね妥当であると判断します。

- 1 安心・安全なまちであることを大前提として、市民一人ひとりがその人らしく、寿命を全うするまで健康で幸せに暮らせる、住んでいて満足する、幸福な気持ちになれる「ウェルビーイング」の視点を持って全施策を推進されるよう要望します。
- 2 まちづくり総合計画の進行管理においては、取組内容を優先度に基づいて簡潔明瞭に市民に示すとともに、実施した施策や事業の効果検証を行い、計画に従って着実に取り組まれるよう要望します。
- 3 将来都市像及び各基本目標を達成するために、実効性の高い施策を展開し、特に、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、単独の施策ではなく、分野横断的な連携により、戦略的に事業が実行されるよう要望します。

■新発田市まちづくり総合計画審議会兼新発田市未来創造検討会議委員名簿

(令和5年9月現在)

区分	氏名	備考
第1号委員 (一般住民代表)	荒井 一夫	新発田信用金庫・理事長
	小池 実千代	新発田商工会議所女性会・会員
	樺沢 浩	NPO 法人新発田市手をつなぐ育成会・理事
	片山 大輔	(一社)新発田青年会議所・専務理事
	西村 純子	街角こんばす(株)・代表取締役
	若桑 昭男	公募委員
	池戸 理	公募委員
第2号委員 (学識経験を有する者)	植田 穎(会長)	新潟職業能力開発短期大学校・校長
	田中 利光	敬和学園大学人文学部共生社会学科・教授
第3号委員 (関係諸団体の役職員)	清野 茂孝	北越後農業協同組合・常務理事
	笹川 康夫	新発田北蒲原医師会・顧問
	早川 英雄	日本労働組合総連合会 新潟連合会・下越地域協議会・事務局長
	小竹 英之	(一社)新発田市観光協会・副理事長
	鶴巻 健慈	新発田市私立保育園連絡協議会・委員
	若林 泰子	新発田市文化財調査審議会・委員
	萩野 喜弘	新発田市中学校校長会・会長
	岸本 正智(副会長)	新発田市スポーツ推進審議会・会長

新発田市まちづくり総合計画 令和6年度⇒令和13年度

発行 令和6年3月
編集 新潟県新発田市みらい創造課
〒957-8686 新潟県新発田市中央町3-3-3
TEL 0254-22-3030